

第七十四回
国会

参議院文教委員會會議錄第一号

昭和四十九年十二月二十四日(火曜日)
午後二時二十九分開会

委員氏名
委員長
理事

世耕 政隆君
片岡 勝治君
有田 一寿君
石本 茂君
齋藤 十朗君
山東 昭子君
高橋 晉富君
内藤 三郎君
中村 登美君
藤井 丙午君
最上 進君
久保 亘君
鈴木美枝子君
宮之原貞光君
安永 英雄君
内田 善利君
矢原 秀男君
加藤 進君
小巻 敏雄君
中沢伊登子君

辭任

石本 茂君

補欠選任

久保田藤麿君

辭任

楠 正俊君

補欠選任

植木 光教君

辭任

中村 登美君

補欠選任

大谷藤之助君

辭任

大谷藤之助君

補欠選任

中村 登美君
栗林 卓司君

委員長の異動

十二月十四日世耕政隆君委員長辭任につき、その補欠として内藤三郎君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長
理事

内藤三郎君

委員

有田 一寿君
久保田藤麿君
片岡 勝治君
加藤 進君
山東 昭子君
志村 愛子君
高橋 晉富君
中村 登美君
藤井 丙午君
最上 進君
久保 亘君

委員の異動

十二月九日

辭任

齋藤 十朗君

補欠選任

志村 愛子君

十二月十七日

辭任

世耕 政隆君

補欠選任

楠 正俊君

十二月十八日

○病弱養護学校の校地取得等に関する請願（第五九三号）

○女子教職員の育児休暇立法に関する請願（第七二五号）

○大蔵省私学助成に関する請願（第八八一号）

○公立高校建設のための用地取得に対する国の補助に関する請願（第九七六号）（第一三三二一）

○義務教育就学児童生徒の通学のための交通（足の確保等）に関する請願（第一二五三三）（第一二五四四）（第一二五五五）（第一二五六六）

○私立学校に対する国庫補助金の大幅増額等に関する請願（第一二五七五）（第一二五七六）

○給食費の父母負担、地方自治体負担の軽減のため国の補助の大幅増額に関する請願（第一三五一号）（第一九四三三）（第二〇五三三）

○昭和五十年年度の教育予算に関する請願（第一三五二二）（第一八三四四）（第一八三五五）（第一八三六六）（第一九四一四）

○学校災害補償法制度に関する請願（第一四五四号）（第一八九五五）

○大学院生に対する育英会奨学金等の大幅改善に関する請願（第一五七四号）

○国立滋賀医科大学に口腔外科学講座の設置に関する請願（第一六四七号）

○私立学校振興助成法（仮称）の制定に関する請願（第一六八七号）（第一八一三三）

○高等学校施設整備に係る財政措置に関する請願（第一六八八号）（第一八一四四）

○国立の大学、試験研究機関に対する予算の増額等に関する請願（第一八三三三）（第一八八四四）（第一八九二五）（第二二〇一四）

○学校法人立幼稚園補助金等に関する請願（第一八八三三）

○大学院生、研究生に対する育英会奨学金等の大幅改善に関する請願（第一九四二二）

○私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願（第一九四四四）（第一九四五五）

○私立小・中・高等学校に対する国庫補助金等に関する請願（第一九四八号）

○私立大学に対する国の助成の大幅増額等に関する請願（第二二〇二二）

○派遣委員の報告に関する件

○委員長（内藤三郎君） ただいまから文教委員会を開会いたします。

一言ごあいさつを申し上げます。
このたび、はからずも文教委員長に選任され、その職責の重大さを痛感している次第でございます。はなはだ微力ではございますが、委員の皆さまの御協力をいただきまして委員会の運営に当たる所存でございます。何とぞ、皆さまの御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつにかえる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○委員長（内藤三郎君） 理事の選任及び補欠選任についておはかりいたします。

本委員会の理事が一名欠員になっておりますので、ただいまから理事の選任を行ないたいと存じます。

また、委員の異動に伴い、本委員会の理事が二名欠員になっておりますので、その補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（内藤三郎君） 御異議ないと認めます。

それでは、理事に久保田藤麿君、有田一寿君及び加藤進君を指名いたします。

○委員長（内藤三郎君） 調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、教育、文化、学術に関する調査を行なうこととし、この旨の調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（内藤三郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（内藤三郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

文化功労者年金法の一部を改正する法律案
以上、両案を便宜一括して議題といたします。永井文部大臣。

○国務大臣（永井道雄君） このたび、政府から提出いたしました国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員につきましては、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、昭和四十七年一月から、教職調整額の支給等の措置が講ぜられており、本年七月二十六日、人事院から幼稚園等の教育職員についても教職調整額の支給等の措置を講ずべき旨の意見の申し出がありました。政府といたしましては、この内容を検討いたしました結果、この意見に沿って必要な措置を講ずることが適当であると認め、この法律案を提出したものであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。

第一は、国立及び公立の幼稚園並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚園部の教育職員について教職調整額制度を適用することとしたことであります。

第二は、この法律は、公布の日から施行し、本

を拝命いたしました衆議院の山崎平八郎でございます。

この道にかけまして、はなはだ浅学非才でございます。大臣をお助けしながら、なお各党の諸先生方の御指導を賜わり、粉骨砕身、文教方面に勉強しながらつとめてまいりたいと、かような覚悟でございますので、どうぞよろしく御叱正のほどをお願い申し上げます。

○委員長（内藤三郎君） 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

文化功労者年金法の一部を改正する法律案
以上、両案を便宜一括して議題といたします。永井文部大臣。

○国務大臣（永井道雄君） このたび、政府から提出いたしました国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員につきましては、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、昭和四十七年一月から、教職調整額の支給等の措置が講ぜられており、本年七月二十六日、人事院から幼稚園等の教育職員についても教職調整額の支給等の措置を講ずべき旨の意見の申し出がありました。政府といたしましては、この内容を検討いたしました結果、この意見に沿って必要な措置を講ずることが適当であると認め、この法律案を提出したものであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。

第一は、国立及び公立の幼稚園並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚園部の教育職員について教職調整額制度を適用することとしたことであります。

第二は、この法律は、公布の日から施行し、本

○委員長（内藤三郎君） 山崎文部政務次官。

○政府委員（山崎平八郎君） ただいまごあいさつ

のございました永井文部大臣のもと、同政務次官

○委員長（内藤三郎君） 調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、教育、

必要であるという事は御指摘のとおりでございます。ただいまお話がございましたように、先般いわゆる人権法が当委員会でも御可決いただきました際にも、そうした附帯決議があるわけでございます。私も、私もそうした趣旨に従いまして検討をし、努力をいたしてきたつもりでございます。ただ、今回提案申し上げております法案に含まれていないという点でございますが、これは安永先生、十分御承知のとおり、この法案は教育職俸給表(三)の適用を見ても、幼稚園並びに盲学校、ろう学校、養護学校の幼稚園の教員に対する法律でございます。ここに事務職員を入れることは、法の体系からしても困難な次第でございます。

さらに、この教職調整額ということではなくて、一般の調整額を支給するという点も一つの問題点であろうかと思いますが、この点につきましては、この職務の特殊性等につきましてさらに詳細な検討を必要とするのではないかと、いろいろに考えております。現段階では一般の調整額を付するということにつきましては、なお、いろいろ問題が残されているように思います。

そこで、文部省といたしましては、この事務職員の処遇の改善につきましてどういうふうに考えてきたかと申しますと、第一は、その等級の格付けの問題でございます。昭和三十三年に通過がしておりますわけでございまして、その通達には二回ございまして、最初のものにおきましては学校事務職員の等級はおおむね五等級から八等級までに相当する等級に格付けされるようにということでございまして、二回目に出されました通達におきましては、おおむね五等級から八等級までに相当する等級といたしまして、格付けの標準的な例を示したものであって、これに限定するものではないのだ、学校における事務職員の配置の特殊性を考慮しまして、個々の事務職員の学歴や経験年数を考慮いたしまして適切な処遇が行なわれるようにという指導もいたしてきたわけでございます。ただ、実際問題といたしましては、御承知のとおり、この四

等級格付けを現に実施しておる府県は約十九県にすぎませんので、こうした格付けがさらに広く行なわれますよう、私どもも指導に努力をいたしておる次第でございます。

○安永英雄君 人事院、見えてますね。

○委員長(内藤三郎君) 見えています。

○安永英雄君 同じ質問ですけれども、私は、もうなくなりましたけれども、佐藤総裁ともこの問題についてはいろいろ打ち合わせをいたしましたし、国会の中でも特に人権法の中で佐藤総裁にはこの問題についてもぜひ質問をし、答えていただけたわけでありまして、この問題について努力をされたことを私はよく知っております。

きょう今日の状態で学校事務職員に対するこの待遇改善の問題、特に私は、人事院そのものが、法律の上からいっても、みずから調整額制度あたりは人事院の所轄になってくるわけで、規制をつくればいいわけなんですから、どれだけ今日まで努力をされ、そして、いまの状態としてはどう思われますか、人事院として。

○政府委員(栗木広君) 事務職員の問題につきましては、まず、今回のこの勧告は、四十六年度の教職調整額制度発足の際に問題として残りました幼稚園について懸案事項になっておりましたので、その結論を得ましたので勧告を申し上げ、同時に、先般の人権法の際に附帯決議の中に入れたました幼稚園関係の問題の一部を解決するというような点から勧告が行なわれたわけでござい

ます。いま御指摘の事務職員の問題でございますが、この点につきましては、人権法にも基づきます第一次教員給与改善の際の勧告の「説明」のものと、こころ、こちらのほうといたしましては事務職員の問題について、問題をどうあるべきかというような点について触れたつもりでございます。この点は先ほど来論議されております三十二年の通達が出た後でございますが、その運用とも関係いたします問題であると思っております。人事院の所管しております国家公務員の問題につきま

しては、大学事務職員として大学全体の中で運営されておりますものから、毎年の人事の状況等をよく拝見させていただいて、級別定数増の際にもよくこちらのほうの御趣旨も体して配慮をいたしておるつもりでございます。

いま一番問題になっておりますのは、公立学校のことではなからうかと思っておりますが、この点につきましては、前の勧告の際に触れました趣旨でよくお考えをいただければ、運用上支障ないようにならうかと、こう思っております。

○安永英雄君 これは、人事院のほうにはあとでまたお聞きをしますけれども、どうもやっぱり勧告にちょっと触れておいたと言いましても、私は、人事院の今日までの努力というのはほとんどないと思うのです。ちょっとあすこに書いておいたからということ、それで今日まで努力が云々ということは言えないと思う。また、多少勧告をしたが、はね返りが来ぬから待ておるといふ、政府や、そういうたつた出方待ちという、政府が、それじゃいけません。人事院はみずからその権限があるわけですからやらないかぬです。

よ。政府のほうから出てきたらというふうなことで、文部省の中で何か給与の審議会あたりあるから、その結論をのぞいてみてなんというふうな、そんな、私は、人事院の態度じゃ、とてもこの問題は解決できないと思うのです。これは、總裁が今度かわりましたから、あらためて今度またお聞きします。

そこで、通達という問題がありますけれども、通達の趣旨も、内容もちょっと局長お触れになりましたけれども、私は、こころ三十二年の通達の内容も、趣旨も、内容をもう一回かみしめなかならぬと思うのです。いまあまりに三十二年通達、通達と、こう言って、とにかく事務職員の待遇を改善せよ、局長とかくこの通達の趣旨というの

すか。

○政府委員(安嶋彌君) 通達の趣旨は、先ほど申し上げましたように、学校における事務組織の規模は一般の事務官庁等に比べて非常に小さいわけでございますが、小さいという理由だけに、よりまして当該事務職員の格付けが不当に低くされることがないようという趣旨でございます。したがって、そうした事務職員でございますが、個々の事務職員の学歴や経験年数等を考慮して他の一般職員に比して不均衡な扱いを受けないように十分配慮してもらいたいという趣旨でございます。

三十二年通達は、ただいま人事院の給与局長からお話ございましたように、私は二つあると申し上げたわけでござい

ますが、この給与法の改正後におきましては二つございまして、改正前にもう一つの通達が出ておりました。その通達におきましては、ただいま私が申し上げましたように、一人もしくは数人というごく少数の事務職員によって重要な学校事務が処理されておる場合もある、事務職員の職務の級の格付けにあたっては部下職員の数のみを基準としてこれを行なうことがないように配慮してもらいたいということ、このことが三十二年通達の趣旨、背景であらうかと思ひます。

○安永英雄君 私の言いたいのは、ちょっと読んでみますが、そういう内容の問題もさることながら、今日までこころ三十二年の通達の問題が解決しないというの、この事務職員の位置づけといたしまして、学校内における位置づけ、教育内における位置づけというものがはっきりしていないからです。通達ぐらいははっきりしているものはないんですよ。その問題をとにかく認識すれば今日まで延びるはずはないんです。いいですか。これが待遇のいかんは、学校運営、事務能率等にきわめて大きな影響を及ぼすものと考えられる、その点に留意してこれが待遇の向上については格段の努力をお願いしますという趣旨なんです。ここまではっきり位置づけは、短い文言ですけれども、できている。いわゆる学校運営というものの

これは非常なウエートを占めているのだというところから、あなたがいまおっしゃったような内容をこうしなさいということ、これを忘れてはだめなんですよ。私はこの点を認識してもらいたいというふうに考えたから言ったわけですが、内容はわかってはいます。また、いまのとおりでございすけれども、そうすると、三十二年から今日までも十七年ですよ。十七年の間これだけのすばらしい内容の、はっきりした目的で格段の努力をしてもらいたという通達を各県に流しておきながら、いまあなたがおっしゃったように、文部省調査では四十六都道府県の中でいまのところ十九県とおっしゃる。私は十九県調べてみましたけれども、十九県でもこの通達どおりにはいっていない、趣旨どおりにはいっていない。この間何されたのですか。この趣旨の徹底というは出しっぱなしでしたのですか。これ、どういう形でこの趣旨の徹底をされましたか。努力したと言われまされども、どうですか。

○政府委員(安嶋彌君) 具体的な趣旨徹底の方法といたしましては、教育長の会合あるいは人事給与主管課長会議の席上等で私自身からも、また担当の課長等からも強くこのことを指導し要請をいたしております。そういう方法によって趣旨の徹底をはかってきたということでございます。

○安永英雄君 主管課長会議あたりでやったって、これは徹底しませんよ、いまの状態では。実際にこれだけの通達を出しておれば本腰でやらなければだめですよ。これはいまからの問題として一月にも何かな行なわれるという話ですけれども、そこらあたりでこの問題についての趣旨徹底なら徹底、とにかくできるものじゃないんだ。

それともう一つは、いま非常に混乱しておるのは、通達という問題で、たとえば十九県がやっている、こう言いましても、その内容を見ますとこれが非常に抽象的なんですよ、内容が。基準もなければ何にもない。とにかく「他の一般職員に比し、不均衡な取扱いをうけぬよう、その適正化につとめる」とか、「その職員の学歴、経験年数等を

考慮して、役付職員と同等の格付がなされるように措置すること」とか、こうなっていますけれども、この点が実際はそのとおりではない。たとえば一番問題なのは、年齢、それから在等級年数、それから経験年数、こういったもので、ぐんぐん——たとえばこの通達に従って多少やっておるところでもぎゅうぎゅう締めつけられておる。この通達の趣旨のように、均衡を失しないように、こういったことが著しく行なわれておるところでも、不均衡なんですよ。たとえば、これはもう御存じだと思いますけれども、一般職の行政職、こういったもので、いわゆる在等級年数あたりでいきますと、一般の事務をとっている人、これの在職年数と、こういったものは、大体いまお話しのように、四等級までいけると、こう言いましたら、結局十一年でいくんですよ。年齢でいけば、たとえばは二十一歳で就職をしたと、こういきましたも、この人は三十三歳で四等級にいくという、こういうケースを普通もとっている。ところが、現在十九県と言われているその中を調べてみても、いろいろ私は調査をしてみたわけでありまされども、ほとんど十七年、十八年です。まあ一番あれで十三年。こういうふうにして四等級に格づけられていきましても、そこにいく間の経験、在職年数というのは非常に長い。年齢あたりでまた線を引いてみますと、五十一歳でないとだめなんだ、四等級にはいけない。各県、四十八歳、四十七歳、五十四歳、四十六歳、五十歳、四十三歳、三十九歳とか、こういう形でいっておりますから、この通達の趣旨で、不均衡にならぬように、不均衡を是正しなさいと、こう言っておいても、こういう状態なんですよ。これもやっぱり通達の徹底という形で、こういう問題も周知徹底させてやっていくと、こういうことがなければならぬのじゃないか。年齢とかあるいは在等級年数あたりもそのままと同じようにいけというふうな指導も内容的になさったことはございすか。

○政府委員(安嶋彌君) 安永先生もよく御承知のことでございますが、事務職員と教員の給与では国の法律制度がかなり違うわけでございます。教員につきましても、御承知のとおり、教育公務員特例法の二十五条の五という規定がございまして、教員の給与の種類、額は国の基準によりますことと、たいへん国の制度と密着した公立学校教員の給与制度を予定をいたしておるわけでございます。ところが事務職員につきましては、教特法二十五条の五のような規定はもちろんないわけでございます。地方公務員法におきまして、国や他の地方公共団体の職員の給与制度等を考慮して、国の制度との関連がやや間接になっておるわけでございます。したがって、給与のあり方について指導をいたします場合におきましても、教員の場合はかなり具体的に詳細な基準を示し、指導をするということが法律制度のいわば要請するところでございますが、事務職員の場合は、ただいま申し上げましたように、その間の関連がややゆるいわけでございます。したがって、国の指導といたしまして、ある程度教員の場合に比しまして抽象的な指導にならざるを得ないというところもぜひ御理解をいただきたいと思ひます。つまり、事務職員の給与を決定する、何と申しますか、主体は、地方団体自身にあるわけでございます。それに對して、ただいま申し上げましたような形で指導をいたしておると、こういうことでございす。

同時に、学校事務職員の給与の問題は、一般の県庁や市町村役場等の事務職員の給与にも関連をいたします。自治省の公務員部等とも連絡をとりながら指導をしてきておると、そういうことで、教員の場合とは若干指導上のニュアンスに差異が出ておるといふことを御理解をいただきたいと思ひます。ただ、御指摘のような事実につきましては、三十二年の通達にもございすように、一般の事務職員に比べて学校事務職員なるがゆえに不均衡な扱いが行なわれているというところであれば、これはさらに私どもとしても指導に力を尽くしたいというふうに考えます。

○安永英雄君 私は、そういう均衡を失するような取り扱いが現に行なわれているから言っておるわけですよ。だから文部省のほうは、前半に言われたような一般論はある程度わかるんですよ、わかれば、私、これだけの通達を出しておきながら、そうしてこれもまだなかなか趣旨が徹底しない、十九県だと、その十九県の中でも、いま申し上げたような実態が出てくるということになれば、これは当然やっぱり——しないとはあなたはおっしゃらなかった、おっしゃらなかったけれども、いままたいな、いわゆる国の四等級に完全に格づけができるように、私ども趣旨としてはこれをやっているんですよ、あるいはまた昇級昇格の基準ですね、いま申し上げたような、年齢とかあるいは在職年数とか経験年数とか、こういった基準については、こうなけりやならぬというふうなところについては、こんなに不均衡があるじゃないかと、いうことはやっぱりはっきりつけて説明をし、指導をし、今後やっていくという迫力がなければ、この問題でできませんよ。いまも話がありました、十七年何したか。主管課長会議やったときに言いました、こういうことで、また、ちよつと所管が違ふんで、学校教員のようにはその強弱は言われまへんから、その気持ちに察してくださいという答弁ですけれども、それではとにかくこれは何年たつてもできない。私は、それでどうしてもやっぱりもう一回通達を出す、そしていまみたいな形の四等級に格づけする、あるいはいまの昇級昇格基準というものをはっきり明示する、こういうことと、とにかく均衡を失しないようにやってくださいという通達を早急に、せめて今度の国会に何も提案しないというのだったら、この通達の徹底ということは私はぜひやってもらわなきゃならぬし、そう思ひますが、大臣どんなふうでしょう。答えてくくった局長でけつこうですよ。○政府委員(安嶋彌君) 基本的な考え方は、三十二年通達のとおりでございす。そうした趣旨の

徹底をはかつていきたいということでございますが、地方公務員法にもございますように、職員の給与は、その官職の責任に応じてこれを行なうという原則があるわけでございます。したがって、学校事務職員につきましても、一般の職員の場合にござりまするような事務主査とか主幹とか事務長とかいったそういう制度の導入なども考えながら、さらに適正な格づけが行なわれるようなふうをこらしてみたいというふうに考えております。これは、いろいろ問題もさらけ出さるうかと思ひますが、検討を重ねてまいりたい。その結論が出ましたならば、そういうことも繰り込んで新たに通達を出すということも検討してみたいというふうに考えております。

○安永英雄君 検討ではもうおそいぐらいですけれども、要するにいま私が問題にしているのは、通達という問題を徹底させるためにはもう一回通達を出す、そうして徹底をはかる、内容はいま申し上げたような内容で、もう少し明確にしていける、現在まで、いわゆる十七年の間に均衡が破れている、そういうこともつけ加えて、基準をはつきり示して、通達をもう一回出すというお考えはないかということなんです。

○政府委員(安嶋彌君) ただ、かつて出しました通達と同じ内容のものを繰り返して出すということもこれはいかかと思われまして、先ほど申し上げまして、いろいろな点につきましても検討を加え、その他事務職員の処遇の改善について検討を加えた結果、新しい要素が出てまいりまして、これを通達する必要があるという段階におきまして、そうした扱いをすることが適当ではないかというふうに考えております。

○安永英雄君 それじゃおそい私は思うんですよ。同じものを出せとは言わぬけれども、三十二年のこの通達そのものを、当面の検討の期間に、当面この問題についてこういったこの不均衡がある、通達どおりにはいていない。また、通達を受けてそれすら実施していないという県があるんだから、これは少

なくとも、同じものとは言わぬ。さらに、この趣旨に従って内容を明示して、そして実施しているところでもこう改正しない——全然まだないところがあるんだから。そういうところは、この通達とにかくやらないと、こういうふうにして、ということとは、私は早急にやらなきゃならぬと思うんですよ。少なくとも明年度予算あたり、各県これはいまから組むんです。あるいはまた、これは人事院のほうにあとから聞きますけれども、第二次勧告等もあるんです、人事院勧告。そういうときには配慮してもらわなければならぬですよ。だから、少なくとも通達の問題については急を要する。出すということはおなたおっしゃる。出すということはおっしゃったけれども、いま話したみたいな、検討して同じ内容といつても相当なやっばり問題を含んでおる。それよりも、そのことも大事です。それから、私が申し上げておるように、三十二年の通達をまず徹底させるという通達、そして、その中でいま申し上げたような均衡の一番不均衡の国の四等級というに格づけをしないという指導、これははつきり入れる、今度は柱に。あるいはまた昇級昇格基準の改善というのはこうしないというふうにする。私はこの十七年、これでいくからと言ひましても、あまり隔たりがあるじゃないですか。十八年もとにかいたって五十にならぬと四級等にはしませんよというふうなことじゃ話にならないんで、この点は私はもう一回聞きますけれども、出すあればあるんか、それでは時期は。

○政府委員(安嶋彌君) 御承知のとおり、これから来年度予算の編成作業が進むわけでございまして、私も事務職員の処遇の改善の一端といたしまして、超過勤務手当の積算の改善等もいたしたとございまして、そうしたことにございまして、結論も違はず出るわけでございまして、そうした事情の変化もあり得ることでございます。そうした内容の通達に盛り込むかというふうなことも、まあそうしたことと影響、関連があるわけで

ございまして、そういうことを考えながら、さらにどういう形で通達するか、どういう内容を盛り込んで通達するか、さらに検討をさせていただきますかと思ひます。

○安永英雄君 時期はどうなんです。ある程度その区分としましてね、十七年もはたらかしておいて、そして今度、まあ皆さん考えてください。幼稚園というもののただし書きがきょう出てくるんですよ。同じようにずっとやっていると云ひながら、またここで落としておいて、いつ通達が出るかわからぬというふうなことじゃあれですよ、一応どのくらいの期間が要するから、こらでとにかく出すと、みんな待っているんですよ。明年度予算を、ことしの予算、あるいは各県の予算、あるいは人事院の中でこの問題解決しなきゃまた来年もあるというんですよ、これは。それを言っておるんですよ。私はそうゆくり検討してそれから云々ということじゃないと思う。極端に言うなら、三十二年に出したものを、これにいま私が言ったようなことをつけ加えて、同じようなものだけども出す、これでも私はいいと思う。早いほうがいい、早くなければならぬと私は思う。それはどういうことですか、期間は。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど申し上げましたように、概算要求の内容との関連もございまして、また事務主査とか、主幹とか事務長とかいった制度をどう考えるかというふうな問題もございまして、この問題について検討をいたしまして、適当な結論が得られますれば、なるべく早い機会に出したいというふうに考えます。

○安永英雄君 それじゃ、この点は、私もちょっと指摘しますから、この点をひとつ、なるべく早くという答弁でしたから、なるべく早く——あしたでもですか、それは早く急いでください。これは私、冗談で言っておるんじゃない、急がなきゃだめです。

次に、もの考え方として、先ほどお出しになった調整額という問題についてですが、学校事務職員は、学校教育法において学校に置く、学校に置

く職員、こういうふうにはつきりなっているわけですよ。戦後のこれは新しい学制の中で非常に特色のあるものであつて、これは必要に応じて、これはもうぜひ必要だということ、これは新しい試みとして、これはいわば新しい学制の目玉だったんですよ。一つの制度としては目玉だった。それとにかく教職員なりあるいは一般行政職というふうな不均衡な取り扱いを受けておる、いまだに受けている、新しい学制が改革されて以来受けているということなんです。この点で、いつもやはり問題になるのは、先ほど申しましたように、学校教育の中で事務職員がどういう一体位置にあるのか。学校教育とは何かというところまでこれは解明しなきゃならぬ問題なんです。二十何年かかって解決されてない。

そこで、文部省としてこの学校事務職員の位置といひますか、これあたりで明らかにするの、地方公務員法の五十七条の規定で、職員のうち、公立学校の教職員(同法に規定する校長、教員及び事務職員をいう)、単純な業務に雇用される者その他その職務と責任の特殊性に基いてこの法律に對する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。といういわゆる特例法の根拠法規があるわけですよ。あくまでも学校の中で、これは校長、教員、事務職員というものが必要なんだ、置くということになっている。それが、先ほどあなたがおっしゃったような、特例法の中では、これは事務職員がはずされて、こういういきさつについてどうお考えになるか、こらあたりが一つのポイントだと思ひます。学校事務職員の位置といひますか。これはどうしてはずされたんですか、特例法の中で、学校教育の中から事務職員がこういった法律の中でははずされているというのはいかなですか。

○政府委員(安嶋彌君) 実はこの規定が入りました詳細な経過については、私つまびらかにいたしておりませんが、御承知のとおり、地方公務員法は昭和二十五年に制定されておるわけでござい

教育公務員特例法のほうが早い時期にできておるわけでございます。したがって、地方公務員法ができてから五十七条という規定が入ったわけでございますが、その際、すでに教育公務員特例法というものがあって、この教育公務員特例法、御承知のとおり、学長、校長、教員等に限りておったわけでございます。したがって、地方公務員法の五十七条は、その特例的な規定が教育公務員だけに限られた規定であるということを前提にしてきておるわけかと思ひます。したがって、地公法の五十七条は、そういう規定を前提にして、特別な規定がさしあたりは少なくとも行なわれないという規定を前提にして五十七条の規定ができておるものであらうと思ひます。

○安永英雄君 まあ時間もあまりありませんから、そういうことは言いませんけれども、やっぱりポイントにはずされておると思ふんですよ。そこらあたりの考え方、そういう解釈が、事務職員という、学校教員の中における事務職員の位置というものは非常にさだかでないというものは、そこらから出てくる問題で、要するに、はっきり端的に聞きますけれども、事務職員というのは、これはやっぱりあれですか、一般の行政職、これと同じだというふうに思われますか。あるいはまた特殊な場合があるんだと、特殊な性格を持つてゐるんだというふうに思われますか。それとも教職というものは非常に近いんだというふうに思われますか。三つある。この点どうですか。その認識が今後の通達問題の迫力にもかかってくる、調整額の問題についてもこれは問題がからまってくるわけだ。少なくとも、局長の考え方は、学校教育の中で事務職員の立場というのはどういうところにあると思ひますか。

○政府委員(安嶋彌君) たいへんむずかしいお尋ねでございます。われわれも事務官でございますが、ほかの省庁の事務官と比べてどういう特殊性があるか、あるいは大学の事務局にも事務官がたくさんいるわけでございますが、それがたとえは

文部省の事務官に比べてどういう特殊性があるかというように、同じようなことは小中学校の事務職員についても申し得るかと思ひます。小中学校の事務職員が県庁や市町村役場の事務職員とどういうふうに通うか。もちろんその担当する仕事は教育の仕事である、病院の事務職員でございますれば担当する仕事は医療に関する仕事がある、そういう面での特殊性というものは、どういう事務職員の場合でもあらうかと思ひますが、しかし、それは担当する仕事の特殊性でございます。事務職員の仕事自体といたしまして、何と申しますか、非常に基本的な性質のものであるかどうかと申しますと、必ずしもそれは言えないのではないかと申します。つまり、担当する仕事の特殊性からくる違いというものがございまして、事務職員という基本性格についてまでそれが違つておるといふことが言えるかどうか、その辺はやはり問題ではなからうかと思ひます。

○安永英雄君 そがまさに問題で、あなたの考え方を切りかえぬ限りこの問題はなかなか実現せぬと思つたが、端的に聞いて、文部省はこの調整額の問題について人事院で考へてくれないかというふうに申し込んだことがあるんじゃないんですか。私たびたび聞いては、この調整額について、人事院のほうにこれはいろいろ相談をしておりまして、こういうことをぜひ聞きたいんで、いまあなたのお話の中では、同じ事務職員——一般職の事務職員と学校事務職員というものは基本的に変わらぬのじゃないか、しかし、多少の特殊性で違つてくることもあるのではないかと申したように、教特法の中でなぜ事務職員を外に出されたのかというところは、これはちよつとこつぱいしごくだ、あなたの考え方からいけば、そうすると、次に、この事務職員の問題で待遇改善等を考える場合には、これは給与法の十条の一項の調整額以外にはないんじゃないですか、あなたの考え方からいくと、その点にまだ疑問があるわけですか。調整額の問題、いわゆる給

与法の十条一項という問題で事務職員の問題や特殊性を出して、そしてこれを制度化すればいいなあと、そういう考え方もないんですか、あなたは。

○政府委員(安嶋彌君) 事務職員の職務の特殊性とこれに基づいてそれにふさわしい処遇の改善ということにつきましては、人事院に文部省から申し入れたことがございまして、しかしそれは必ずしもその調整額という、そういう固まった形ではなくて、何か一般的なお考えをいただけないかというところでございまして、考え方といたしましては、ただ単に調整額だけではなくて等級の格づけについてどうするかということももちろんその中に含まれておるわけでございます。そうしたことを含めまして、何らかの形で御検討が願えないかということを人事院に申し入れたことはございまして、もちろん、その中には調整額という思想がなかったというわけではございませんけれども、しかし、調整額を事務職員に実施してもらいたいという、そういう具体的な形で申し入れれば人事院にはいたしております。しかし、この学校事務職員の給与をどういうふうに変更していくかということにつきましては、絶えず人事院の関係の方々と相談を進めておるといふことでござい

○安永英雄君 調整額という問題で人事院と話はどういうふうに進んでいきますか。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど申し上げましたように、調整額をやつてくれという、そういう申し出はいたしてないわけでございますが、話題にはいたしておりました。人事院のお考えでは、その職務の複雑性、困難性、責任の度合い等につきまして他の一般の事務職員と区別をする、その基準がたいへんむずかしいということが問題点になっております。小中学校の場合は単独配置あるいはせいぜい二人ぐらいの配置が多いわけでございますが、そういう配置の仕方については、ほかの職域における事務職員の配置の特殊性というものはやはりつり合ひをとつて考えていくことが必要

であらう。というのが人事院の基本的なお考えのようでございます。そういう点から申しますと、必ずしも学校事務職員が一人配置あるいは二人配置であるというところのみでもって職務の複雑性、困難性、責任の度合いといったようなものは直ちに導き出されないのではないかと、これはまあごく非公式な話でございますが、人事院のお考えであらうと私どもは理解をいたしております。

○安永英雄君 人事院のほうにお聞きしますけれども、いまと同じことですね。この調整額という問題について、これはもうまさに人事院のほうで決心すればできることなんです、何も文部省のほうをのぞくことは要らぬ。あんなに合意があたりはやめて、人事院自身が——もう長いことです、この話。これは結末つきません。いまみたいに、学校教育の中における事務職員の位置づけというものははっきりしている。だからこそ——といって、文部省のほうのいまの局長の話では、しかしそれは言つてもやっぱり一般の行政職なんだという、こういう中でこの事務職員の待遇を改善していくという立場のときには、調整額以外にはないじゃないや、調整額のこの制度を確立するという以外にはないじゃないや、人事院としては、この点はどのように検討しておるんですか。話に聞くと、この点は非常に消極的だ。また、これは地方公務員の関係だから私どもは関係ないというふうな言い方をされるので、超勤手当の問題のときには頼みもせぬのに入つてきて、そうして、あるときはぐうっと地方公務員の問題まで出てくる、あるときは全然関係ないということで、地方の関係ですからと逃げるといふことですが、人事院のこの調整額についてのいまの文部省との合意、あるいは人事院自体の調整額——まあこれは時間がありませんが、もう事務職員の待遇改善という問題については、それも含めてどういふ検討をいまやっておるか、それをお聞かせ願ひたいと思ふ。

○政府委員(安嶋彌君) 調整額の問題は、先生御

案内のように、給与法の十条の一項に根拠条件がございまして、その中に、勤務の強度でございまして、責任の度とか、困難性とか、勤務時間、勤務環境、このようないろいろ勤務条件があげてございまして、それが「他の官職に比して著しく特殊な」というような、程度の差が「著しく特殊」というふうには押えてあるわけにございまして。そこで、まあ多少いろいろ職場によつて職務の内容も異なりまして、多少環境その他が異なるというところはございまして、それが、それがやはりここに規定してありますような程度に及ばないと、調整額という形でそれをまとめ上げていくということがなかなかやむを得ない。私のほうの立場といたしましては、各々職場を持っておりまして、そうしますと、やはりそのところに勤務しております公務員相互のやはり関係というふうなものはいへんやから、学校内事情としてはいろいろやはり変わった点があるというところはわからぬわけにないわけにございまして、それが特殊な事情として拾い上げるところまでいけるかどうかということについてはたいへん問題である、そういふところをございまして。

○安永英雄君 私は、人事院のほうの、教育現場のいわゆる学校教育という中における事務職員が現在どういったことを実際にやっているか、教育の問題について事務職員がどうかかわりをもっておるか、実際どうかかわって毎日の事務職員の任務を果しているかという現状認識というのはいないと思う。そういう意味で、私は人事院のほう、一べん都内でもいいたし、調査といいますが、一緒に見に行きましよう。何回言っても、とにかく机の上で、あなたたちの考え方でいったら、どうしても一般の事務やっているの一般職の、あの感覚が頭の中に入ってきて、そうして学校現場の事務職員の仕事というのは、それと同じようだという認識が非常に強い、それは局長にもある、この考え方。これは大臣もいつか一度そういうひまがありましたら、都内でもどこでもいい、一べ

ん学校に入つて行つて、毎日の事務職員がどんな教育とのかかわりの中におられるか。これは事務室に入つていって、事務をとるだけじゃないんです。ガラスが一枚割れる、割れたときには事務職員の仕事ですよ、この入れかえの問題とか購入の問題は。そのときに教育的にどうこれを指導するのか。割ったからガラスを買ってきて入れりゃいいという問題じゃないんです。なぜ割れたのか、そういう問題から考えなきゃならぬ。あるいは教具、教材を買ひ込むときでも、理科器材でも教育教材でも全部、どういった教育的な取り扱い方がされるのか、そういう問題も十分知つて、少なくとも理科の指導要領、各教科の指導要領ぐらひははつきりのみ込んでおいて、予算を請求したり、それを執行したり、こういった仕事もやっておるんですよ。こまかい話ですけども、学校の中に購買部なんというのをつくりまして、六年生の生徒や中学の生徒あたりで物を実際校内で売らせる。これあたりの指導は事務職員がやっている。この点はただ売りやいい、買やいい、便利だからというだけじゃないんですよ。あそこには教育的な価値があるからこそのやつておるんですよ。そこには収支決算とか、予算とか、いろんな教育の場として事務職員がその指導に当たつていふ。すべて一般の行政職の事務職と違うんですよ。そういう特殊な場合がもう非常に多い、毎日。学校に行けば先生とかわれておるんですよ。また、本人は先生と思つておる。思わなきゃ、とても学校の事務職員はつとまりませんよ。そういう実態を私はよく調べてみた、あしたでもこれは解決しなきゃならぬ問題だと思う。新しく人事院総裁も出られたら、文部大臣と、私も一緒に供しますよ。どれだけ教育的なあれをやっているか。私に言わせれば、教特法の中からはじき出されるのが初めからおかしい。しかし、それは一応の理論もあるから、はじき出されたとするなら、特例法の調整額制度というものをつくつて、そしてそこに見合うものをしなきゃならぬ。一般職との均衡を失しないように、教職との

均衡を失しないように、こういった形で常に考えてやらなければ、これは学校というのは、これはもう校長も教頭も先生も事務職員も養護の先生も、あるいは給食に従事しておる人も、あるいは警備員も、あらゆる者が打つて一丸にならない限りや、学校の教育というのはやれないんですよ。その中に給与の不合理が出てみたり身分上の差が出てみたり、こういったことが一番悪い。こういったことを考えるなら堂々と通達出してすね。よそのことですねけれどもよろしく願ひします。じゃなくて、事教育の問題ですよ。この通達の趣旨からいって、もうはつきりあの当時はしているのですよ。これはもう学校の教育の目的を遂行するために、はじきやならぬ問題だということ、通達を出しているわけですから、通達の問題にしろあるいはこの調整額の問題にしろ私は早急にこれは解決してもらわなきゃならぬ問題だと思ひます。特に通達の問題はもういまさき約束しましたように、できるだけ早くこれはもう通達を出していただくことをお約束していただきまして、けれども、お願いしたいと思ひます。

最後に、今度の予算の問題ですが、時間外勤務手当の原資率の引き上げということで今度の予算の中に大蔵に対しての要求の中に入つていふようすね。これは内容をもう少し説明してください。

○政府委員(安嶋彌君) 御承知のとおり、小中学校の教職員の給与は実績負担が原則でございまして、したがって、事務職員の時間外勤務手当につきましても、各府県が支出をいたしました実績の二分の一を国が負担をするということでございまして、したがって、この負担に限度があるわけではございません。しかしながら、予算の実際の積算といたしましては、地方財政計画等ともあわせまして、本俸の六%の積算というものが従来の積算でございまして、事務職員の超勤の実態等を見ますと、六%では不足であるというふうに考えますので、さらにこれを上積みをして、八%の積算にしたいということで、ただいま概算要求をいたしておるということでございます。

○安永英雄君 いまの趣旨で大体わかるんですけども、いわゆる現在の二%の積み上げという趣旨は、あくまでもこの学校事務職員の超勤実態に対する手当支給というふうに考えてよろしいですか。

○政府委員(安嶋彌君) はい。

○安永英雄君 わかりました。そうであれば、話に聞くと、この調整額がうまくいかない、待遇改善の道もなかなかない。要求も非常に強い。したがって、まあ肩がわりで、二%ばかり上げてというわけでも聞くんですが、これは全くないですね、これはまた別の話です。あくまでも学校事務職員のこの超勤量と、超勤の実態というのとは、過ぐる。したがって、これについて純粋に二%上げてやるんだと、こういうことで要求をしているというふうに認識してよろしいですか。

○政府委員(安嶋彌君) 調整額の問題、あるいは格づけの問題とはこれは別個の問題であるというふうに理解をいたしております。ただ、事務職員の処遇の改善という点ではその一部であるということはあるかと思ひます。

○安永英雄君 いま大蔵との折衝のぐあいはどうですか。

○政府委員(安嶋彌君) 地方財政における他の職員との関連もございまして、かなりむずかしいという状況でございまして。

○安永英雄君 むずかしいと、そう簡単に言われちゃ困る。むずかしいという実態は私もわかるので、すけれども、これはひとつ是非でも、わずかな金額でもありますし、大蔵との折衝をひとつぜひ成功させてもらいたいと思ひます。これは要望です。

まあ、きょうの質問は幼稚園の問題から事務職に移つて、ほとんど時間がありませんけれども、せっかくの時間でもありますし、あとでまた一般的な質問もあるということでありますけれども、幼稚園の問題で一言だけ大臣に聞きたいと思ひます。

中教審が答を出しまして、そしてやっぱり一

番私も関心を持ち、これは大きなやっばり問題だと思つたのは、先導的試行ということなんです。

そこで、私はもう事あるごとに委員会、予算委員会、本会議等でもこの問題について歴代の総理なりあるいは文部大臣に質問をしてきた。この問題については、何といつても一貫性を持たせるといふことでありますが、具体的に四歳児、五歳児と、こういった幼稚園の子供、こういったもの小学校の低学年、こういったものを組み合わせをして、いわゆる一つの段階をつくっていくという構想なんです。これをめぐって非常にやっばり問題があるわけです。そこで私は、やっばり先導的試行というふうなあやしげなことを使わずにこれはやっばり相当の検討期間とあるいは研究を要するというところで、まあ大まかにいって総理もどの文部大臣もこれは慎重にいきたい。そして、まあむしろこの問題については、これを実施するのは困難だ。だから、何年までというふうな目標を初め立てておたけれども、とてもその目標もはつきりしないという、そういう現状になってきている。しかし、やっばり私は全国各地を回つてはまだまだあの中教審の答申の先導的試行という問題、そしてあのときにばあつと出しましたように、幼稚園の四歳児、五歳児、こういったものを公立に持つていくということで、特に私学の幼稚園あたりは、この問題については非常に一時は、反対の理由が基本的な問題じゃなくて、自分たちの幼稚園がつぶされるんじゃないか、こういうことで反対の陳情もすいぶんあった。ごく最近の文部省の動きをお聞きしたいんですけれどもきょうはよします。予算の中にも多少あるようです。この問題についての研究の予算が多少あるようですけれども、内容的にはそれは進んでいないし、現行のこの法律を破るような研究はされてないようです。いわゆる幼稚園と小学校とが一緒になつたような実験学校というものはないようです。別個のものになっていきますから、これは違法なものじゃないと思う。細々研究をやつてもいい

と私は思う。しかし、まだやっばり心配があつて、そういう方向にいくんじゃないかというふうな心配もまだあるということですが、この幼稚園にからんで、先導的試行ということにからんでの中教審の考え方について、文部省として今後どうしていくのか。ここらあたりやっばりいまい一つの考え方を示してあげないと、まだまだ混乱する時期にありますので、この点はきょうまだ検討中であれば私はあえて聞かないで、これはほんとうにやっばり新しい文部大臣の考え方を示してもらわなきゃならぬので、その場限りではぐあい悪いんですけれども、これは一言言えば非常にばあつと広がりまして、全国的にすぐに幼稚園の問題がとく

るわけですが、この点、いま答えられれば幼稚園の問題について、中教審の先導的試行という問題、これをどうするのかという点についての見解を承つて私の質問は終わります。

○國務大臣(永井道雄君) ただいまの安永委員の御質問にお答え申し上げますが、先導的試行というものを直ちに実行に移すという考えはございません。しかしながら、幼児教育が非常に大事であるということは申すまでもございません。さらにまた、園児のあれば、私の記憶にして誤まりがなければ、約七〇%が私立に通つておりますし、したがひまして、そういうところの経営というものはむずかしくなつていくという問題、こういうものを考慮していくこと、それが重要であることも間違いないことでございます。さらにまた、小中の教育につきましましては、小中高を一貫する教育課程審議会というものの審議が進行しております。そういう小中の学校の教科課程のあり方についても審議が進んでおりますわけでありまして、先導的試行というものを直ちに実現するということとはございません。そこで、そういう幼児心理のあり方などにつきましても、あり方というか、事態につきましても心理学者の方々に御検討をいただき、他方、義務教育のほうについてもいまの教科課程なんかの審議が続いております。そういう状況で検討を続けていく、しかし、幼児教育

の重要性については全く疑いないので、それを充実する方向というものを考える、そういうこととてでございます。

○有田一壽君 安永委員の質問に対して関連質問をちょうと。

いまの最後の問題ではございませんが、いままで論議されました調整額あるいは超勤等、要するに学校に勤務する事務職員の問題についてであります。

この調整額を適用したいということについては、私自身は安永委員の発言に同感でございます。ただし、いま人事院からもお話がございましたように、この学校事務職員というものが他の一般行政職等と異なるもの、それはいま安永委員が言われましたように、それはガラスの取りかえから修学旅行の世話からこれは万般にわたつておつて、一言

で言えば、教育という配慮のもとに進められる事務であるということはおそらくそのとおりでございます。それならばゆえに、私は調整額を適用するということとは賛成でございます。いま安永先生も言

われましたが、事務職員について先生と云う、しかしながら、みずからやはり誇りを持つて教育に従事する。教育、言いかえれば教職のほうは単なる労働者ではないという自覚、認識があつて初めてそれに伴う教育事務もまた教職に伴う事務として権威づけられ給与もまた上がる。ところが、み

ずから労働者であるというふうな認識で行動しておる限り、それに伴う学校事務もまた一般事務と何が違うか、教育的配慮だと言つても、それは一般の国民は納得をしない。だからそれが口にはみ

んな出しませんけれども、声なき声としてそこまで先生も使命に徹した観念を持つて教育に従事していただき、したがつて、その学校で一緒に仕事を

をしている事務職もまたそれに伴つて厚く報いられるべきであるということをおんなした承するわけ

であります。いまのような私は考え方——一般の労働者であるという考え方から事務職は特殊性

があるぞ、特殊性があるぞということでは私は三年、五年待つてもこれはなかなかむずかしいとい

う気がいたしますが、それについて永井文部大臣いかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(永井道雄君) 私は、いまの事務職の問題でございますが、これは先ほどからいろいろ討論されましたように、職務の複雑性あるいは困難性を伴う特殊なものではないか、そこで一般行政職と違うのではないか、そういう御質問もありましたし、さらに教育に近いのではないかという

ことでございましたが、いまこの問題というのは、ですから二つの方向に向けて、教育の方向とそれから一般行政職との関連の中で事務職を位置づけていくという問題だと思つた。これは十分に検討しなければならぬことだと思つたのであります。

そこで、さらにその場合に、いわゆる教職における労働者の問題でございますけれども、これは私は一般的に割り切れない問題であるというふう

に考えます。これは教員というものは、当然一つの重要な使命をもちまして専門家としての活動をしていくものだと考えます。その点は十分に認識して、そして強調しておかなければならない点であると考えます。他方、それでは労働者ではないのかといふと、これは教員に労働者という側面があるというわけで、私はこれかあ

れかという形で割り切ることができない問題ではなからうか。ただ、この問題につきまして一般に非常に議論が戦わされております事態を承知しております。したがひまして実はこうした問題につ

きまして、いまのような考え方、私が申し上げたような考え方もあり得るという角度が一つある。また、他の立場の方々もあるわけでございます。こういうふうなことを十分に論議をいたしま

して、そしてはつきりした考え方を持つということの関連におきまして事務職の将来の規定というものを行なつていくことが妥当であると、かように考えます。

○有田一壽君 関連でございますから、終わります。

○委員長(内藤三郎君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、大谷藤之助君及び中沢伊登子君が委員を辞任され、その補欠として中村登美君及び栗林卓司君がそれぞれ選任されました。

○久保亘君 私は、いま審議をされております法案に賛成をする立場であります。この法案が影響を及ぼす私立幼稚園の問題について、

〔委員長退席、理事久保田藤吉君着席〕

その関係にどういふ配慮が考えられているかという点で御意見を伺いたいと思ひます。

国家公務員の給与が改定をされまると、地方公務員の給与の改善などには制度的に連動をしない仕組みになっております。しかし、いま大臣が最後に述べられておりましたように、幼稚園の教育は、他のすべての段階に比べて著しく私立の経営に負うている部分が多いわけでありま

したがって、この給与の改善等が行なわれまると、それは私立幼稚園の経営や教職員の確保などには制度的な連動を伴わないで大きな影響を持つてまいります。だからその点について、十分な配慮が加えられていかなければならないと思ひます。大臣に最初に少しお尋ねしてみたいと思ひます。大臣はまたたいへんお若いですが、幼稚園に出られる子供がいっぱいあるのかもしれない、あるいは最近、幼稚園を出られた子供さんがいらつしやうと思ひますが、いまその幼稚園の教育に対して、教育費の負担というのが非常に高いというお感じを自分の子供さんの教育を通してお持ちになっておられますか。いろいろ奥さんとお話になることもあると思ひますので、その辺の大臣の率直な気持ちを最初に伺ひてみたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 私はさまで若くないのでございませうけれども、たぶんむしろ非常におそい子供がいるというほうが正確な言い方だと思ひますが、確かに幼稚園に子供が行つております。

したがって、これは私立の幼稚園でございませう。そこで幼稚園の御父兄の方々と話をするんでありますが、これはだんだん物価の上昇に伴ひまして、先生方の待遇の改善という要求も一般に起つてまいりますから、したがひまして、幼稚園の月謝といひますか、上がつてきているという事は皆さん御承知のとおりで、そのことが常に話題になっております。でありますから、やはりこれはたいへんじゃないかという事は私自身というよりは、私がおつき合ひする父兄の中に相当そういう考え方があるという実態は十分承知しております。

○久保亘君 それでは、私立幼稚園の場合には、教育という仕事の性格から考えまると、教職員の確保並びにこの教育施設や設備の充実ということがたいへん重要な点でありますけれども、それらの問題が父母負担の軽減という国民の要請と、それから教職員の待遇を改善していくという教育上からの立場、特に今度のような国立の幼稚園、幼稚園等に関する教職員の待遇が改善をされていくということになりますと、その関連においての教職員の待遇の改善の必要性、そういうもののとの関係というのは逆の相関関係を持つてくるわけですね。その父母負担を軽減をしたいという気持ちと、それから先生たちの待遇をよくしてあげたいというところが逆の関係を持つてくるわけですね。そうすると、この逆の関係を正常な状態にしながら両方同時に解決をしていく手段というのは、これは国が私立の幼稚園というものに対して、その経営や施設、設備を含む経営に対して、かなり大胆な援助を行なうということには解決してまいらないわけですね。そのために、この幼稚園の教育が非常に私立に負うところが多い、そのことは私はそれで非常に意味があると思ひております。多いという立場から考えてまいりましても、いまのように用地の取得、施設、設備費の非常に高騰のために経営がたいへん困難になってまいりますと、幼稚園がなかなかできないために困る。先般テレビで放映をされておりましたことの中

に、若い家族を中心にした人口が集中してまいります団地で、幼稚園がでないために、とうとう母親たちが集まつて団地の集会所を利用して幼稚園という名前のつけられない幼稚園を開設をしたという報道がありました。私はそういうようなことから考えてまいりますと、私立幼稚園の設置や経営が容易になつて、私立幼稚園の教職員の待遇の改善がこれらの国の幼稚園教職員の待遇改善に制度上連動しなくても、制度上連動していくのと同じように作用していくように、その影響についても深く配慮を加える措置が当然必要であると思ひます。

それで大臣にお尋ねしたいのは、私立幼稚園の問題について、この法案との関係も含めながらどのような方針をお持ちになり、特に五十年からその見通しのきく時期までについてどのような対策、配慮といひますか、それをお考えになつておりますか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(安嶋彌君) 幼稚園教育におきまして私立幼稚園が非常に大きなウェイトを占めておるといふことはたゞいま御指摘のとおりでございまして、幼稚園の園児数二百二十三万人のうち、私立に存学いたす者が百六十九万人、約七六%でございませう。こうした多数の園児が私立幼稚園に学んでおられるわけですが、これに對しまする国の施策といひましては、一つは、地方交付税制度におきまして運営費の補助ということが私立の高等学校以下につきまして行なわれておられるわけですが、この中で幼稚園分といひまして百六億圓が地方財政計画上積算をされておられるわけですが、ただいまお話がございましたように、この法律は直ちに私立幼稚園の教職員の給与に連動するものではございませうが、實際上各般の影響を受ける。これだけではございませう、たとえば先般の人事院勧告につきましても同じような影響が実際にあるわけですが、そうした影響を配慮いたしまして私立幼稚園に對しまして、学校法人立でございませうが、百六億圓の運

営費の補助を用意をいたしておるといふことでございませう。

それから施設につきましては、四十九年度予算におきましては十六億圓の補助を予定をいたしておりまして、特に四十九年度からは人口急増地域の幼稚園施設の整備につきましては、一般地域につきまして補助率が三分の一でありますものを、人口急増地域につきましては二分の一にするというふうなことも行なつておられるわけでございます。

ほかに、幼稚園に就園する父母負担の軽減をはかるという趣旨から就園奨励費といふものを計上いたしておりまして、その額は四十九年度予算におきましては二十五億圓でございませう。これは内容として、市町村民税の所得割りの非課税世帯に對しましては公立幼稚園は二万円、私立幼稚園は三万円を限度といたしまして、保育料の全額を免除するために必要な補助を内容にいたしております。さらに、市町村民税の所得割り税額が五千円以下の世帯につきましては、保育料の一定限度の三分の二を免除するに必要な措置を講ずる、その他詳しく申しますといろいろございませうが、そうした措置を講じておられる次第でございませう。なお、先ほど施設について申し上げたわけですが、施設につきましても約二億八千三百萬圓の補助をいたすことになっておられます。ただこれは、私立だけではございませう、公立も含めた数字でございませうが、そうした補助を用意をいたしておるといふことでございませう。ただいまの御質問にもございましたように、幼稚園教育に對する要請が非常に強いわけでございますが、これに對しまして文部省では幼稚園教育振興の十年計画を定めまして、五十七年度の当初までに希望するすべての四歳児及び五歳児を全部就園させるという目標をいたしまして、四十七年度からたゞいま申し上げました五十七年度当初までの間におきまして、約六千の幼稚園の新設と四万二千の学級の増加を行なうべく計画をいたしまして、これに對する予算措置をたゞいま申し上げたような形で講じておるといふことでございませう。

す。

○久保亘君 いま局長がお答えになりました中で、地方財政計画上、百六億が積算されているというところでありましたが、交付税が全国の自治体で百六億のうちどれだけが実際に幼稚園の運営費として自治体で予算化されているか、それはお調べになっておりませんか。

○政府委員(安嶋彌君) 実は幼稚園の部分については、幼稚園の百六億をもち合わせておりませんが、高等学校以下につきましては地方財政計画に計上いたしております金額は、約五百七十五億円でございまして、幼稚園の百六億をも含めまして五百七十五億円でございまして、全府県について申し上げますと、この財政計画額をはるかに上回る助成金を実際に支出されております。ただ、県によりまして多少の出入りがございまして、地方財政計画額あるいは地方交付税が予定しております金額をはるかに越えて出しているところもございしますが、実はそこまで出していないという府県も若干はございます。

○久保亘君 それじゃ、いまはるかに総額としては越えているということではございしたから、できまして各府県ごとの実情を資料としてお示しをいただきたいと思ひます。それはいいですか。

○政府委員(安嶋彌君) 実はこの問題は直接の所管は管理局でございますので私からそのほうに十分連絡をとっておきたいと思ひます。

○久保亘君 それから五十七年度までに希望するすべての四歳児、五歳児が就園できるようにしたい、こういうことではあります。希望するすべての四歳児、五歳児が就園できるようにしたい、というこの意味ではあります。私は今日、四歳児、五歳児を持つ親にとって幼稚園の教育を希望しない者はいない、こう考へております。もしことばを厳密に言うならば、希望できない人がいるのかもしれない。だから希望する者全部を収容するようなのではない、こういうことであります。希望するすべての四歳児、五歳児を収容するならば、このことは言いかえれば、幼稚園の教育を義務教育化するという意味に解してよいのではないかと思うのですが、大臣のお考えをお聞

きしたい。

○国務大臣(永井道雄君) いまの問題でございしますが、幼稚園義務化ということになります。第一には、財政的な裏づけの面から十分義務化し得るということでありまして、もう一つは、教育の内容の側面から考へて、絶対に幼稚園というものを義務化しなければいけないという裏づけが必要だと思ひます。その双方につきまして、今日決定的、断定的なことを申し上げることはできないというところであります。さらに一般的に、この幼稚園の問題との関連においてお考えいただきたいことの問題は、先ほど御指摘がございましたように、わが国の幼稚園教育は非常に私立への依存度が高いということは事実でございます。他方、先ほど初中小局長からお話し申し上げましたように、高等学校につきましても、これも私の記憶に誤りがなければ、約三〇%の生徒が私立に通っているという状況でございます。しかも、高等学校への進学率が九〇%をこえるという状況が一つあり、さらにまた、大学の場合ですと、幼稚園の私立への依存度よりさらに高く、約八〇%が私立の大学に通っており、そして、そういうそれぞれレベルの学校というものがやはりこれも御指摘になりましたように、父兄の負担というものとそれから教員の待遇の改善という、いわば二つの非常にすれ違ひ要求を持っているわけでござい

ます。そこで、そういう状況の中で、いま全体図の中でやはり国庫による補助ということを考へなければならぬ、そういう中で、考へていかなければならぬ、そういうことで、幼稚園の義務化とその二つの要件のうちで、財政的に絶対に義務化し得るということをいまこゝで申し上げることができないというのが現状ではなからうかというふうに考へております。

○久保亘君 そうすると先ほど局長が言われております、希望するすべての四歳児、五歳児を収容するための六千の新設、四万二千の学級増というのは、これは希望しながら、経済的に就園できないもの、これは積み残してもやむを得ない、こういうことになっておるのでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 希望する全員と申しましたのはそのとおりなんですが、ただこれ

で除外されておりますものは、保育所におきましていわゆる要措置児童とそれから特殊教育の対象になります児童を除いて全員を就園させたいというところでございまして、したがって、たゞいま御指摘の経済的条件に恵まれないものは、計画数には含めてございまして、これは先ほど申し上げましたように、就園奨励費の対象等として取り扱ってまいりたいというところでござい

ます。○久保亘君 それならば、大臣はいろいろな財政当局やそれから各面への配慮もあつてはつきりお答えができていく点もあるだろうと思ひますが、そうすれば五十七年度には、制度としてはなくても、事実上は、実態としては幼稚園は義務教育と同じ状態になる、このようにお考えになりますか。

○政府委員(安嶋彌君) 実態としてはほとんどの幼児が幼稚園に就園するという結果になると思ひます。また、そういうふうな検討を必要とするのが私どもの施策でございますが、ただ、これを義務教育と考へるかどうかという点につきましては、これはかなりいろいろな検討を必要とするように思ひます。大臣も申されましたように、児童心理学やあるいは教育学等における学問上の検討にもまたなければならぬと申し、そうした検討の結果をどう教育に受けとめていくかというふうなこともござい

であるというふうに考へております。

○久保亘君 よく私理解できない点があるんですが、私立幼稚園をどうするかとか、いろいろなことを言われますけれども、現に義務教育の課程であります小中学校でも、私立の教育機関を含んで義務化されているわけですか。そしてまた、私立の幼稚園を含んでいるから義務教育化することがた

いへんむずかしいという議論であるならば、これは非常に問題があるところでありまして、私は、むしろいま言われたように、希望する子供はすべて収容する、こういうようなことでありますならば、特に経済的な理由で就園の困難と思われる者に対しては、国の責任においてその希望がかなえられ

るようなやり方を含めて、少なくとも幼稚園の教育をすべての子供が受けられるようにするという意味での、厳密な法律上の義務教育という立場に立たなくても、幼稚園の教育は希望する者が全部はいれるという意味において、国民のすべてが受ける教育、こういう意味で義務教育と理解していいのではないかと、義務教育というものを考へる方が、国がきめた教育を親が子供に受けさせる義務という意味だけで理解すれば、そういう言い方が出てくると思ひます。私はそうではなくて、義務教育というのは、国民が子供たちにやってほしいと希望している教育を国が国民の希望している方向に沿って完全に実施していくというこの義務も含めて義務教育ということばがあると思ひます。そういう意味で考へますならば、この五十七年度、すべての子供たちがはいれるような体制をあなた方がおつくりになるということは、事実上幼稚園の教育を義務教育の状態にすることを目ざしてこの計画をされるんだと理解していいのではないで

せる義務を負う、その教育が義務教育だということかと思ひます。同時に、それに対応いたしまして、それを受け入れる側の市町村が当該学校を設置する義務を負う、これが一体に把握されたものが義務教育である、こういうふうに考えるわけでございます。

先生のお話のようなそういう義務教育の理解のしかたというものは、これは、お考えとしてはあり得るかと思ひますが、私もはいま申し上げたような考え方を前提としておりますので、現在の法令上の概念からは必ずしも義務制ということまでは考えていない、こういうことでございしますが、ただ、実体の議論をいたしましては、先ほど来申し上げておりますように、要措置児童等を除きまして、希望者の全員を収容したい、それがまた国民の期待にこたえるゆえんでもあらうというふうに考えておるわけでございまして、そうした方向にぜひ運びたい、こういうことを考えておるわけでございします。

○久保良君 幼稚園の段階における教育というのは、大学の場合と違ひまして、教育を受ける本人の選択というものはあまり入ってこないわけですから、年齢的な段階がありますから。したがって、その課程の教育については、やはり本来、すべての子供がこの制度を、幼稚園課程の教育を受けられるという意味においては義務教育の状態にすべきものだといふふうに大臣はお考えになっておりますか。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど申し上げましたように、義務教育ということばの定義、いかにするわけでございますが、先生がたいま御主張になつておる点も、私もやりたいたと思ひます。希望する園児全部を幼稚園に収容したいといふことでございしますから、その実体は同じだと思ひますが、ただ、それを現在の概念に従つて、つまり、実質的に全部就園をいたしてございしても、それが法律上の義務の履行としてではない場合には、これは、義務教育とは言わないのが現在の法

律上の制度でございますから、私も、そういう前提でお答えをしておるわけでございしますが、先生のようなお考えも、そういう新しいお考えとしては十分考えられるところだと思つております。

○久保良君 少く、私がお尋ねをしましたことは、派生をして、一般的な質問のようなことになりました。もとへ返ります。

私立幼稚園の教職員の給与の改善ということ、今回答されておりますこの幼稚園教職員の給与に関する法律の改正だけではなく、さつき言われましたように、今度の全体的な給与の改定などとも関連して、十分配慮が加えられなければならぬ問題だと思つております。その配慮を加える前提といひますか、対象となるべき私立の幼稚園の教職員の給与の実態がいまどういう状態にあると把握をされておりますか。

○政府委員(安嶋彌君) 公立幼稚園の教職員の給与の額につきましては、これは、比較的詳しい資料があるわけでございしますが、私立の幼稚園だけではございせんが、私立学校の教職員の給与の実態につきましましては、必ずしもその確かな数字が、実は遺憾ながら、ございせん。ただ、一般的に言えますことは平均額でございしますが、私立幼稚園の教職員の給与は、公立幼稚園あるいは国立幼稚園に比べてかなり低いというところは申せるかと思ひます。ただ、職員の構成の実態が私立と公立とはまたかなり違うということもあらうかと思ひます。つまり学歴の関係でございしますとか、あるいは年齢、ひいては勤務年数の問題等が違ひますれば、それに対応した程度の格差があるといふことは、これはある意味で当然でございしますが、その職員構成その他等を前提にしたならば比較した資料が実はございせんので、正確に言つてそれが低いかどうかという判断はいたしかねるわけでございします。平均額から見ると限りにおきましては、かなり低い状態にあるといふことは言えるものと思ひます。

根拠で交付税の中に私立幼稚園の運営費の助成が積算されているということにはなりません。私は地方で私立学校審議会の会長を数年にわたつてつとめてまいりましたが、その審議会の中で私立幼稚園の側からいふても述べられる意見の中に、まず一番比較しやすいものは同じ大学を出て同時に幼稚園、私立の幼稚園と公立の学校に勤務をした者との給与を比較すればはつきりしてくるわけですが、公立の教職員の給与でさえも、非常に今日の経済情勢の中では不満足な状態にあるにもかかわらず、それに対比をしてもきわめて低い状態にあります。私は正確な数字でないと申し上げたくないんで、いまここにその数字をはつきり記憶はいたしておりませんが、たいへん低い状態です。そうすると今後この私立の幼稚園の教職員の待遇改善に関する方針が放置されたままではまいりますと、最初に私が申し上げたように、私立の幼稚園は経営上も父母負担にたよらざるを得なくなる一方、待遇上の問題からますます教職員の確保に困難を感じざるを得なくなつてくるわけでありました。

そういう意味で、その他の課程でもそうでありますけれども、特に幼稚園の課程においては、その及ぼす影響というものを決して無視することができない。だから幼稚園の教職員の待遇改善に関するいろいろな取り扱ひをきめられるときには、必ず教育上連動していく私立幼稚園の経営に対する十分な配慮がなければならぬ、私はこう申し上げておる。だからその配慮について五十年で私立の幼稚園の経営、運営に関して、どういふような助成の計画を持って望もうとしておられるのか、それを私はお聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(安嶋彌君) 私立幼稚園の教員給与の実態でございしますが、先ほど申し上げましたようにかなり低いわけでございしますが、まあ低いと申しまして年齢段階によりましてかなり差等があるようでございします。ただいま手元に持つております資料は四十三年の資料でございしますが、十八歳の教員の場合でございしますと、公立が約一万

八千円に對しまして私立が約一万六千円で、九一〇という率でございしますが、これが五十五歳をとつてみますと、公立が五万七千円に對しまして私立が三万一千円、約五六〇といったような比率が出ております。

それから、先ほど職員構成のことについて申し上げたわけでございしますが、助教諭の率をかりにとつてみますと、四十七年の数字でございしますが、公立の助教諭の率は六・二％でございしますが、私立の場合には一・二％という率でございします。それから公私立の年齢構成でございしますが、十八歳ないし十九歳の者は、公立では〇・一％でございしますが、私立では〇・二％、それから二十歳から二十九歳までの者は、公立では四・八・六％でございしますが、私立では七・二・三％という率でございします。つまり職員構成等がかなり違ひます。そういうこともあつてただいま申し上げましたように、公立と私立の幼稚園の教職員の給与の間には格差があるということが実態であらうかと思ひます。

それでは、地方財政計画ではどういふ数字を根拠にして先ほど申し上げました額を積算しているかと申しますと、これは実績が基礎でございします。実績が基礎でございまして、それぞれ改定率、積算率等を乗じて金額を出しておるといふことでございまして、実態が上がつてまいりますならば、それにつれて積算の状態も高くなつてくるということでございます。理論的な計算をして特に低く押え込んでおるといふようなことでは全くございせん。

○久保良君 もう一つ私が聞いたことがありますが、

が、ほかに新たな事項といたしまして、高等学校以下の学校に對しまして国から直接経費を補助するようなことも考へておるような状況でございます。

○久保宣君 最後にお尋ねしたいのですが、大臣が就任されます前から文部省としては、幼稚園を含む私学に對して、人件費をはじめとして思い切った運営費の助成を行なつていくという立場に立つて年次計画を立てられ、その年次計画に基づいて五十年年度の要求をされておると聞いております。それよりとしたのか、されたのかわかりませんが、そういうふうにお聞きしておりますが、大蔵省のほうではたいへんこれに對して壁が厚いという話を聞くのです。で、大臣はまだその点については事務局からお聞きになつておらないのでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 私学振興につきましては、従来国の補助は、大学、短大、高専についてのみ行なわれておつたわけでございます。この振興計画も実は四十九年度でもつて五年目を迎えた關係上、五十年年度から新たに振興計画を充足させたいということで、そういう観点の要求をいたしておるわけでございますが、ほかに新たに、さつきもちょっと申し上げましたように、高等学校以下の私学につきましても国から直接補助することとしたいという要求を掲げて大蔵省と折衝をいたしておるような状況でございますが、まだ内示はございませんが、せつかく努力をいたしたいというところでございます。

○久保宣君 何か、大臣のほうは所惑はありますか。

○國務大臣(永井道雄君) 私は、私立学校の助成というものをやつていかなきゃいけないという考へは強く持つております。そして年次計画に基づいて国が進めていかなければいけない。まあこれ、いま就任いたしました二週間でございますけれども、その二週間の間に承知いたしました点は、いま初中局長からお話し申し上げたとおりでございます。そこで、これを文部省としてぜひ進めて

そうして実現していきたいというのがさしあたつての問題でありますけれども、さらに、将来におきましては、できるだけだけの努力をいたしまして、そして私立学校というのは、実に広範にわたつてゐるわけなんです。さういふものについて、どこまで国庫補助ができるか、さういふことをデータに基づいて、そしてつとめたことを考へております。非常に重要な問題だと存じます。

○内田善利君 それでは、私は国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案並びに文化功勞者年金法の一部を改正する法律案、両方とも賛成の立場で、時間の許す限り質問させていただきます。

いままで安永委員から、学校事務職員の待遇の問題について質問がありましたが、人確法もはずれたと、また、この教特法にも調整額の中からはずれてゐると、こういう実態で、先ほどのようなお話しがあったわけですが、それではこの学校事務職員の待遇改善について、文部省はどう対策をとらうとなさつてゐるのか、この点をお聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほども申し上げましたように、三十二年通達の実施が十分ではないという状況でございますから、さらに、この趣旨の徹底をはかりまして、学校事務職員が一般職員と不均衡にならないような、適正な処遇が行なわれるように指導してまいりたいということが一つと、それからまあ先ほど多少次元が違うという御指摘がございましたけれども、超過勤務手当、時間外勤務手当等につきましても、予算の積算を改善してまいりたい。そうした形によりまして、実質的に事務職員の処遇の改善がはかれるように努力をいたしてまいりたいというところでございます。

○内田善利君 この教職調整額の四割ですけれども、この間も、前回のときも質問したわけですが、期末あるいは勤勉手当あるいは退職手当、退職年金等の手当にはね返つてくるわけですね。そうし

ますと、支給額の實質的な価値といひますか、これは超過手当なんかに比べますと、非常に低くなつてくるわけですが、これは昭和四十六年五月二十八日成立したわけですから、この四割をもう少し拡大する、諸物価の値上がり等も考慮に入れて、拡大あるいは増額するということなことは考へておられますか。

○政府委員(安嶋彌君) これは、ただいま御指摘のように、四十七年の一月から実施されておるわけでございますが、定率でございまして、人事院勧告等によりまして、本法の改善が行なわれれば、自動的にそれにリンクして額がふえていくということでございます。したがひまして、いまこの率を変へるという考へは、私ども持つておりません。

○内田善利君 事務職員につきましては、先ほどから質疑が行なわれましたので、これぐらいで終わりたいと思ひますが、やはり学校内において事務職員の占める教育的な効果というのは非常に大きいわけですから、事務職員を忘れないように配慮していくべきだと、こう思ひます。

それから人確法に基づく待遇改善ですけれども、文部省としては、五十年年度予算に第三次の教育職員の給与改善を盛り込んでおられると思ひますが、新聞等によれば、この実現が危ぶまれておると、このように聞いておりますが、この点はいかがですか。

○政府委員(安嶋彌君) 御指摘のとおり、大蔵省に要求をいたしておるわけでございますが、その要求に對する内示はまだございせん。御承知のとおり、予算編成は年を越すというところでございまして、私どももいたしましては、当初要求の線に従つて、努力をしてまいりたいというふうに考へております。

○内田善利君 人確法成立の趣旨からいきました、一年度で終わつてしまつたんで非常に人確法の成立の趣旨に反すると思ふんです。だから、昭和五十年年度もそうすけれども、当初の計画が遂行できるように、文部省としても、これについては特に力を入れていただきたいと思ふんですが、

この点は、文部大臣はかがお考えですか。

○國務大臣(永井道雄君) 私、この問題につきましては、いま局長が申し上げたのと全く同意見でございます。人確法がせつかくできてまして、そこで当初の計画どおり文部省はこの実現のために努力をしていく、そういう線に進んでいくつもりでございます。

○内田善利君 参議院でこの人確法が採決になったときの附帯決議ですね、これは覚えておられると思ひますが、局長、このときにも、附帯決議には、高等学校それから幼稚園、学校事務職員などに対しては本法案の対象に加えるよう附帯決議があつたわけですが、高等学校、幼稚園、学校事務職員に對しても対象にしていくべきである、こう考へますが、文部省としてはどう考へておられるのか、どう対処されてきたのか、——事務職員についてはわかりましたが、その附帯決議の線に沿つてとられた措置ですね、これをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 小中学校のほかは高等学校と幼稚園があるわけでございまして、幼稚園につきましては、御承知のとおり教育職員給表の(三)が適用されておるわけでございますから、小中学校の俸給表がそのまゝ基準になるというところでございまして、高等学校につきましては俸給表が違うわけでございまして、御承知のとおり、小中学校の改善に對応すると申しますか、それと均衡をとつた改善が行なわれるということは御承知のとおりでございます。本年の一月からその改善がすでに実施を見ておるというところでございまして。

○内田善利君 文部省内に教員等待遇改善緊急調査会、これが発足したわけですね。これは教員給与のあり方等の検討がなされておると思ひますが、この附帯決議もあわせて、今回まで、きょうまで何回検討がなされたのか、さういつたことについてお伺ひしたいと思います。

○政府委員(安嶋彌君) ちょっと、会議開催の回数につきましては、資料はちょっと手元でございますが、第一次改善は、先ほど申し上げま

したように、すでに実施に移されているわけですが、第二次改善につきましては、高等教育の部会と初等教育の部会とは別個でございますが、初等教育の部会について申し上げます、こゝの夏から約五、六回の会議を開催をいたしております。

○内田善利君 先ほど幼稚園教育についての質問があったわけですが、私が質問したいことは、十一月五日に行政管理局が調査した結果、私立幼稚園は平均一・二倍、ひどいところでは七・五倍の定員の増の園児を収容している、こういうふうな指摘しているわけですが、こういった事態を踏まえての六千ですか、新設ということだろうと思っておりますが、先ほどは私立幼稚園の先生方の給与の実態も的確に把握されてないようですね、けれども、こういった定員増の実態はどのようになっておりますか、オーバ―の状態は。

○政府委員(安嶋彌君) 行政管理局から私立幼稚園の定員超過について御指摘があったことは、私も承知いたしておりますが、実はその関係の資料を手元に持っておりませんので、計数的なお答えはいたしかねるわけでございますが、調査の結果といたしましては、行管が指摘いたしておりますとおりのものもあるわけでございますが、ただ、その定員増の手続を怠っていたために著しい定員超過というふうな形になったものの中にはあるというふうな形になっております。つまり、必要な施設なり設備なり教員なりは用意はされておつたけれども、定員を改定する手続を怠つたがために、形の上で非常に大きな定員超過があるようになつたものもある。それからまた教員や施設、設備は、収容する園児に対応するものが用意はされておつたけれども、実は用地が十分取得できなかったために成規の手続がとれなかったというものの中にあるようでございます。しかし、いずれにいたしましても、法令に定める施設設備が充足されてない、あるいは定められた定員を超過して園児が収容されておるといふことは、これは遺憾なことでございますから、それぞれの方法によ

りまして是正をはかるべきものと考えております。

○内田善利君 幼稚園の実態ですけれども、一学級定員は、基準は四十人ですか、四十人以下が原則となっておりますが、そうでですか。

○政府委員(安嶋彌君) 御指摘のとおり、幼稚園設置基準の第三条におきまして、「一学級の幼児数は、四十人以下を原則とする。」というふうに規定されております。

○内田善利君 その四十人以下が守られておるかどうかわかりませんが、それともう一つは、一九六一年ジュネーブの国際公教員会議では、教師一人当たり二十五人をこえないことという勧告まで出ておるわけですが、やはり年のいかなる園児を預かる場合、こういった園児を教育する場合やはり二十五人以下が望ましいのじゃないかと思っておりますけれども、こういうことを考えてみましても、私立幼稚園では、ひどいところでは七・五倍、平均一・二倍と、こういう実態ですが、やはりこの実態を解消する意味におきまして、今度のこういった措置も、幼稚園に措置することによって、私立の幼稚園はまたひどい格差が出てくるのじゃないかと、このように思いますが、この点はいかがですか。

○政府委員(安嶋彌君) 御指摘のように定員を著しく超過した私立幼稚園があるというところは、これは事実でございますが、ただ、全国平均をとってみますと、一学級当たりの在籍幼児数は、私立の場合は三五・六人でございます。公立の場合は三一・九人、国立の場合は二九・六人ということでございます。平均値で見ます限りは、幼稚園設置基準の三条を越えていないわけでございますが、ただ、多いものあるいは少ないもの等があるわけでございますからこうした数字が出てきたものと考えております。定員を超過しておる幼稚園につきましてその是正が必要なのは先ほど申し上げたとおりでございます。

○内田善利君 この本法が適用されますと、国立の幼稚園の対象になる教職員の数はどうなりま

すか。

○政府委員(安嶋彌君) 四十九年の五月一日におきまして、公立幼稚園で約二万人でございます。それから、国立幼稚園におきましては二百二十五人でございます。

○内田善利君 この公立幼稚園の教員ですね、この適用されている給料表ですけれども、これはどうなっておりますか。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど申し上げましたように、幼稚園教員につきましては、小中学校の教員と同じように教育職俸給表(三)が適用されるというのが教育公務員特例法の二十五条の五の規定でございますが、その規定どおり適用されておるものは全体の三四・七％でございます。それ以外に、市町村吏員と同じ俸給表の適用を受けておるものが約五〇・三％、それから幼稚園教員独自の俸給表をつくりましてその適用を受けておるものが一三・三％、その他というふうな状況でございます。

○内田善利君 その教育職俸給表の適用を受けているものと行政職俸給表の適用を受けているものと二つあるわけですね。行政職俸給表の適用を受けているものがあり、教育職俸給表に適用されない、その二つの差、二つの原因がある。これはどういうふうな事情があるわけですか。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど申し上げましたとおり、幼稚園教員の俸給表は教育職俸給表(三)が適用されるということが法令の規定でございますが、実際上ただいま申し上げましたような形になっておりますのは、やはり一般の町村役場の事務職員等とのバランスあるいは保育所の職員とのバランス等からいたしまして、こうした実態になっておるものかと思つていますが、文部省といたしましては、教育公務員特例法が規定いたしますとおり、公立幼稚園の教員につきましては教(三)を適用すべきものであるというのをしばしばこれは通達をして指導をいたしておるようなことでございますが、実態は遺憾ながらただいま申し上げましたようなことになっておる次第でございます。

○内田善利君 私立幼稚園に対する国庫助成です、これはどのようにお考えになりますか。

○政府委員(安嶋彌君) 私立幼稚園に対する国庫助成は二つございまして、一つは、園具、幼稚園の設備に対する補助。一つは、施設に対する補助でございます。それから就園奨励費、これは私立の幼稚園に対する補助というには正確には当たらないかと思つていますが、幼稚園の就園奨励費の補助、そうしたものがございまして、今後ともこれは拡大をしていきたいというふうに考えております。

○内田善利君 次に、文化功労者年金法の一部を改正する法律案について質問したいと思つておりますが、今度百五十万から二百万に引き上げられるわけですが、この文化功労者年金の性格ですね、それと二百万円に上げる根拠を伺います。

○政府委員(清水成之君) 最初の文化功労者年金の性格でございますが、文化功労者年金法にございまして、文化の向上発達に關しまして特に功績顯著な者を顕彰する、その方に年金を終身支給すると、こういうことに相なっております。この性格は顕彰をする、いわば賞金的な性格である、かように考えておるわけでございます。あるいはお尋ねの意味が生活給的なものかどうかという点も含めておろうかと思つていますが、法律の性格、制度から見まして生活給というのが本旨ではございまして、顕彰、賞金的な性格が主なる目的である、かように考えておるわけでございます。

なお、二百万にいたしました根拠、こういうこととでございますが、先ほど申し上げましたとおり、年金の性格がそういう性格でございますので、これを一義的に一つの方程式で定めるといふこともなかなかできぬということでございます。

〔理事久保田藤麿君退席、委員長着席〕
一つは沿革の問題でございますが、制度発足の二十六年におきまして税込み五十万円が発足したわけでございます。それから三十七年にこれが所得税非課税措置がとられまして、三十九年度に百

万に引き上げられ、また四十六年度に百五十万、
こういうことになっていただきまして現在に至って
おります。

そこで、いろいろ要因はあるわけでございますが、
何と申しまして、一つは社会経済事情の変
動と、こういふ点がございまして、それとからみま
して文化功労者年金として顕彰するにふさわしい額
にしたい、その主たる要因が社会経済の変動とい
うこと、また、これはまあ付随的と申しますか、
結果的になるかも知れませんが、四十六年当時
から四十八年、この辺の給与ベースの引き上げな
りあるいは国民生活水準あるいは物価水準の動き
等を勘案いたしまして、二百万円ということに御審
議をお願いをしておる次第でございます。

○内田善利君 この年金額の決定につきましては、
政令で定めることになっていたので法律で定める
ことにしたわけですが、将来この点については、
どのように考えておられるのか、それからこの年
金額の決定の基準というものは考えておられ
るのか、また、今後年金額を引き上げること
についての基本的な姿勢、態度、そういったものを
お聞きしたいと思っております。

○政府委員(清水成之君) いま政令の問題がござ
いまして、実は当初政府提案として五十年以降
降、政令でお願いし、四十九年度は予算で決定いた
だきました二百万、こういたしました理由につきま
しては、先刻大臣から提案趣旨の説明で申し上げた
ところでございまして、今日のように社会経済事
情の変動が著しいときでございますので、予算の
御審議をいただきまして、きまりましたらできる
だけすみやかに支給をさせていただきたい、こう
いうことで政令でお願いできないかと、かように
考えた次第でございますが、衆議院のほうで御修
正をいただいたわけでございます。そこで、将来
そういうことを考えていくのかどうか、こうい
う点につきましては御修正の趣旨、また、今度の国
会が臨時国会等でもあったというようなこと、い
ろいろとまた勘案いたしまして、将来の検討課題
とさせていただきます、かように存じておる次第
でございます。

でございます。

なお、年金額の基準の点で何かつくる考えはな
いか、こういふことでございしますが、これまた先
刻お答えしましたような年金の性格からいたしま
して、これこれというふうに一義的に何かつくる
というの、非常に至難であり、また一面、その
妥当性がどうかという点を思うわけでございま
すので、社会経済事情の変動、そういうものを踏ま
えまして文化功労者年金にふさわしい額を改定す
る時期にはまたお願いをいたしたい、かように考
えておる次第でございます。

第三点といたしまして、これを将来引き上げる
用意があるかどうか、どういふふうにかえてい
るか、こういふことでございしますが、私もこの二
百万が決して十分であるとは思っていないわ
けでございます、今後いろいろな要素を勘案
いたしましてまたお願いする時期があり、かつま
たそのように努力をいたしたい、かように考えて
おります。

○内田善利君 最後に大臣にお伺いしますが、文
化功労者の年金額の引き上げ、もちろんいま考
えておることですが、これはいわば過去の功
績を顕彰するということなんですね。ですから今
後こういつた文化功労章、広い意味の文化の向上
発展ということを実現するためにむしろ若い人た
ちを養成し、伸ばしていくということが望ましい
のじゃないかと思ひますが、こういつたことにつ
いて大臣はどのようにお考えでしょうか。文化功
労章といったら七十歳以上の過去の功績を顕彰す
ると、もっと文化向上のために若い人を養成して
いくということが大事じゃないかと思ひますが、
この点について伺ひます。

○国務大臣(永井道雄君) その問題はもちろん御
年輩の方ばかりということではなくて、これは、
文化功労章ということよりたとえば文化勲章受章
者でも江崎先生のような方、また相当お若いので
ありますが、文化勲章だけでなくノーベル賞もと
られるというような事実もあるわけです。そうい
うことを考えますと、これはもちろん生涯を通し

てりっぱなことをなさるといふ方に対して功労者
というふうにかへることも意義があると思ひます
けれども、しかしながら、若い方がりっぱなこと
をなさったという場合には、やはり当然尊重すべ
きものと思ひます。ただ、これ、若い人を奨励す
るという場合には、まだはつきりしたことはよく
わかっていないのに奨励するということになりま
す、これはなかなか基準を設けにくいことでござ
いますから、これはちょっと考え方が、いまわ
れわれが論じている問題から幾らかはずれるもの
になるんじゃないか、かように考えます。

○委員長(内藤三郎君) ちょっと速記をとめ
て。

〔速記中止〕

○委員長(内藤三郎君) 速記を起こして。
○宮之原貞光君 提案になっております二つの法
案に賛成であります、これから若干時間、主と
して幼稚園関係にからむところの諸問題につきま
して、同僚議員の質問とはできるだけダブらない
ような角度から質問させていただきますと思ひま
す。

提起をされております幼稚園関係の調整の四
分の問題は、先ほども同僚の安永議員からも指摘が
ありましたように、むしろおそきに失したんじゃない
わ、ないだろうか、こういふ感じがしてならないわ
けでございますが、ただ問題は、先ほど来若干質
問の中にもありましたけれども、私は単にこの
四分の問題、やはり日本の幼児教育のあり
方のたいへん基本的な問題等もありますので、こ
の問題について若干お尋ねをいたしておきたいと
思ひます。

先ほどやりとりの中で五十七年度をめどに希望
者をしてできるだけ入れることできるように幼稚園
の増設をはかりたい、こういふ答弁があったわけ
でございますが、それと関連をして、私こころ一週
間ぐらゐの新聞の中で胸を痛めておる問題がある
のであります。それは御存じだろうと思ひますけ
れども、東京の北区の滝野川第二小学校ですか、
それともう一つの小学校において、その校庭に幼

稚園を付設すると、この問題と関連をし、この小
学校のPTAの皆さんがこのことについて異議を
申し立てられてすわり込みという事態が起きて、
区議会ではこの問題について幼稚園の併設をきめ
たけれども、校庭の中につくるといふことをきめ
たけれども、今度は父母の立場から見れば自分た
ちの子供の遊ぶところの校庭が非常に狭くなる、
こういふことでは困るといふことで何回か区当局
に陳情をされ、これが取り入れられないで強行と
いう、工事の前にほんとうにもう父母の皆さんが、
お母さん方を主体にしてすわり込んでおられた。
この問題についてしばらく冷却期間を置くとい
うことで年あけて十四、十五日まではひとつ冷却期
間を置こうと、こういふことで、この問題につ
いては一応休戦状態だといふことが新聞に出てお
るのでございますが、このことは非常に私は父母の皆
さんの教育というところを考えると立場から見ま
してもきわめて重要な問題だと思ひます。確かに幼
稚園をできるだけ公立の幼稚園をふやしてもら
いたいというのが、これはまた関係者の声である。
と同時に、また子供さんを小学校に入れてい
るところの父母の立場から見れば、ただでさえも狭
いところの東京の各小学校の校庭、この校庭を削り取
られて、そこに幼稚園をつくられるということに
なりますと、これは子供にとって遊び場がない、
だからたいへんな問題だといふ二つの問題から、
このいま申し上げたような事象、事件が起きてお
るわけですが、一体このことについて文部省当局
としてはどうお考えになっておられるか。これは
もちろん設置者の区の責任であるかもしれない
けれども、教育行政をあずかることのある立場から
は、これはよそごとではない、きわめて重要な問
題だと私は見ますが、この点、これは大臣も就任
早々で大臣の御所見を承るのもどうかと思ひます
けれども、これはやはりきわめて重要な問題でござ
いますので、もし大臣のほうからお答え願えたら
お答えいただいて、でなければ事務当局でもい
いですが、どうこの問題を見ておられるか、
どのような方向に解決すべきだと思ひなにかま

ずお聞かせいただければけっこうだと思ひます。
○政府委員(安嶋彌君) 私も新聞を読みましてたいへんむずかしい問題が起こったというふうに感じたものでございますが、しかし、ただいま先生のお話のように、幼稚園側の考え方、小学校のPTAの考え方、理屈のあること、小学校のPTAの考え方、問題でございまして、やはりたいへんむずかしい問題でございまして、北区の教育委員会がやはり地域住民を説得をし、納得をさせる、してもらうということ以外に妙案はないのではないかと、いろいろな感じを持っておるわけでございまして、もちろん、近接地に適当な土地等があれば、そこに幼稚園の新設をはかるということも当然なことかと思ひますが、北区がいろいろな努力を尽くして、なおかつ新しい用地を手に入れた、それができなくて、やむを得ず小学校の校庭にということになったものと思ひますが、そうならば、やはり両者がよく話し合ひなり、あるいは北区の教育委員会が住民の協力を求めるなりすることではないかという考え方でございます。

○宮之原貞光君 これは幼稚園側のということよりも、私はいろいろな用地がなかなか見つからないという条件はあるかと思ひますけれども、小学校に併置をするという安易な考え方が都会地でやはりとられ過ぎていないかと思ひます。これは将来の文部省の方針としていわゆる幼児教育のあり方ということでその義務教育の年限を一年ないし二年は今後は下げていくのだと、こういう基本的な考え方でも持っているとするならば、これはまたそういうやり方も一つ成り立つと思ひますけれども、確かに全国を見ても、いわゆる過疎地域とか、あるいはいなかのところに行きますと、校庭も広いし、同じ学校の敷地の中に併置されているものではないだろうかとか教育的に考えられるわけですが、ただでさえも狭い都会地の学校において校庭が削り取られると

いうことは、父母の立場から見ればこれは耐えられない問題だろうし、一体、区当局がほんとうに積極的に敷地でもさがすとか、あるいは都の助成でも受けてどこか用地を獲得するとかというように努力がなされておるのかどうか。そういうやばい問題は問題が残っておるだけに、いま安嶋さんのお話ではただ感想だけなんですけれども、具体的にそういう問題について、文部省としては、新聞記事を見て都なら都にどういう状態になっておるかということをお聞きになったことでもあるんですか。

○政府委員(安嶋彌君) 特に都に事情を聞くといったようなことはいたしておりません。ただ、小学校併置の問題でございまして、文部省は一般的に併置したほうがいい、あるいはしないほうがいいという指導はいたしておりません。実際は、たとえば東京都内でも、都心でございまして小学校の生徒が減少するとうような場合、そのあたりの教室に幼稚園を併置するとうようなこともかなり行なわれているようでございます。

それからまた、御指摘のように、最近見た例でございますが、千葉県の館山の北条小学校などでは幼稚園を小学校の校庭と申しますか、隣接地につくりまして、やはり小学校と幼稚園と連携をしたいへん教育効果をあげているとうような例も聞いております。これはやはりその関係者の指導方針なり熱意なり、あるいはその土地、土地の事情によりまして一がいにとちがいがいい悪いということは言えないと思ひます。もとへ戻りますが、併置は避けるべきである、あるいは併置が望ましいといううような、そういう特別な指導はいたしておりません。

○宮之原貞光君 これは、たとえば東京のどまん中の千代田とか、あるいは中央区とかという、言うならば昔の名門校でも過疎になつておるところは校舎が余つておるのだから、これは住民の父母の方々がスムーズに納得していただけるのです。問題は、やっぱりさつき申し上げた北区というのは、やはり発展地域でしょう。しかも校庭が狭い、そこを

削り取られるわけですから。これは、私は、父母の皆さんの声というのは、やっぱり子供を思うとういう立場から見れば、これは当然だと思ひます。それだけに私は、やっぱり問題の本質は、一体、文部省が幼稚園教育、幼児教育のあり方とういうものと、この義務教育の小学校教育との関連性についてどうなのかと、そういう立場から、分離するほうが好ましいのかどうかという、そこらあたりのやはり考え方が若干野放しになっておるから、ほんとうは、やはりこの問題もすべて設置者まかせといへ形でいるんな問題を巻き起こして、この本質じゃないか、ここらあたりが私は一番問題の本質じゃないだろうかと思ひます。私は、きょうは時間ありませんから、ここで即答は求めませんけれども、この問題は、単に困つた問題ですと、何とか両方話し合つて解決してもらいたいのですというものの言い方じゃなくて、少なくともやはり日本の文教政策を預かるとうところですから、ぜひともやはり今後の幼児教育のあり方とういう問題と義務教育との関連性のあるところのきわめて重要な問題ですから少し検討していただきまして、また通常国会あたりでこの問題についてのまとまつた段階のひとつ見解なり、あるいは大臣の御見解をひとつ聞かせていただきたい、この点だけをこの問題については申し上げておきたいと思ひます。

それから第二のやはり基本的な問題は、教育界の中でも幼稚園と保育所との関連でこの問題を一本化するべきかどうかという問題がいま議論をされておるわけですね。教育関係の面から見ますと、保育一本化という問題が私は大方の意見になつておるんじゃないだろうかと思ひますが、このことについて、文部大臣として、基本的にこの保育一本化の問題についてのもの考え方と申しますか、もしお聞かせ願えればお聞きしておきたいと思ひます。この間の予算委員会では、逆な立場から保育所はどうも困る、言うならば、子供を家庭にできるだけ預けるうようなことをやれと、子供を保育所に預けないで子供はできるだけ親のもとに

長く長時間預けとういう立場からの何か自民党の代表質問があつて、いろいろな文相も答えておられたようでございますが、その問題はさておいて、この保育一本化という問題は、これは避けて通ることのできない幼児教育の基本的問題ですね。この問題についてどういうものの方向性と申しますか、基本的にはどうお考えになつておるのかとういうことをお聞かせ願えればありがたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 先生御承知のとおり、幼稚園と保育所では本来の目的が違つてございまして、幼稚園は学校教育を施すことを目的とするわけでございますし、保育所は児童福祉法に根拠がございまして、保育に欠ける幼児等を日々保護者の保育を委託を受けて保育する施設とういうことでございまして、したがひまして、一方は学校教育の施設でございますし、一方は社会福祉、つまり保育に欠ける幼児を受託して保育をするとういうものでございまして。本来の性格が異なるわけでございます。しかしながら、実態としてそれじゃさういふふうには割り切れておるか申しますと、必ずしもそうではなくて、保育所が幼稚園の代替的な機能を果たしておりましたり、あるいは幼稚園がある一定時間でございますけれども保育所の代替的機能を果たしておるといふうな点が見受けられるわけでございます。保育所と幼稚園の全国的設置状況を見ますと、完全に補完とういう関係ではございませんが、大体の傾向といたしまして、幼稚園が多数設置されておる府県におきましては保育所の設置が少なく、逆に保育所が多数整備されておる府県におきましては幼稚園の設置が非常に少ないとういううなことで、実態はかなり相互補完的なものになつておるといふことが現状でございます。したがひまして、この現状からこの幼稚園と保育所の問題をどう調整するかとういうことが問題として出てくるわけでございますが、御承知のとおり、昭和三十八年に厚生省の児童局長と文部省の初等中等教育局長をもちまして通達をいたし

まして、その基本的な考え方を示しておるわけでございます。その第一は、設置、運営について十分連絡をとり計画的な整備を進めるといことが一つでございます。それから幼稚園は四、五歳児を重点に置いてその一その普及、充実をはかるということ、第三点は、保育所における保育内容のうち教育に関するものは幼稚園教育要領に準じた内容とするということが合意されて、こうした方向で実際の指導が行なわれておるわけでございます。しかしながら、この幼保の関連の問題がそれではこれで解決をしたかという必ずしもそうではない、依然としていろんな問題が残っておるわけでございますが、今後とも厚生省等と連絡をとりながら実際問題が生じないようにしたいというふうに考えておりますが、ただ、いずれにいたしましても、幼稚園にいたしましても保育所にいたしましても、現実に収容力が必ずしも十分ではないという今日でございますので、この調整ができなければ、その拡充整備には手をつけられないことではなくて、保育所も幼稚園もそれぞれ不足をいたしておりますので、この整備を進めておるといことでございます。基本的な両者の調整につきましてはただいま申し上げましたようにさらに調整を進めていくべき問題であらうというふうに考えております。

○宮之原貞光君 局長の答弁としてはそれでいいでしょうね。やはり行政官ですから、法律上の立場からこうなっております。その法律上の立場は、こうなっております。これは百も承知です。問題はやはり幼児教育のあり方という立場から見て一体、こういう通達を出した、これでどうですと、あるいは今後両方とも拡充をはかるようにしますという形で私はおさまらない。あなただけの御答弁の中で現実には言われませんでしたように、実際、保育所のあり方の問題はともとの趣旨というものはそれは違っておつても、現実の実際やられておるところのものはほとんどやばい五歳児、六歳児、四歳児になってみますと同じみたいなものです。ただ、たまたま保育所という中で

幼稚園のカリキュラムがそのままやられておつたり、あるいはまた幼稚園というところで団地などではそのまま保育的な側面がだいぶあるという、これは実際なんです。問題はやはり日本の教育を預かることこの文部省として、これは厚生省の所管です、これは文部省の所管ですという立場の答弁ではなく、一体これはどういうかっこうにしてもらうのだ、日本の幼児教育のあり方としてこれでもいいのかどうか、このところの基本的な問題を私は私お聞きしておるのです。ただ、その点は、永井文部大臣も文相になられてそう長くはないので、行政上のことなら私は文相にお聞きしませんが、行政上、この問題について大臣としては今後どういう方向でこれを検討されたいというお気持ちなのか、そこあたりの所見をお聞かせいただければありがたい、こう思うのです。

○國務大臣（永井道雄君） 宮之原委員からたいへん重要な御指摘をいただきました。勉強になりました。実は先ほどから初中局長お話ししているように、幼稚園と保育所というのは役割が違ふというふうなふうに思っておりますけれども、しかしながら、幼保がいて連携していくかというのが実際上の問題でございます。就任いたしました日にも浅いのでございますが、実はこの問題について私すでに厚生大臣とお話をしたのでございます。

そこで、現在までも種々の連絡を両省がしてきているというふうに理解いたしておりますけれども、しかしこれは、役割は違ひますけれども重なり合う面がいろいろありますから、これについてやはりまず双方の連絡を十分にやりまして問題点を合せて検討していくことが第一点でございます。

第二点の問題は、やはり保育所に子供がたくさん行くという問題は、一つは、確かに家庭教育との関係もあるわけです。といはしますのは、いろいろの調査によりますという、たとえばアメリカの核家族とそれからポーランドの農民の大家族、その子供のどちらが非常に発達をしていく上でのいいかというふうな研究がございますけれど

も、実際精神障害というふうな、いわゆるノイローゼですか、起こっているのは核家族のほうが多い。そして、非常に狭いところに追い込まれて、そしてまた共働きで出ていってしまう。そういうデータもあります。そうなりますと、あるいは現在も日本はそういった核家族が進行しておりますけれども、あるいはでき得る限り家庭における教育というもので親子が接触するチャンスを増めていくという政策を進めていくということが保育所の拡充という問題と関係あるいはそれ以上に重要ではないかという角度、これもまた検討しなければならぬこととしまして、これはもちろん所管的に申しますれば直接文部省の仕事でございます。これはいまの日本で共働きでいかなければ生きていくことができないという家族が多い問題もありますし、それから物価がどんどん上がっていく中でそういう条件がそろっていくといふ問題があるわけでございますが、こうした問題も含めまして、ですから幼保の関係、さらに家庭との関係、こういうものも含めて十分に検討していかねばならない。さしあたっていままでのところは、厚生省とのことについて厚生大臣とお話をした、そういうところまでをやったわけでございますが、今後はそれをさらに進めて、二つの面を考えていくべきではなからうかというふうに私は考えております。

○宮之原貞光君 幼児教育のあり方の問題から申しますれば、確かに大臣も言われたように、家庭教育のあり方の問題とも結びつくところの問題です。そうならば、確かに今日の社会の状態という問題、政治の問題とも関連をしてくるところの問題で、きわめていろいろな角度から総合的な検討を要するところの問題だと私は承知をしておりますけれども、いずれにしても、私はやはりこの問題は、教育という観点から見れば避けて通ることのできない問題であるだけに、新聞等にはよく大臣が、大学教育の問題についてひとつ本腰を入れて検討しよう、こういう点が見えています。

どうぞひとつ幼児教育のあり方という基本にかかるところの問題についても積極的に省内でも検討してみたいだいたいと思うのです。特に先ほどの局長の話によりますと、五十七年度には希望者をみな幼稚園に入れたいくらの施設の拡充をしていきたいということになりますればなりません。保育所との関連をどうするかという問題にまた突き当たってくる。確かに現状の中ではカリキュラムの問題、いろいろの問題がありますけれども、早急にこの問題についていろいろ御討議をいただくたい。またいずれ、この問題については聞く機会もあらうかと思っております。この際は時間の関係もありますので、私の意見は述べることをして控えて、ひとつ検討課題として十分留意をしていただいております。

次に進みますが、いま一つは、先ほど来問題になりましたところの幼稚園の先生方の給与改善の問題と関連をすることの事務職員の問題。端的に申し上げますと、やはり学校教育の、一つの学校の構成員である中で、一般の教職員あるいはまた幼稚園の先生方も養護の先生方も、いろいろな形でこの待遇改善の問題がなされておる。取り残されておるのは事務職員だけだ、これが実際じゃないかと思つてます。したがって、私は先ほど来問題が出ておるのだと思つてますが、一体文部省としては、学校事務職員というものを学校教育の中でどういう位置づけをしておるのか、このところをやばりきちんとしておかないから、何か三十二年通達を出したという形だけで終始されておるのじゃないだろうかと思つる節もあります。この点、初中局長、省内では学校教育の中で学校事務職員というものをどういう位置づけをされておるのですか。

○政府委員（安嶋彌君） 学校は教育を行なうことがもちろんその施設の目的でございますが、その目的を十分に發揮いたしますためには、これを裏づけるいろいろな用意が必要なのでございます。先生方が教育を十分に行ない得るためにはや

はり施設をよくする、あるいは設備を整備する、あるいは一般の需要費も用意するほかに、各種の事務が学校には非常に多いわけでございます。人事、会計の事務のほか、地域との連絡でございます。また、そうした事務が非常に多いわけでございますが、そうしたものを全体として円滑に推進をしていくためには、これはやはり事務職員が適確に、ただいま申し上げましたような人事、会計、地域との連絡等に十分に対応していくということが、やはり学校本来の目的を十分に達成するためには必須のものであらうというふうに考えておる次第でございます。したがって、御承知のとおり、先般義務教育諸学校の教職員の定数標準法を改善をいたしまして、事務職員の配置の基準も引き上げたわけでございます。まだ十分ではございませんけれども、そうした施策を進めておりますのも、やはり学校におきまして事務職員が非常に重要な役割りを果たしておるということを前提にしていることであると考えます。先ほどお尋ねがございましたけれども、学校の運営、事務効率等にこの事務職員が非常に大きな影響を与えておるといふことは、ただいま申し上げましたところでもおわかりいただけたかと思いますが、そうした基本的な立場に立っておる次第でございます。

○宮之原貞光君 いまのことはじりとらえようとは思いませんけれども、学校の事務職員というのは、やはり依然として俸給をどうするんだ、いろんな庶務をやるんだというようなことで、非常に文字どおり、事務という側面だけを文部省は考えておるんじゃないですか。いわゆる教育という側面からの学校事務職員の位置づけ、評価と申しますか、そういう点はどういうようにお考えになっておられますか。

○政府委員(安嶋彌君) そういう点も、御指摘のように、きわめて大切なことだと考えます。児童・生徒に対応いたすにいたしても、それなりの教育的な配慮というものは当然に必要であらうかと思いますが、ただ、職域が違いますと、そうした特別な配慮というものは、これは多かれ少なか

れどういふ職域におきましても必要とされると思えます。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、病院の事務職員でございますれば、やはり医療という点に関連をいたしまして、患者に接する機会が多いわけでございますが、そうした患者に接する特別な心づかいと申しますか、配慮と申しますか、そういうことも必要なわけでございます。事務職員の教育的なそういう配慮というものをもちろん評価しないわけではございません。非常に大事だと思えますけれども、ただ、それなるとゆえに、それを給与、待遇の面にどういふふうに評価し、具体化していくかということになりますと、これはやはり事務職員一般のあり方といったようなものにつきまして全体的に検討をしていく必要があるかと考えます。

○宮之原貞光君 これは、いまの学術局長の木田さんが「教育行政法」の著書の中で言っておるこの学校事務職員の問題ですが、こう局長は書いておるんですよ。

「最後に学校事務職員の問題について若干つけ加えたい。近時、学校事務職員にも教育公務員特例法の規定を受けさせるべきであるという主張が一部の人々によってなされている。これは学校事務職員が、教育公務員たる校長、教員と職場を同じくし、また学校の運営に校長、教員に劣らぬ重要な役割を持つてゐるのに、給与その他の待遇において校長、教員よりも不利であるのは不公平であるから、校長、教員と同じ取扱を受け得るようにはしたい」というところに、動機があるように思われる。学校における事務の適正を確保し、学校の機能を充実するために、その勤務条件を妥当なものとする、或は人事制度上一般公務員と同様な取扱いは不適当な点があればその特例を設けるということとは、充分検討に値する課題であらう。」

こういふふうに述べておるんですがね。こゝは、このとおりだとは言いませんけれども、少なくとも、やはり今日の学校教育におけるところのやはり事務職員のこの役割りとかあるいは評価という

ものがある程度私は正しい側面からきているところの面だところ思うんですがね。私はもしこの著書にあらわれているところの木田さんの考えをもし文部省自体も同意されるとするならば、少なくとも、いろいろ教員の待遇改善の中で事務職員だけは、あの通達一本で済まされない問題だと、こう思うんですがね。先ほど安永委員の質問に答えてあの通達についてはもう一回ひとつあれをより充実したところの通達を出されるという答弁もあつたんですが、ほんとうにいま申し上げたところの面がそのような大體理解されるとするならば、このままではよくは文部当局としていけないと思うんですよ。どうなんですか。もっと積極的なやり方方向性はないんですか。

○政府委員(安嶋彌君) 学校事務職員についての基本的な考え方については、ただいま御指摘のような面もあらうかと思ひます。さらに、十分検討をいたしたいというふうに考えますが、ただ、学校事務職員の置かれてゐる現状は御指摘がございましたように三十二年通達もお十分生かされていないといふことでございますので、ぜひ当面はそれを生かしていくといふことに努力を注いでまいりたいといふふうに考える次第でございます。基本論につきましては、さらに検討させていただきます。

○宮之原貞光君 先ほどもお話がありましたけれどもね、十七年間も放置をしておいてですよ、いまごろになってあれが実施十九県しかありません。これは、これは怠慢のそしりは受けざるを得ませんよ。だから、もっともつとやばりうといふところで指摘される前に、文部省としてはこれだけやっておるんだと、これがなければ私は片手落ちだと思ふんですよ。よく教員を縛るとか教員に何するなといふことは一生懸命になって、この委員会でも問題になつても強引に通達を出すところの文部省が、こんな大事な問題については十七年間もはばらかしておくといいことは、これは片手落ちもはなはだしいですよ。率直に申し上げて、こういう点から一つずつきちんとやつてこそ、私

はやつぱり文部行政のほんとうの教育ということ考えたところのものの方が出ると思ふんです。これ以上は申しませんが、その点ひとつ早急に手だてを講じていただきたいと思ひます。

なお、関連をして人事院にも若干お聞きしておかなければならぬんですが、この給与法十條一項の規定ですね、いわゆる調整額の問題ですがね、これは先ほど安永委員からも話があつたわけですが、言うならばやはりこゝで言われておるのとは、同じやばり官職に比してその職場の条件に非常な特殊な条件がある場合には、これは調整額の表を定めなさいと、こういう意味だと解しておるんですがね、その点は間違いないですね。人事院のものの考え方ですが、問題は、その事務職員がいわゆる特殊性があるかないかといふところはこれは議論になりましようけれども、ものの考え方としては、十條の調整額表といふのはそういうことなんでしょう。どうなんですか。

○政府委員(木本広君) 十條の考え方は、同一の俸給表等を適用しております相互間において、そのまゝの状況において持つていくのについては、やはり著しく特殊な事情があるというような場合に、この問題を考へていくということだろうと思ひます。ですから、その程度の度合いが、先生のおっしゃる特殊性という度合いがやはり著しくなければいかぬというような考え方をしておるわけでございます。それが法律の趣旨だろうと思つております。

○宮之原貞光君 まあ何か六時までで終わる約束だそうですから、まああと二人質問があるし、採決もあるようですから、これでやめますけれどもね、その特殊性の問題が、人事院は機械的だと私は言っておきたいんです。この事務職員の問題は、いまもちょっと局長とやりとりしてまいりましたように、いわゆる一般の官職の、それは法律上は確かに一般行政職ですよ。しかし、事務職員の場合はいわゆる子供との関係で生ずる特殊性、一つずつ言つておきますから、教育内容のかかわりで生

ずる特殊性、特殊な環境にあることによって生ずる特殊性、仕事の多面性によって生ずる特殊性、勤務時間によって生ずる場所の特殊性というこの分類をしますと、そういう角度からの特殊性というのがあるんです。きょうは、私時間がありまけんから申し上げませんけれども、もつとこのことと、一体こういう特殊性というのとは何かというのをあなたの方の判断だけではなくて、教育の実際を知っているところの人々の意見、さらには文部省の意見等も十分聞いて、私は少なくともこの問題について、第二次勧告の中で明確にしておいていただきたいと思う。第二次勧告は近く出されるでしょうから、その第二次勧告の中で、この問題をぜひとも検討しておいていただきたいし、第二次勧告はいつごろ出されるかということ、最後にお聞きして御質問を終わります。

○政府委員(栗本広君) 第二次勧告はいまいろいろ各方面の意向も聞いておりますので、来年に入りましてからになるだろうと思います。

○宮之原貞光君 来年はわかっておるんです。いつごろなんですか、来年のめどは、もうあと一週間しかないんだから。

○政府委員(栗本広君) 明確に何月というふうに申し上げるのも多少あれかもしれませんが、おそろく二月か三月の両月の間だろうという感じを持っております。

○宮之原貞光君 以上で終わります。

○鈴木美枝子君 私は文化功労者年金法の一部を改正する法律案に賛成をしつつも、このたび永井文部大臣に文化一般、そしてまた、ここに代表されるところの方たちの問題を含めて、文化全般に對して十分御承知でいらつしやる大臣にお伺いしたいと思ひます。

ここに書かれてありますとおり、昭和二十六年より今日までの間に二百六十八人です。先ほど清水さんがおっしゃいましたように、定義しにくい文化功労、この長い間にたつた二百六十八人のごさいます。そしてまた、先ほど清水さんがおっしゃるように、この二百六十八人の生活資金という

ことはを含めて、賞金のつもりで出しているというところをおっしゃいました。受け取る側の功労者の先生方にとっては、賞金であらうと、生活資金であらうと、そういうことは問題ではないと思ひます。そしてまた、いままでの経過を見ましても、ある作家の人がお断りになったり、そしてまた、おもらいになったあと自殺をしたり、これはすばらしい貢献をなした人に対する年金の、その日本の文化の代表されるところのあり方の年金だと私は思っております。これが他の軍人の年金、これと比較してみても別に二百万円にしたからといって特別に多いというわけじゃない、それから軍人年金をもらっている人々の年金の額を言ってみましても、位、階級から言いまして大將が二百九十七万一千二百円ももらっている、そういう階級的な意味でもらっているという軍人の方たちの兵隊に至るまでの問題がございます。で、きょうは特に私は文部大臣に、文化について詳しい永井文部大臣に日本の文化に對しての方向について、定義づけることのできないこの文化の方向についてお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(永井道雄君) これは私は、いまの御質問に對してお答えすることでありますが、戦後の日本というものは、最初は経済復興ということを考え、同時に、民主的な社会の建設ということも考えたと思ひます。しかし、第二の時期に入りまして、経済復興という力から経済成長という力が非常に強くなつてきたというのが偽らざる事実であつて、ここで学校教育などにおきましても、受験体制化ということが進行いたしました。これはそういう中ではやはり学校教育がゆがめられてきたというの、文化全体ということと言ひます。すといふと、子供に關係することとしては非常に重要なところと思ひます。

そこで、文化功労者に対する問題というのは、実はそういう全体の一部でございまして、一体、文化国家ということを戦後申しましたのですけれども、しかし実は最近文化国家ということばはあまり使ひませんで、どちらかと言うと経済国家と

いうことばを使うわけです。しかしながら、いま経済国家というのは非常に経済的な危機にぶつかつてくることになりまして、そこで、そういう中でどういふことをみんな言うようになってきたかと言ひますと、たとえば量より質というやうなことを言つたり、あるいは競争よりも連帯とか、あるいは競争の場合にもルールのある競争ということやうな言ひ方になつたんだと思ひます。それで、それは実を言つとやっぱ文化の問題だと思ひます。つまり、経済生活というものを日本人が復興といふことを考えたのは、これは当然でありまして、たいへん荒廃してしまつた。それ以後いよいよ加速的にそちらの方向が相当強く出てきた。そのことは、それによつて確かにわが国全体のGNPというものは拡大したわけでありまして、けれど、初めに一生懸命に考えた文化の建設というものは、教育を含めまして非常に苦しいというか、むづかしい時期を経験してきたと思ひます。そこで、今日並びに今後の問題、それは、この年金を多くすれば問題が片づくというやうな、そういう問題ではないと思ひます。ほかのことにもかかわつて。それこそ文部省の仕事というのは文教行政と申しておりますが、そういう文化全体にかかわりまして、やはりこれからの日本の経済生活のあり方というものの関連に對しても一回考え直していかなければならぬ、そういう時期にきていたというのが私の考え方でございます。

○鈴木美枝子君 いま文部大臣がおっしゃる通り経済国家といふことばを出したのも、やはりそれは一つの政策としてあつたと思ひます。政策としてあつたといふことは、逆に言えば、その責任を問われなければならないんじゃないか。その面の責任を問う場合に、文化を見ると一番よくわかる。現実の文化を見ればよくわかる。その点について文部大臣はいまおっしゃつたのだと私は心得ております。ですから、永井文部大臣と同じ意味において、いまお金をよけい出せばいいものじゃないとおっしゃつた点について、私も賛成でございます。たとえば私のような専門の映画の仕事をしておりまして、七十八億の東南アジア向け映画に金を出した。東南アジア向けの映画という名目にしてつくつたためにエロ映画とギャンブル映画がふえていくという、もつと広範囲な世界の日本の民族をとらえる映画、こういう形にしなければいけないのだから、その点についても銘記し反省しなければいけないと思ひます。そしてまた先ほど清水さんがおっしゃいましたやうに、少し金が少なければ生活費じゃないとか賞金だとか、いうやうな、そういう自分の中の名目をつけて、受け取る側に指定してくれということも、やっぱ文化性がないのじゃないか、こういうふうに思ふのです。

たとえば無形文化財の方たちもおります。文化全体にいま話が広がりましたので申し上げますけれども、無形文化財の人たちのことで私の知つている限り調べてみましても、「久留米がすり」を保存するといふ意味と、人間国宝といふ意味はまるで分離しているわけでございます。その分離している名前を一律につけながらこの五人の人に少額の金、四人の人に三百五十万円を払つてゐる。そうすると、一人について八十七万五千円となりますと、人間国宝といふこの名前は一体その長い間、久留米がすり」に苦勞してきた人の名譽の名前であるか、あるいはこれを保存するといふこととはたいへんにむづかしい。近代化の時代に手繰りて、そしてどろの中に布をつて、そういう経済の持続性というものは持ちにくいものです。そのことを昔のままの方法で保つていくための費用を出さなければならぬといふことだと思ひます。それを兼ねることが「近代」だといふことで、何も機械を使うだけが近代だとは思ひません。それ自体が文化だと思ひます。そして私は大臣が文化的な方だから、十分知つていらつしやるから私はそういうことを行政の問題に血と肉をおつけくださいまして、いままでの経済成長といふことばの陰へ追ひやられた「人間の教育とかかわる文化」というものをおつくりいただきたいと思ひます。私の質問時間は十分でございますので、お願いを兼ね

国庫補助金等に関する請願
第二一〇二号 私立大学に対する国の助成の大幅増額等に関する請願

第一班(佐賀、熊本)派遣委員報告

高藤理事、志村委員、有田委員の三名は、内田委員の現地参加をえて、去る九月二十四日から二十七日までの四日間、佐賀県および熊本県における教育、学術および文化財保護の実情について調査して参りましたので、以下その概要について御報告申し上げます。

まず佐賀県においては、県当局から教育事情の説明と教育に関する要望を受けたのち、学校等の現場を訪れ、じかに教育、文化財保護の問題等にふれて参りました。

まず第一に、公立文教施設関係では、地盤沈下に悩まされている白石中学校と児童急増問題をかかえている鳥栖市役所を訪れました。

白石中学校の地盤沈下問題については、先に本委員会でも取り上げられたところでありましたが、聞きしにまさる状況で、今日まで八五センチも沈下しており、校舎の一階廊下よりも校庭が高い有様であります。普通教室と管理室のある三階建の校舎は三十九年六月に、実験実習室と特別教室のある二階建の校舎は四〇年六月に完成したものであります。その後間もなく昭和四〇年八月頃から地盤沈下が始まり、四三年頃がピークで現在でも沈下が進行しているとのことでありました。

このような地盤沈下によって、屋上の排水不良や屋根のき裂による雨漏り、便槽のひび割れ等による排水の流出不良、排水溝の破損等による排水の不良、ガス管、水道管のき裂、特別教室の中央床面の沈下や天井・壁のひび割れ等多くの被害が発生しております。さらに、後に述べますように、二階建の校舎と三階建の校舎はその工法の相違等によって沈下の状況が異なるため、両校舎の中央渡廊下の連結部に被害が集中して現われるなど複雑な被害状況を出しております。

これらの被害に対しては、それぞれ応急的な対策が講じられておりますが、体育館横の犬走り側溝は崩れ落ち、その補修も手がつけられない状況で危険なまま放置されているなど必ずしも十分な対策を講ずるに至っていないようでありました。

これが抜本的対策としては、地盤沈下の原因の排除が必要であります。地盤沈下の原因としては、もともと当地は第四紀新層からなる軟弱地盤である上に、農業用の地下水の過剰吸上げにあると推考されております。したがって、水資源を開発し、地下水の吸上げを規制することこそ急務でありましたが、その点は着々努力され、成果を上げつつあるとのことでありました。

ただ問題は、地下水の利用を制限しても、過去の吸上げに基づく沈下が依然として続き、いつまで沈下が続くか現在のところ不明であることでありました。したがって、今後専門家の診断をえて、これに基づき、抜本的な修理等の対策が必要と思われませんが、白石町当局もその方針とのことでありました。

従来被害対策費については、特別交付税で措置されているにとどまっておりますが、白石町および県当局からは、白石中学校のような地盤沈下による改築や大規模な改修に対しては国庫の助成措置をとりたいとの強い要望がありました。なお、白石町長からは文教関係の対策が、一番遅れており、その態度も一番冷たいとの不信の念が表明されました。早急に十分な修理等が行えるような対策を講ずべきものと考えられるものであります。

最後に留意すべきことは、先にもちよつとふれましたように、四〇年六月に完成した二階建の校舎は従来どおり基礎工事が杭打ち工法であるのに対して、三十九年六月に完成した三階建の校舎は軟弱地盤を考慮してサンド・ドレンウェルポイン工法すなわち粘土地盤中に適当間隔で多数の砂を一樣に分布させる工法が採用されております。ところが、結果的にはサンド・ドレンウェルポイン工法による校舎の方が従来の杭打ち工法による校舎に比べて沈下が著しく、両校舎の沈下の

程度の相違が一層困難な状況を惹起しているところでありました。地盤沈下の主な原因は地下水の過剰吸上げにある訳ですが、軟弱地盤を考慮して地盤を十分に調査して適切な工法が採用されたかどうかについては遺憾な点があったのではないかと考えられます。いずれにしても今後、地盤の状況等を十分に考慮した校舎等の建築のあり方についても、十分な研究が必要ではないかと考えるものであります。

次に、鳥栖市役所においては、市当局から次の二点について要望を受けました。
その第一点は、近年の人口増加に伴う児童の急増に対処するため、五一年度には小学校を新設する必要があるとの、その新設費に対して財政援助を行いたい。

その第二点は、危険校舎の判定基準に騒音度を加味されたいということでありました。すなわち、国道沿にある某里小学校は、老朽校舎である上に、七時から二時までの二時間間の間に大型トラックが約一万八千台通過して最高八〇ホーンを記録し、子供の教育に支障を生じているとのことでありました。ところが、校舎の耐久度が四、五〇〇点に僅かに満たないため補助対象校舎に該当しない上に、年々止むを得ず応急措置を講ずるとますます危険校舎の資格に達することになるとの苦衷が述べられました。市当局からは、も早修理で対処することは不可能な状況で改築の道しかないの

で、上述のような改正を行われないとの強い要望がありました。危険校舎の判定基準とその資格基準については、今後検討を要する課題と考えるものであります。
第二には、佐賀県総合運動場を視察いたしました。

本総合運動場は、佐賀県が将来の国民体育大会の開催を目ざして昭和四五年に約五年の歳月をかけて建設した総合運動場で、よく整備されたものであります。このように規模の大きな運動場はどいう住民の効率的な利用を図るかが課題であります。完成以来多目的利用に努め、音楽の分野にも

利用するなど大変よく利用されているとのことでありました。

御承知のように、第三一回国民体育大会は五一年に佐賀県で開催されることになっており、目下そのための準備が進められているところでありますが、オイルショックを契機とする地方自治体の財政難から、他の行政分野へのしわ寄せを危惧して主として自治体関係者から国体返上論が起ったことは新聞紙上にも報道されたところでありました。県当局としては、反省すべき点は反省し、市町村財政の困窮を救うため貸付金の交付等を行うとともに、競技基準の引下げについて体育協会の了解をえてできるだけ既存の施設の活用を中心に簡素化を図ることによって国体本来のやり方に努力しているとのことでありました。そのような努力の中で国体返上運動も解決の方向にあるとのことでありました。

県当局からは、国体運営経費に対する国庫補助の技術的増額と国体競技施設整備に対する国の大幅な補助および起債枠の拡大について要望がありました。

第三には、国立佐賀医科大学の建設予定地を訪れました。

佐賀県は、昭和四九年度に医科大学創設準備県として指定され、現在諸条件の整備が進められているところでありました。医科大学については、佐賀市鍋島町に約二六万八千平方メートルの用地が確保され、四九年度中には用地の造成を完了する予定とのことでありました。同予定地は環境には恵まれておりますが、地盤が軟弱であるとのことでありました。当地は、地下水の吸上げはなかったたので地盤沈下の心配はないとのことでありましたが、万が一にも白石中学校のようなことが起こらないように、十分に土地の条件を調査して、十全の建設が行われることを望むものであります。また周辺の道路も大変狭い状況ですので、その拡充整備も極めて重要なことと思われま

県当局は、医大の早期開設に大変強い意欲を持っておられ、昭和五一年度には開講できるよう

に、校舎等の早期建設に必要な予算措置、国による用地の早期買取り、エネルギー・サブライ・土地基盤の整備、環境整備等に対する起債枠の拡大と公共事業としての優先的採択、関連教育病院となる県立病院好生館の整備拡充に対する十分な助成措置等について要望がありました。

第四に、特殊教育関係では精神薄弱児教育を行っている大和養護学校を訪れました。

本校は、養護学校教育の義務化を実現するための拡充整備計画の一環として昭和四十八年度に設置された小学部八〇人、中学部三十三人、合計一一三人、職員数六八人の全寮制の学校であります。施設設備は大変明るくよく整備されており、特に寄宿舎は全部平屋建てで採光に工夫されており、空間も広く、庭には芝生がはられ、大変奇麗で立派なものであります。このようなよい環境のもとで元気に学び、生活している姿を目のあたり見ることで、大きな変遷を感じた次第であります。子供達の入学以来の生活意欲の進歩は目覚ましいとのことでありましたが、そのことは子供達の私共に対する「今日は」「今日は」の活発なあいさつの中にもよく伺うことができました。障害を持つすべての子供達にこのような教育の機会を与えることのできる日を一日も早く実現しなければならぬと決意を新たにした次第であります。

校長からは、教育の目標は子供の社会的自立を図ることであり、生活意欲を育てることが大切であること、そのためには学校のみならず生活の中で教育するため寄宿舎が絶対に必要であり養母の役割が大きいこと、最近重度・重複の子供が増えつつあって教育が一層難しくなっており職員全員一致して努力しているが、今後一層職員の質の向上や教育方法の確立が必要であること、家庭との連絡を密にするよう努めていることなどが述べられました。今後の課題としては、高等部の設置であり、来年度実現について予算要求中とのことでありましたが、必ずしも容易ではないようであり、特殊教育の場合、教育効果を上げて社会的自立を達成するためには、幼稚部、高等部の

設置が必要であり、特に早期発見・早期教育を重視する必要があります。したがって、普通教育の場合と同様に六才から一五才までを義務教育期間とする考え方については再検討の要があるのではないかと懸念するものであります。

一つ残念でしたことは、本校で昼食をとったわけでありましたが、ハエがかなりいたこととあります。もともとハエの多い土地柄とかで学校関係者は多分になれておられるように見受けられましたが、このような学校の場合は特に清潔であることが必要でありますので、地域全体でハエの駆除に取り組まれることを期待するものであります。

第五に、文化財関係では、佐賀県指定史跡「船塚」、日の隈山遺跡群、佐賀市史跡「葉隠発祥の地」とこれらを包蔵する歴史公園「はぐれの里」ならびに県史跡「姫方遺跡」を視察いたしました。

まず大和町に存在する「船塚」は、古墳時代中期の様式を有する古墳で、墳丘の構造や周濠・陪塚の存在などよく完備された豪壮な規模を有する佐賀県の代表的な前方後円墳であります。濠がうずもれているなどしているもので、元の姿に復元して保存の完全を期す計画とのこととあります。また国の史跡指定についても申請予定とのこととあります。

次に、神崎町にあり古代「峰跡」として知られている日の隈山とその周辺地域は、縄文時代から歴史時代にいたる複合遺跡地帯であります。ここには国の史跡「帯隈山神籠石」をはじめ各時代にわたる遺跡が多く存在し、古代史研究上重要な意味を持つ地域とされております。ところが、先年ここにゴルフ場建設計画が起ったため、文化財の保存と開発との関係が問題となり、本委員会でも取り上げられたところとあります。その後埋蔵文化財の分布調査を実施し、その結果に基づいて関係当局間で協議し、計画の再検討が行われた結果、一八ホール計画を九ホールに縮小するとともに可能な限り遺跡等を避けてコースを造成する方針でさらに検討が行われており、この方向で解決の見通しとのこととあります。

佐賀市の史跡「葉隠発祥の地」は、葉隠の祖山本常朝が隠棲した地で「山本常朝垂訓碑」などが建てられているところとあります。

次に、歴史公園「はぐれの里」について申し上げます。肥前の中心地である大和町、佐賀市、神崎町の山麓地帯には、上述の文化財を含めて古代から近世にかけての貴重な遺跡が数多く存在しております。そこで、佐賀県がこの地に歴史公園「はぐれの里」を設立して、文化遺産の広域保存を図り、学術研究、教育、観光等とも関連させて公開顕彰を行おうとするものであって、現在遺跡の調査や土地の一部買上げが行われているところとあります。確かにこのように埋蔵文化財等の広域的、一体的な保存活用を図ることは有意義なことと思われ、今後文化財保護政策の一環として位置づけることについても検討すべきであります。

次に中野町にある「姫方遺跡」は、弥生時代から古墳時代にかけての複合遺跡として、また墓地を中心としたものとして墓制の変遷を考究する上で重要な遺跡として注目されているものであります。昭和四十七年にこの地に宅地造成の計画が持ち上がり、その保存問題が生じたところとあります。県教育委員会は現地調査を実施し、一部記録保存を行うとともに、比較的重要と考えられた雌塚、方形周溝、環状列石土抗墓の三か所を県の史跡として指定し、公有化して整備の上保存を図られておりました。重要な遺跡の保存が図られたことを喜ぶものでありますが、このように住宅地の中に三か所だけ散在して保存するやり方が適当であるかどうかについては軽々に判断できません。いずれにしても、現在懸案となっている文化財保護法の改正を急ぎ、埋蔵文化財保護策の一層の充実を図る必要があります。

なお、県当局からは、文化財の保護に関して、埋蔵文化財包蔵地の公有化助成制度を拡充し、県・市町村指定のものについても土地の公有化に対する補助制度を創設するとともに、国の遺跡等発掘、調査機関を九州地区に設置されたいとの要望がありました。

最後に、県当局から、以上述べたほかに次のような要望がありました。

一、本県は、人口が年々減少して小規模校が増加している上に、過疎、産廃および同地域など教育困難地域が多いため、必要な教職員の確保が困難な現状にあるので、養護教諭・事務職員の完全配置、教員の加配措置および教職員の最低保障制度の確立について特段の配慮をされたい。

二、公立学校危険校舎の改築に対する国庫負担率を、産廃地域については三分の二に、一般地域については二分の一に引き上げるとともに、高等学校の新増設に対する補助制度を創設されたい。

三、社会教育指導員の大幅な増員とその設置費の増額措置を講ぜられたい。

次に、熊本県について申し上げます。まず県当局から教育事情等の説明と教育に関する要望を聴取したのち、特殊教育諸学校、教育センター、文化財等を視察いたしました。

第一に、特殊教育関係では、隣接して設置されている熊本県立盲学校と熊本県立聾学校を訪れました。両校とも、明治四十四年に設立され古い歴史を有しておりますが、昭和四十五年に現在地に移転、新築されたものであります。大変広々とした敷地に明るく奇麗な校舎等が建てられ、施設設備にもいろいろ工夫がなされよく整備されておりました。例えば、学校給食および寄宿舎の食事について両校合同による炊事が行われていること、盲学校の校内に木せいや沈丁花などを植えた「香りの庭」が設けられていたことなどが注目されました。一つ気が付きましたことは、盲学校の養護訓練施設が他の使用目的で作られた部屋を転用したものであるため狭く不便であるが、建設当初はこのような施設が必要であることが分らなかったとのこととあります。近年特殊教育に関する教育の内容・方法等の進歩が著しく施設設備についても各

地で種々工夫されておりますので、新しく校舎等を新増設する場合、これらの施設設備に関する新しい情報に十分に利用できるようなシステムが必要ではないかと考えるものであります。

両校の教育については、ある特別のことに自信を持たせることによって劣等感を払しょくすることが教育効果を上げるため重要であるとして、特に体育に力が入れられており、大きな成果を上げているとのことでありました。丁度私共が訪れた際にも秋の運動会のための体育や応援の練習が活発に行われておりました。

さらに、盲学校においては、従来の盲学校教育のあり方を改める必要があり、特に盲と弱視の教育を分離して今後弱視教育に力を入れる必要があること、高等部においては近年保健医療科等よりも普通科を希望する生徒が増えつつあり、進路指導をどうすべきかについても検討の必要があるなどの意見が述べられました。

次に、聾学校においては、近年児童生徒数が減少しつつあるが、障害が複雑・重度の子供が増える傾向にあって教育の困難性が増大してきていること、幼児教育においては聴能力訓練が特に重要であるのでそれに力を入れていること、卒業後の進路希望については従来の理容等の分野が減少して機械、印刷等の工芸の分野が増加しつつあるため、進路指導についても検討中であるなどの説明がありました。

最後に、九州地区盲聾学校父母教師会連合会でまとめた要望事項に基づいて、次のような要望がありました。

- 一、特殊教育諸学校に勤務する事務職員等に対しても給料の調整額が支給されるよう法制化されたい。
- 二、寄宿舎を持つ特殊教育諸学校に事務職員を配置されたい。
- 三、就学奨励費の交通費については、高等部についても段階をはずして全員補助を実現されたい。
- 四、物価上昇に伴って、就学奨励費における寄宿

居住費を増額されたい。

五、出現率の減少、普通校への進学者の増加等によって、各学校で職業科を維持することが困難になりつつある中で、九州地区国立聾(盲)高等学校または職業専門学校を設置されたい。

六、専攻科の教員の定数の確立と教育相談のための職員の定数化を図られたい。

ということでありました。

第二に、山鹿市に設置されている熊本県立教育センターを視察いたしました。

本センターは、教育に関する研究と教育関係職員の研修を主として行うほか、教育上問題を有する幼児・児童・生徒や父母、教師に対する教育相談事業、図書資料の普及事業ならびに高等学校における電気計算機を用いて行う情報処理教育に関する生徒の共同実習をも実施する総合センターであるところに特色があります。本センターは、約六億円の経費のうち国庫補助金八千万円をかけて建設され、昭和四十七年度から開設されたものであります。広い敷地に立派な施設設備が整備され、

宿舎も設けられております。発足以来各事業とも大変活発に実施されており、特に研修事業については短期、長期、自主研修の区別を設け、年間一五四講座を開講し、女子教員を含めて多数の教育関係者が積極的に参加して成果を上げていくとのことでありました。なお、私学教職員も受け入れられているとのことでありました。

また研修の実施に当たっては、参加者の研修の方法・内容に関する希望を調査して、これを参考として行っており、講義形式は極めて少なく大変好評とのことでありました。

われわれは、各種の研修室を見て回りましたが、多くの先進的な教育機器が数多く整備されているのに感心いたしました。中でも集団の中で個別に音楽教育が行える電子オルガンのミュージック・ラボラトリーのシステムが開発されており大きな成果を上げていることなどが注目されました。ただ各学校における教育機器の整備の状況との間にずれがあるのではないかと危惧の念がある程度

持った次第であります。

なお、いくつかの特殊教育諸学校等を視察した際、多くの特殊教育機器や障害診断機器等を見ましたが、これら機器の有効な活用等については必ずしも万全とは思われませんでした。今後これら諸教育機器に関する基準や使用要領等の確立が必要ではないかと感じた次第であります。

第三に、文化財関係では、国の史跡に指定されている山鹿市所在のチブサン古墳、弁慶が穴古墳および鍋田横穴群のいわゆる装飾古墳と国の特別史跡熊本城跡を視察いたしました。

チブサン古墳は、全長四五メートルの前方後円墳でその後円部に全長五、五メートルの横穴式石室があり、その内部に赤、白、青の彩色を用いた円文や菱形連続文様等の美しい装飾文様が描かれております。昭和四十七年に崩壊寸前となり、四十八年に国の補助を得て内部の修理が行われておりますが、なおその保存の完全を期するためには環境の整備を迫られており、来年度国の補助について強い要望がありました。

弁慶が穴古墳は、径二七メートル程の円墳で、全長九、八メートルの横穴式石室があり、その内部に赤、白、青の彩色を用いた同心円、菱形、三角形を主とする幾何学的模様や人物、舟、馬等が描かれております。装飾古墳として発見される以前に土食が住んでいたためそのとき火の煙光によって汚損されている上に、過去一月千人の観光客が押し掛けたこともあって破損が著しく、現在その開放が制限されている状況であります。今後装飾文様を維持するために適当な湿気を確保する必要があるので、古墳の上に土盛りを行うなどの対策が急がれており、その経費について国庫の補助を求められました。

鍋田横穴群は、数十の横穴があって、その第六号墳の壁に人物や橋、鞍など興味深い壁画が彫られており、その壁の彩色はすでに殆んど風化しております。問題は、壁画を破壊から守るために、過去にコンクリートによる屋根の設置等の修理が行われているのでありますが、コンク

リートのあがが流れて壁画が著しく破損していることでありました。このことは、これら文化財の修理保存を行う場合、その方法について十分調査研究の上行うべきであることを教訓として示しているものといえましょう。

われわれは、これら装飾古墳の素朴さの中に力強さを示した何ともいえない魅力を持った原始美術にふれることができ、歴史の中に生きると申しまうが、民族の歴史の悠久性、人間の夢といったようなものを感じた次第であります。

全国の装飾古墳二三基のうち一〇一基が熊本県内に存在する訳であります。町および県当局からは、装飾古墳の重要性にかんがみ、多額の経費を要するその保存修理費に対する国の補助を増大するとともに、その保存に関する特殊な技術と修理方法について国が研究を進め、その成果によって国の技術的指導助言を行われたいとの強い要望がありました。

高松塚古墳の発見がこれら装飾古墳に対する関心を増大させたことは喜ぶべきことでありますが、あまりに高松塚古墳に関心が片寄り過ぎているくらいがあるように思われます。現在これら多くの古墳が破損の危険にさらされているといわれております。昭和五〇年度概算要求において新たに装飾古墳保存整備費の予算要求が行われているところであり、早急にその保存修理の技術の研究を推進するとともに、保存対策を強化する必要を痛感するものであります。

次に、熊本城跡を訪れましたが、日本三名城の一つを誇るだけにその雄大で美しい石垣や重要文化財に指定されている長堀、見事に復元された天守閣など豪壮雄大な偉容は今更ながら素晴らしいものがありました。長堀などの重要文化財の修理や整備は完成しており、多くの観光客を集めておりました。

なお、県当局からは、現在の文化財の保護行政について、やや自主性に欠け基本方針が明確でないという点がある。文化庁の役割と文化財保護の基本方針を明確にして、各文化財の重要度を明らかに

にし、その保護対策を確立することが必要であらう。その上で方針が打ち出されるならば、全面的に協力する積りであるとの意見が述べられ、こゝでも、開発や生活環境の整備等と文化財保護とをどう調和させていくかの問題を感じました。

なお、県当局から、以上述べたほかに次のような要望や意見が述べられました。

一、高校生生徒急増地域および従来高校進学率が低く、最近急速に進学率が向上しつつある地域については、高等学校の新増設に対する国庫補助制度を創設するとともに、養護学校の新設および産業教育用実験実習施設設備の充実に必要な予算を確保されたい。

二、危険校舎改築費および統合校舎新増築費の国庫負担事業量の増加および危険校舎対象範囲の耐力度五、〇〇〇点までへの拡大を図るとともに、補助単価および補助率の引上げならびに屋内運動場の必要面積の実態に即した改善を行われない。

三、学齢人口の減少が著しく、過疎地域が増大しつつあり、県費負担の教職員を多数配置せざるを得ない現状であるので、公立義務教育諸学校における教職員の最低保障定数の率を引上げるとともに、学校図書館担当事務職員および公立高等学校の事務職員の定数増を図られたい。

四、スポーツに関する指導助言に専念する体育主事を市町村に義務設置するよう法改正するとともに、体育・スポーツ施設に対する国庫補助金の増額を図られたい。

五、現在の私学助成制度については国の立場、方針が必ずしも明確でないので、特別法を制定して国の私学助成に関する理念および基本方針を明確にし、これに基づいて国庫補助制度を確立されたい。

六、最近政府から各種の新構想の大学の設置が打ち出されており、その内容が明確でないにもかかわらず地方自治体の多額の経費を使用した誘致合戦が展開され、その結果候補地が政治的、場当りの決定されるきらいがないこともな

い。したがって、今後国はその性格・内容と設置の基本方針を明らかにし、設置の条件等を慎重に検討して候補地を決定すべきではないかとの意見が述べられました。今後十分に考慮すべきことでありましよう。なお、熊本はもともと教育都市であって、新しい大学都市の建設を考えており、学園都市という条件を十分に満たしているとのことでありました。

最後に、熊本大学について申し上げます。熊本大学では、大学当局と懇談の機会を持ったのち、大学のキャンパスの概況を見て回ったほか、教育学部の閉回路テレビシステム、教育学部附属養護学校および衝撃エネルギー実験所の実情を視察いたしました。

大学当局からは、大学の現状について土地面積が七四万平方メートルで基準の半分以下で狭い上にキャンパスが分散し、さらにキャンパスの中を道路が貫通しているため、共同利用施設の設置など運営上不便な点が多々あるとの説明がありました。また、最近の総需要抑制策によって施設設備の整備が思うようにできず困っているとの苦衷が述べられました。なお、本大学は昭和四十二年に設立されて以来、工学部の学科や講座の増設等を行うにとどまり、学部の増設等大学の拡充を余り図らなかつたため、大学内の人心が安定してまゝまゝであるので、大学の運営はやりやすく極めて安定しているとのことでありました。

また総合大学の実を發揮するためには大学の移転統合を考へるべきではないか、またその計画はないかと質ねましたところ、単なる統合にとどまらず理想的な大学を建設するのではないかと意味がなしいし、また事柄の性質上からも慎重に検討する必要がある、現在内部固めの段階であるとのことでありました。

最初に訪れました教育学部の閉回路テレビシステムであります。これは教育学部から約四キロメートル離れた附属学校の授業の状況が学部の教室に備えつけたテレビで受像できるなどのシステムで、教育実習の改善、授業分析等による教

授・学習課程の研究、教科教育等学部の講義の改善、学部と附属学校の共同研究の促進などを目的とするものであり、大変成果を上げつつあるとのことでありました。今後専任教官・技術職員の配置や運営経費の確保等によって一層整備充実を図る必要があるとのことでありました。

次に訪れました教育学部附属養護学校は、精神薄弱児の教育を行うもので、小・中学部と高等部が設置されており、児童生徒数一〇五名の学校であります。本校は昭和四十六年に現在地に移転、新築されたもので、言語治療室、遊び治療室、給食室等を見て回りましたが、給食室に自然光線を十分に利用するなど工夫されておりました。遊び治療室に設置されている行動観察室については、予算の関係で子供の遊びの状況が観察できるだけで子供の声を聞く設備が不足する現状であるとのことでしたが、施設設備についてはまだ多くの課題が残っているようでありました。特殊教育の方法・内容に関する研究については教育学部附属学校に期待するところ大でありますから、一層の整備充実が望まれるところであります。

最後に、昭和四十六年度に設置されました工学部衝撃エネルギー実験所を訪れ、実験の様態を見せていただきました。本実験所は、火薬の爆発等により駆動され高速度に達したピストンの衝突等のエネルギーを制御し、これらのエネルギーを有効に使用しようという研究目的を持つもので、極めてユニークなものであります。爆発溶接すなわち溶接が難しい異種の金属を爆発の爆発力によって溶接する実験を見ましたが、極めて興味深いものがありました。工学部当局からは、この特異な研究施設を生かして研究される方々に広く開放するため、全国共同利用研究施設にしたいとの考えが述べられました。

以上御報告を申し上げます。

第二班（岩手、宮城）派遣委員報告
片岡理事、高橋委員の両名は、去る九月二十四日か

ら二十七日までの四日間、岩手県及び宮城県における教育、学術及び文化財保護の実情等について調査して参りました。両県においてまず県当局から一般的な教育事情の説明と要望を受けた後、学校、文化財等を視察致しましたが、以下その概要について御報告申し上げます。

最初に岩手県から報告致します。まず、和賀郡沢内村立沢内小学校について申し上げます。沢内村は、盛岡市より四十余キロメートル、奥羽山系の山あい標高四、五百メートルのところにあります。積雪によって、校庭の鉄棒が曲るほどで、岩手県唯一の豪雪地帯であり、豪雪地帯対策特別措置法により特別豪雪地帯に指定されております。この厳しい自然条件の下では、農業だけで自給することは困難なため、多くの人が、出稼ぎ、日雇いなどに出ざるを得ない状況になってきております。

この学校は、へき地二級に指定され、校長を含め教員が六名、用務員一名で、学級数は五、児童数六十名であります。校長からは、へき地教育の振興に関して次のような要望を受けました。

その第一は、一年生を含む複式学級の解消についてであります。七十二国会において、一年生を含む複式学級の編制の標準は十二人と改善されたところですが、何人の編制であっても一年生の複式は、教育上無理があるので解消すべきであるとのことでした。

第二は、へき地の給食費補助の拡充についてであります。この学校は、四十七年八月にへき地三級から二級に変わったことに伴い、三級地以上の高度へき地学校の児童生徒に対して実施されているパン・ミルク給食費補助が打ち切られたため、給食費の父兄負担が急激に増加したとのことでありました。さらに最近の物価上昇による給食費の値上げが父兄の大きな重荷となっているので、パン・ミルク給食費補助を一、二級地のへき地学校にも及ぼして欲しいとのことでした。

第三は、養護教諭の配置についてであります。子どもたちの事故に際しても、冬期は豪雪のため、す

く病院に連れていくことができない状況にあることや、運動が出来ない冬期には特に健康上の指導や注意が必要とされるので、へき地学校には特に養護教諭を配置して欲しいとのことでありました。

そのあと、沢内村長から学校建築費の補助単価の引き上げの要望を受けました。つまり沢内村の場合、豪雪地帯であるため、床下一・二メートル程度床高とする必要があること、積雪過重を考慮して、鉄筋、鉄骨量が膨大となること等から建築単価が相当上るとのことです。ちなみに四十九年度の状況を紹介しますと、屋内体育館は、一平方メートルあたりの基準単価五万八千八百円に対し実施単価十万一千七百元、校舎は、基準単価四万八千五百円に対し実施単価六万九千七百円とのことでありました。

また岩手県からも、地方自治体の超過負担解消のため、補助単価の引き上げを図るとともに、過疎地域、へき地、特別豪雪地帯における学校建築費の国庫負担率を現行二分の一から三分の二に引き上げるよう要望がございました。

次に、岩手県立盛岡農業高校について申し上げます。この高校は三十九年四月自営者養成農業高校拡充整備校の指定を受け、現在農学科、園芸科、畜産科、生活科、林業科、農芸化学科のほかに、農業特別専攻科がおかれております。

将来、地域農業の発展を担う農業人を育成するために、日常の学習活動と寄宿舎生活と緊密な連携をとり熱心な農業教育が行われておりましたが、四十九年三月卒業者の進路状況をみると、卒業生百九十五名のうち八十八名つまり四十五・一パーセントは、農業と関係のないところに就職もしくは進学しているのがあります。特に、最近

は進学希望の者が増加し、四十九年度の全校生徒の進路調査によれば約三割が進学を希望している状況であります。中学での進路指導のあり方、職業高校のあり方、職業高校から大学に進学することが困難であるといった問題など、早急に検討されなければならない課題であると感じました。

また、先生方からは、日本の農業の将来に明るい展望がなければ、自信をもって教育を行えないし、生徒たちも希望をもって教育を受けることができないので、農業教育の出発点は農業政策にあるという意見が述べられました。また諸外国の農業事情についても知る必要があるので、教員の海外研修の機会を拡充して欲しいとの要望もございました。

次に、平泉町立平泉小学校について申し上げます。この学校は、体育、学校給食に熱意をもって取り組んでおります。特に学校給食については四十八年に文部省から学校給食改善研究校の指定を受け、バランスのとれた給食内容と正しい食習慣、給食を通しての好ましい人間関係の育成にとりくみ、成果を発揮しております。ところで、ここでも、最近の激しい物価上昇のため、学校給食の運営に非常に苦慮しております。学校給食を学校教育の中でどう位置づけるかを検討し、その上で給食費に対する補助のあり方も考える必要があると思われま

す。また、七十二国会における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の改正によって、児童・生徒数二千五百人に一人の割合で学校栄養職員が配置されることになりましたが、児童数約五百名の本校には、県費負担の学校栄養職員が配置されるに至らず、町負担の職員が一名おかれていてに過ぎない現状であります。学校給食の一層の充実のためには、学校栄養職員等の質の向上と、そのための身分の確立が必要でありますので、今後一層その配置基準の改善に努める必要があります。

次は、文化財についてであります。中尊寺と毛越寺跡を視察致しました。中尊寺は、金色堂覆堂修理、防災施設、収蔵庫の増築等の事業も終り、境内の国宝、重要文化財も概ね良好に保存されておりまして、今後は、経箱等美術工芸品の保存の手立が必要とのことであります。

毛越寺は、主要伽藍跡、鎮守社跡及び観自在王院跡が特別史跡に、庭園跡が特別名勝に各々指定され、保存が図られています。特に観自在王院跡については、浄土式庭園の復原整備が予定され、平泉町が四十二年度から、土地買上げ、発掘調査、整備を国庫補助事業として実施しているところでもあります。平泉町からは、五十年年度の国庫補助の大巾な増額について要望を受けました。

社会教育関係では、岩手県民会館と岩手県立農業博物館を視察致しました。岩手県民会館は、岩手国体の記念事業のひとつとして、四十六年三月に着工、総工費二十二億余円をかけ、四十八年三月に竣工したものであります。客席二千席の大ホールのほか、中ホール、展示室、会議室等の施設を備え、非常に立派なものであります。今後、この会館が県民に、各種の文化行事、芸術鑑賞の場として、十分に活用されるような運営を期待するものであります。

岩手県立農業博物館は、古くから使用してきた農具や生活用具を収集し、保存展示をし、農業に対する理解と、教養の向上を図ろうとする施設で、四十四年十一月に開館されたものであります。近年の経済成長のもとで、農業経営や、農家の生活も急変したことによって、古い農具等が急速に失われつつあることや、地方の文化を見直すという意味からも、このような博物館の意義は大きいと思われました。

最後に、岩手県が現在かかえている問題や国に對する要望等を承って参りましたので簡単に申し上げます。

第一は、幼稚園の拡充についてであります。岩手県においては、四十六年度の幼稚園就園率が、三〇・六パーセントと、全国平均の五六・二パーセントを大巾に下回っており、早急に公立幼稚園を建設する必要があるとのことです。国に対しては、公立幼稚園の施設整備補助を現行の三分の一から二分の一に引き上げるよう要望がございました。

第二は、公立義務教育施設の整備についてであります。岩手県においては、小中学校の危険建築物を約二十三万平方メートルかかえ、五十年年度にとりあえず、三万八千平方メートルを改築する計画であり、国の負担率を現行三分の一から二分の一に引き上げて欲しいとのことでした。

また校地取得に対しては、補助制度を拡充するとともに、政府資金による起債枠の拡大を図って欲しいとのことでした。

第三は、高校増設の問題であります。岩手県の場合、御存知のように、面積が広く、人口は少ないという状況にあるので、小規模校を沢山作るを得ないので、是非とも、高校の建築費に対する補助制度を新設して欲しいとのことでした。

第四は、社会教育関係であります。岩手県ではスポーツの生活化、県民総スポーツをスローガンに、ゴールデンプランを策定し、体育施設の整備に力を入れております。体育施設の整備については、国庫補助事業量の拡大、補助単価の増額、補助率現行三分の一を二分の一に引き上げること等の要望がございました。

そのほか五十年年度に県立沿岸青年の家、公民館十四館、図書館二館を建設すべく準備を進めているところですが、補助額について、それぞれ、現行の三千万円を一億円以上、現行の一千二百万円を二千五百万円、現行の三千万円を四千五百万円に引き上げて欲しいとのことでございました。

第五は、岩手大学に総合科学部を創設することについてであります。現在、岩手大学は、農・工・教育学部の三学部と教養部によって構成されておりますが、専門諸領域の深化及び各専門領域を総合化した研究、教育体制の充実を図るためには、総合科学部が必要とのことで、岩手県では、期成会を作り、四十二年度以来要請しつつつけている懸案の問題であります。

以上で岩手県を終り、つづいて宮城県について報告致します。

まず、仙台市第二中学校について申し上げます。この学校は、教育機器を導入した授業に力を入れております。私どもは、L教室での英語の授業、テレビ、スライドを利用した理科の授業等を視察致しました。理科の授業では、テレビの映像を見

て学習し、そのあと、その理解度を確認するためスライドを利用して問題が提出されます。生徒たちは、手元のボタンを押して解答を示し、先生にはその状況がアナライザーによって把握することが出来ます。なおテレビの映像は、NHKの教育放送を利用したり、テレビカメラとVTRで自作編集したものを利用したりするそうです。私もその授業を見て、テレビの映像が本の写真や絵では示し得ないもので示すことができ、現場に行つたのとはほぼ同様の教育効果をもたらす面があるなど大変興味深いものがありました。しかしながら、教育機器になじむ学習領域とそうでない領域、じっくり考える態度より反応の速さを育てないかといった教育機器のメリットとデメリット、教育機器が先生と生徒の心のふれあいにどう影響を与えるかなど、今後十分に研究する必要性を感じました。

次に、宮城県立加美農業高校について申し上げます。この高校は、三十九年四月に自営者養成農業高校拡充整備校に指定され、現在、農業科、園芸科、農業機械科、生活科、食品化学科が置かれております。校長からは、実習助手と農場業務員との身分、待遇上の差異について述べられました。現在この高校に実習助手が十六名、農場業務員が十三名おります。農場業務員は、実習助手と仕事の内容は全く同じですが、教育職俸給表が適用されてないため、産業教育手当や人材確保法の制定にもとづく教育職員の給与改善の対象にならないので、それにみあう給与改善が必要であるとのことで、検討すべき問題であると思われまふ。

次は、文化財であります。旧有備館を視察致しました。旧有備館は伊達氏の一門、岩出山伊達家二代宗敏が一六六三年岩出山城二の丸焼失の際、造営した仮居館であります。様式は書院造りで、藩校の遺構としては、全国最古のものであります。庭園は清水道平の作庭による回遊式池泉庭園であります。旧有備館及び庭園は、昭和八年史跡名勝として国の指定を受けています。

旧有備館については、岩出山町が、国と県の補

助を受けて町負担で、四十五年度に伊達氏の所有であった土地建物の買い上げ、四十六、四十七年度に庭園の環境整備、四十八、四十九年度に建物の復原修理保存工事を完了しております。また五十、五十一年度において、庭園の残部、門、塀等の環境整備を行う予定であり、岩出山町から、国庫補助の要望を受けました。

なお、文化財の保護に関して宮城県から次のような要望を受けました。

第一は、重要史跡、建造物として国の指定を受けた文化財の維持管理費に対して、国の助成を講じて欲しいとのことであります。

第二は、史跡の土地公有化促進についてであります。宮城県では、特別史跡の多賀城跡附寺跡のほか史跡五カ所の土地買い上げを予定しております。大部分が民有地で、宅地、工場用地として開発される傾向にあるので、早急に公有化を図りたいので、国の大規模な助成が必要とのことであります。

次に、宮城県教育研修センターについて申し上げます。このセンターでは、教科指導、生徒指導、障害児に対する指導のあり方など教員に対して企画される研修事業のほか、教育現場に密着した問題や教育行政上の諸問題を究明する研究事業、各学校に置くことが無理なコンピュータ、数値制御工作機械等を用いた生徒実習の事業等が行われております。

複雑高度化する社会、技術革新の激しい時代において、教員の研究・研修の機会を拡充することは非常に重要なことであります。今後一層、余裕をもって研究・研修にあたる時間の確保と教員の実態や要望を考慮した運営が望まれるところであります。

なお、宮城県が現在かかえている問題や国に対する要望を承って参りましたので簡単に申し上げます。

第一は、高校増設の問題であります。宮城県の都市部における高校進学率は九十四パーセントに達し準義務化しております。これに伴って、人口

急増地域の高校増設は急務となっており、六十年度までに十五、六校新設する必要がありますが、用地の確保、建築費に多額の費用を要し、例えば仙台市内に高校一校建設すると三十億円かかる状況で、県財政を非常に圧迫しているとのことであります。したがって、当面は人口急増地域だけでも国庫補助制度を創設してほしいとの強い要望がありました。

なお、国有地である仙台電波工業高等専門学校旧校地を県立新設高校の用地に譲渡して欲しいとの要望がございました。

第二は、私学助成の問題であります。宮城県においては、幼稚園児の八十四パーセント、高校生の三十一パーセントが私学に通っております。申すまでもなく、私学の経営は不安定な状態におかれ、父兄の経済的負担は極限にまで達し、不満が爆発しているとのことであります。公私立学校の学費負担及び教育条件の格差をできるだけ少なくするため、大幅な財政援助をするともに、私学の位置づけを検討し私学財政援助法を制定して欲しいとのことであります。

第三は、国立夜間大学の設置についてであります。宮城県において夜間部を設置する大学は、東北学院大学の文学部、経済学部のみという現状であるので、理工科系の国立夜間大学の設置を早急に実現して欲しいとのことであります。

第四は、学校給食費の補助についてであります。最近の物価高騰により、給食費の父兄負担は増大し、学校給食は重大な危機に直面しているとの、当面は牛乳だけでも、全額国庫負担にして欲しいとのことであります。

そのほか、栗原郡花山村に設置される「国立少年自然の家」が五十二年に開設できるよう予算措置すること、現在仙台市にある宮城県農業高等学校を名取市に移転し、A類型の自営者養成農業高校として設置できるよう配慮すること、水産高等学校実習船の建造費に対する国庫補助の拡充、公立文教施設整備に対する補助事業量の拡充と危険建物の耐力度点数の早期引き上げ、県立美術館施設整備費に対する国庫補助の拡大と起債充当率の引き上げ、美術館運営費に対する助成措置の新設、幼保一元化の実現等の要望がございました。

最後に、宮城教育大学について申し上げます。御存知のように宮城教育大学では、入試検討委員会によって入学試験の改善についての検討が行われてきましたが、四十八年度から具体的な改革に取り組まれております。つまり、従来、英語、数学、国語、理科、社会が必修で、音楽、美術、体育専攻を受験する学生は、数学に代えて実技の試験を受けるというやり方であったのが、英語、国語、数学、小論文が必修で、ほかに理科、社会、数学、音楽（実技）、美術（実技）、体育（実技）の中から一科目を選択するという内容に変わったのであります。さらに入試問題の内容については、基礎的な問題、特別な受験のテクニックを必要としない問題に心がけており、正解を公表したのも、その線に沿ったものであります。この改革のねらいは、受験準備教育を必要としない入学試験にすることによって、高校における受験中心教育の弊害を少しでも除去するとともに、教育に情熱をもった学生を選ぶことにあります。宮城教育大学の入試改革は、色々な新しいやり方を試行する段階として、よく、学生の入学後の追跡観察など、さらに研究を進め、改善をしてゆきたい方針とのことであります。現在、文部省の入試改善会議、国立大学協会をはじめとして入試改革を検討しているところでもあります。

なお、学長及び附属学校の先生方と懇談の機会をもちましたが、次のような説明を受けました。

第一は、附属小学校の入学者選抜についてであります。従来は、学力試験で一定レベル以上を選び、その上で抽選していましたが、今年から完全抽選に改めたとのことであります。附属学校がその機能を果たすためには、いろいろな児童・生徒がいるということが必要であり、エリート校化す

ることは望ましくないからであります。

第二は、教室のスペースの問題であります。教育実習で学生たちが授業を見学する場合、教室の前か横から児童・生徒の表情を見る必要がありますが、現在公立学校と同じ規模のため、廊下の窓越しに見ることになって教育効果が薄いの、教室のスペースをその分だけ広くして欲しいとのことであります。

第三は、幼稚園についてであります。三年保育については、定員三十名となっておりますが、十分な保育を行うため十六名しかとっていないとのことであります。三歳児の場合、先生が一人では、手洗いに付いていたりすると、他の子どもの保育ができない状況になるので、補助的スタッフが必要とのことであります。また、現在幼稚園には養護教諭が置かれておりませんが、幼稚園児には事故が多いので是非配慮して欲しいとのことであります。

また、幼稚園教員養成課程では、毎年三十名卒業生を送り出しておりますが、私立幼稚園は給与水準が低く、また、公立の場合でも、行政職として採用するところが多く、待遇上の不満から幼稚園教員となる者が少ない状況であるので検討して欲しいとのことであります。

第四は教員の定数についてであります。宮城教育大学では、附属養護学校の定数が公立に比して、非常に劣っておるとのことであります。全国的にみても、附属の特殊教育学校の教員定数は公立に劣っている状況であります。教生の実験・実習という役目をもった附属学校には、それにあふる教員数を確保する必要があると思われれます。以上で御報告を終わります。

第三班（京都、奈良）派遣委員報告

世耕委員長、加藤理事と山東委員の三名は、去る十月十六日から十九日までの四日間、わたりまして京都府及び奈良県におもむき、教育及び文化財保護の実情について調査してまいりました。

で、以下その概要について御報告申し上げます。まず第一に京都府及び奈良県の教育概況から申し上げます。

京都府の人口は約二百四十万人であり、昭和四五年と比べますと四年間に府全体としては約九%の増減を示しております。しかし、近年京都府内部での人口移動が著しく、京都府南部が過密化するのに対して、亀岡以北では過疎現象が起っているとのことであります。

京都府の一般会計の予算規模は四十九年度で約千七百億円、うち教育費の占める割合は三三・八%、教育委員会所管の予算額は五百五十一億円と全体の三二・三%を占めております。

まず教育長から京都府における五項目にわたる教育方針を聴取した後、京都府教育委員会が実施しておりますいわゆる「高校三原則」につきましてそのメリットを聞いてまいりました。その一つには、学校格差がなくなること、二つ小、中、高の一貫教育及び小、中、高間の連携が行われやすいこと、三つ児童生徒間に劣等感や優越感を生ぜしめないことの三点をあげておりました。

つぎに教育財政面につきまして京都府の現在がかえっている問題点について御報告申し上げます。まず第一は教職員定数の問題であります。府教育委員会所管予算の九二・二%は人件費で占められておりますが、府教委では学校教育を充実発展させるため、いわゆる「標準定数法」の定める数以外に、へき地教育、同和教育、障害児教育等を中心に、府独自の負担で六百名余りの教職員を加配しているとのことであります。

第二は人口急増にともなう高校増設問題であります。京都府では昭和五十五年までに二十校以上の高等学校を増設しなければならないが、一校当たり、四十億円も建設費がかかるので、これが地方財政を大きく圧迫しているとのことでした。

第三は私学問題であります。京都府では高等学校の生徒数の五〇%近くが私立へ通学しており、私学側の経営難と同時に父兄

の学費負担増についての苦しさを訴えておりました。

つづいて高校進学率が九四・六%、大学進学率が四七・一%と全国的にトップレベルにある背景についてききましたところ、江戸時代における五山中心の寺社の学問的風土があったこと、また明治の学制発布の頃、全国的にみても京都では小学校の創立が早かったことなどをあげ、科学的に分析した資料はないが、全体として学問に対する歴史的風土が根底にあって住民の向学心は強いという説明がありました。

最後に京都府側から文教関係につきまして要望を承ってまいりましたのでその骨子を御報告申し上げます。

まず第一は公立高等学校の新設に対する国庫補助制度の確立を図ることです。

第二は、公立文教施設整備にかかるとる国庫補助単価の引き上げ等についてであります。すなわち、国庫補助単価を実情に見合う単価に引き上げること、また同和教育充実のための学級編制緩和に伴う不足面積について実情に即した措置を講ずること。

第三は教職員定数等の改善についてであります。

とくに同和教育、過密地域の教育、へき地教育、障害児教育等の充実のため定数算定の改善をはかること、また、学校事務職員の給与改善、義務教育諸学校教職員給与費の実支出額の二分の一の負担を図ること。

第四は、学校給食法の改正と基本物資の財政措置についてであります。すなわち、学校給食の義務化など学校教育における給食の位置づけを明確にするよう法制上の改善を行うとともに、財政上の措置を講ずること。また、学校給食用小麦粉の政府売渡価格を現行価格に据置くとともに、牛乳に対する国庫補助を現行価格に見合うよう大巾に増額すること。

第五は、私学における高校教育及び幼稚園教育についての父母負担の軽減を図るため、国におい

て私学助成制度を確立すること。

第六は公立医科大学における事務系職員の給与費及び教官の研究旅費に対する補助制度を創設するとともに現行経常費の補助制度を拡充すること。

第七は公立大学の理工・人文系学部に対しても経常費補助制度を創設すること。

以上七点にわたっての要望がありました。次に奈良県の教育の概況について申し上げます。

奈良県の人口は約百五十万人であり、五年前と比較して一五%以上の増加を示しております。これは主として大阪方面からの転入者による増加が原因であり、年にその傾向は強まっております。この人口圧力が学校教育にも大きな影響を与えております。

本県の四十九年度一般会計の予算規模は約一千百億円余りありますが、そのうち教育費の占める割合は三二・二%となっており、この比率は京都府と同様、他県に比べて高いものといえます。

教育長から教育行政の概況説明を受けました。その要点のみを簡単に申し上げます。

まず本県は、生徒急増にともないとくに小学校の教員不足が問題になっており、県独自で教員の質と量を確保するため、小学校教員養成所を設置してこれに対応してきたが、それでもとくに男子の教員のなり手がなく、例えば四十九年の小学校教員の採用のうち、八〇%以上が女子教員の実情がのべられ、男女教員の比率は五対五が理想との立場に立つと、これは大きな問題であるとの意見が出されました。

つぎに高校進学率の上昇にともなう、知能指数の低いしも九の計算もできない程学力の低い子供達が進学するようになり、これらの子供達に対する高校教育のあり方が深刻な問題となっているとのことでした。なお、本県の高校進学率は九三・五%であります。

つぎに特殊教育につきましては、四十九年四月

に分校を含めて二校開設し、さらに来年四月開設をめざして精進院を対象とした養護学校の建設を進めていることとした。精進の養護学校については、精進院の実状からみて、今後一層の拡充を図りたいと意欲を示しておりました。

同和教育につきましては、とくにゆきとどいた教育が必要のため、学級編制基準を四十人に引き下げており、そのため、県独自の負担で百二十名の教員を加配していることとした。従って、せめて同和地区だけでも学級編制基準を引き下げるといわれる標準法を改めて欲しいとの要望が出されました。

つぎにへき地教育について申し上げます、本県は八〇％が山で占められ、従ってへき地学校の数も全国平均をかなり上回っております。へき地教育における大きな問題は本県でも教員確保についてであります。本県ではへき地赴任のさいに特昇させ、三年へき地におれば、永久に特昇一号を保証し、さらに教員住宅を建設するなど、色々対策を図っておることでありますが、それでもとくに中堅職員の確保が困難なことでした。従って、止むを得ず、県教委では、新規採用のさいへき地赴任を採用条件に付する等の措置によって、へき地教員の確保を図っております。しかしへき地教育には指導方法等について難しい問題を抱えているだけに、新任のへき地勤務教員に対しては、今後、更に研修強化が必要だとおぼえておりました。

なお、懇談の中で、私どもは女子教育職員の育児休暇制度の必要性について県教委側の意向を聞きましましたところ、教員の補充問題と給与問題とを解決すれば、この育児休暇制度によって計画的な教員補充が可能となり、また、女子教員が安心して教育に専念できるとのメリットを掲げ、この制度は教育的に好ましいものであると賛成しておりました。

ひきつづいて、文化財保護行政についての説明がありました。これらについてはまとめて後述いたしたいと思っております。

最後に奈良県教育委員会から要望を承ってまいりましたので、ここでは項目のみを紹介いたします。

- 一、小・中学校児童生徒急増地域指定基準の緩和
- 二、児童生徒急増地域公立小・中学校用地の補助単価及び交付率の引上げ
- 三、児童生徒急増地域公立小・中学校の屋内運動場施設整備補助率の引上げ
- 四、人口急増及び進学率の上昇に伴う高校施設整備に対する補助制度の創設等財政措置の拡充
- 五、国立少年自然の家設置
- 六、水泳プール建設事業に対する国庫補助の強化
- 七、公立医科大学の経常費及び学生定員の増加に伴う施設整備費に対する国庫補助及び起債枠の拡充
- 八、東大寺大仏殿昭和修理事業の促進
- 九、埋蔵文化財緊急調査補助金の増額

以上九項目であります。

私共一行は公立文教施設として養護学校及び危険校舎を視察して参りましたので、以下これらについて順次御報告致します。

まず、京都府立向日が丘養護学校について申し上げます。本校は肢体不自由の養護学校であります。残念ながら到着時間がおくれたため、授業の実情を見ることができませんでした。

それでも寄宿舎生が放課後、風呂場へ向けて手足の不自由な体をローカの手すりにつかまりながら歩いている姿など一生懸命学園生活を送っている姿を見ることができました。私たちは、寄宿舎、浴室上下肢訓練室、体育館などをみましたが、学校全体がよく整とんされ、以外に明るい雰囲気をもっておりました。また、スロープのついたプールは多少でも泳いだり浮いたりできるような子供たちにとって、地上で不自由だけに好評とのことでした。

本校の特色について二点ばかり紹介いたします。

第一に、本校では重度の障害児と、軽度の障害児を一つの教室に一諸に入れて教育を行っていることとあります。教師については複数担任制を採用しているとのことでした。この効果についてききましたところ、重度及び軽度の障害児間に連帯感が育ち、またできない子どもに対する学習効果がよく好評だということでした。

第二は就学年令未満の心身障害児を対象とした早期療育施設が本校に隣接していることとあります。京都府立向日が丘養護園といわれるこの施設は、医学、福祉、治療、教育など総合的な立場に立った新しい型の早期療育をねらいとしたもので、京都府独自に建設されたものであります。

私たちは、心身障害児の早期療育の必要性の立場から、このような施設を今後一層拡充強化する必要があると感じた次第であります。

本校では一、重度及び重複の障害児のために寄宿舎に看護婦、養護教諭を配置するなど医療的要素を加味して欲しい。二、保護者の収入額に応じた三段階の就学奨励費支給方式を廃して、全ての保護者に対して一律に全額支給するよう改善されたいとの二点にわたっての要望がありました。

なお、京都府教育委員会から、現在建設中の桃山養護学校のほか、養護学校が義務制化する五十四年までに、あと三校の養護学校を建設したいとの意向をきいてまいりました。

つぎに危険校舎に指定されております京都市立大蔵小学校について申し上げます。

本校は学制発布の翌年の明治六年に創立され、昭和四十八年に創立百年を迎えた由緒ある学校であります。

私たちが説明を受けました校長室は本造の古い建物で、創立以来の歴代の校長先生の肖像がかかげられ、いかにも百年の歴史の重みを支えた古色蒼然とした部屋でありました。

本校の危険校舎に指定されております木造校舎は、昭和九年の室戸台風のため倒壊した校舎を、昭和十一年に改築したものであります。また、本校周辺の久世地域は近年児童生徒急増地域であるため、本校は危険校舎の改築と併行して増改築工事も行っている状況であります。本校校舎の鉄筋による増改築は昭和四十四年から開始され、現在は第五期に入っております。目下六教室の増改築に着手しており、来年以降は残りの東側の特別教室等の改築を要望しております。

なお、京都市全体の危険校舎の改築状況につきまして、京都市教育委員会からの説明をききましたが、現在、京都市内に十万平方米の要改築の危険校舎が残っているが、国の助成に基づき計画的に毎年一万六千平方メートルから一万七千平方メートルが行われ、おおむね順調に危険校舎の解消が進んでいるとのことでした。

つぎに、文化財関係について申し上げます。

御承知のように、京都府及び奈良県は全国でも有数の文化財の宝庫ともいわれているところであります。

ちなみに、京都府における国宝及び重要文化財はそれぞれ全国の二・五％及び一・七・三％をもっており、奈良県につきましても国宝で二・〇％、重要文化財で二・二％を有しております。

また、特別史跡、名勝、天然記念物等につきましても多くのものが指定されております。このほか、未指定のものや地下に埋蔵されているもの等を含めると京都府及び奈良県下における文化財はさらに膨大な数にのぼるものと推定されております。

以上のような状況のもとにあって、京都府及び奈良県の行政財政に占める文化財保護の割合は非常に高いものがあります。

京都府の四十九年度予算における文化財保護費は三億三千九百万円であり、教育費の〇・六％を占めており、また奈良県では六億円と教育費の二・〇％を占めております。

ちなみに、全国の教育費に占める文化財保護費を「地方教育費の調査報告書（昭和四十六会計年度）」でみますと平均約〇・一四％となっており、年度

のズレを勘案しまして、京都府及び奈良県は他県と比較して文化財保護に相当な予算を組み込んでいることが理解されます。

私たちは、京都府ならびに奈良県の教育委員会等と文化財の保護に関して懇談を持ちましたが、以下特に印象に残りましたことを簡単に報告いたします。

まず京都府における「財団法人京都府文化財保護基金」について申し上げます。

この保護基金は、昭和四十年京都府によって設立されたものでありまして、府内の文化財所有者のうち経済的余裕がないため、文化財の修理や保護ができない人達を対象に、無担保で長期かつ低利（年三％）の融資を行うとともに、文化財保護の啓発普及事業などを行っております。発足以来六年間にわたる実績をみますと建造物修理一〇二件、収蔵庫建設三五件、防災施設二八件、美術品修理二二件等計二二二件となっております。事業費総額は十二億円をこえ、うち保護基金からの融資額は五億円に達しております。

私たちは経済的余裕のない人達もっている文化財の保存保護について、この施策は極めて適切な措置であると感じました。

つぎに、文化財修理技能者の確保について申し上げます。私たちは、懇談の中で文化財技術者及び技能者の養成・確保の問題につきまして御尋ねしたところ、京都府では一部の技能者につきまして本年度から文化庁の協力を得て身分保障が実現されたとのことでした。

すなわち、宮大工、とび職、建具工の中から成績優秀な者七人に対して定数外定員つまり嘱託のような形で雇用しております。給与は日額計算で最高が六千円、平均四千五百円とのことでありまして、その他、退職金、社会保険、期末手当等の措置がとられるとのことでした。財源は建物保存修理事業費から支出され、文化庁はこれらの経費についても補助の対象に致しております。

御承知のとおり、建造物修理技術者の養成については四十六年度から文化庁は財団法人文化財建

造物保存技術者協会に対して補助事業を行っておりますが、技能者の確保については今後の大きな課題であると思っております。いずれにせよ、文化庁との協力のもとに、修理技能者の身分保障が一步前進したことは、修理技能者の確保のために有効な措置だと思っております。

奈良県におきましては、飛鳥地方の保存問題が大きな問題でありました。この問題では県側及び地元の日香村の村長ならびに議会議長から強い要望を付して説明がありましたので御報告申し上げます。

近年、飛鳥地方にも市街化など開発の波が押し寄せてくるものにもなっており、政府は四十五年十二月「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」の閣議決定を行い、以来、飛鳥地方の保存は国家的事業としてとりあげられ、地元関係者との協力によって、逐次整備されつつあります。ちなみに昭和四十六年度から四十九年度までの四年間に「飛鳥対策関連事業費」として文化庁及び建設省から六十億円の国費が投入され、その上、いわゆる古都保存法に基づく土地買上げ費を加えるとかなりの金額に上るのであります。これらの措置によつて、史跡の買上げ、発掘調査、環境整備をはじめ、周遊歩道、宿泊施設、ゴミ処理場、公園、歴史資料館等関連施設の整備が、逐次進められつつあります。

また、この地域は昭和四十六年に「歴史的風土保存地域」、「歴史的風土特別保存地区」、「風致地区」の指定が矢つぎばやに行われ、これらの措置によつて、かろうじて飛鳥の歴史的風土の破壊を喰ひ止めている現状であります。

反面、飛鳥地方の保存に関連して大きな問題となつておりましたのは、飛鳥地方に在住する住民対策の問題でありました。明日香村には千五百戸、六千人の住民が住んでおり、専業農家は数える程しかなく、一世帯に一人は京阪神方面へ通勤するサラリーマンとのことでした。

明日香村の住民にとっては、各種の保存地区の指定にともなつて全村の九〇％に及ぶ土地利用の

規制を地上、地下にまたがって受け、地場産業の育成や企業の誘致も困難をきたし、年間二百万人の観光客のゴミ公害の処理に大わらわといった状況にあります。

従つて、同村の財政規模は年間五億円、うち自己財源はわずかに五千万円足らずとのことでした。観光に伴う収入につきましても、例えば同村内の二十四軒の民宿に年間二万人の観光客が利用しておりますが、その売上額をみましても、三、四千万円にすぎず、とても明日香村の財源とはなり得ないとのことでした。

右の実情から、明日香村当局は私共に対しまして、次のような陳情がありました。

一、百町歩に及ぶ明日香村周辺の国有林を明日香村へ払い下げて欲しい。それが不可能な場合、国有林を借りて立木の払い下げをお願いし、これを村の財源としたい。

二、国庫補助を拡大強化して明日香村の負担軽減を図りたい。

三、「飛鳥地方保存対策」に関する政府の所管省庁は文化庁、建設省、総理府、農林省等にまたがっているが、これらの窓口一本化を図って欲しい。

四、飛鳥地方保存対策に係る特別立法を制定されたい。

以上、四点であります。奈良県から飛鳥地方保存対策に係る、住民対策を含む長期的総合計画を樹立することを盛り込んだ特別立法を制定されたいとの要望を承つて参りました。

飛鳥地方を日本の否世界の文化遺産として立派に保存することは後世の人類に対する我々の責務であります。しかしこれらの保存が当該地域住民の犠牲において行われることは極めて不公平であり、公正を欠くものといわざるを得ません。私たちは地元の声の聞きながら、文化財及び歴史的風土と当該地元住民の生活との調和ある保存対策に真剣にとり組まなければならないことを痛感した次第であります。

修学院離宮を視察してまいりましたので以下、これらについて順次御報告申し上げます。

京都国立博物館について申し上げます。

私たちは昭和四十三年に完成された近代的新陳列館を視察し、つづいて明治二十八年に完成され、明治中期の洋風建築として昭和四十四年に重要文化財に指定されました旧陳列館を見て参りました。

館長との懇談の中で出されました問題のうち主要な四点について報告したいと思います。

まず第一に博物館の運営の問題であります。

本博物館には年間七二万人の観覧者があり、最近若い人が増大してきているとのことでした。館としては、博物館が社会との隔絶された存在ではなく、観覧者にとつて気楽な楽しい憩いの場所として利用されるよう限られた予算の中で努力しているが、最近展覧会の期間中、四回音楽会を試みたところ、若い人達から大きな反響をよんだとのことでした。なお将来とも魅力ある運営を図りたいとの意欲を伺つてまいりました。

第二は陳列品の館有品の充実の問題であります。

現在陳列品は七千六百件ありますが、そのうち館有品は二千七百件で、六四％は借りものである。文化庁は四十九年度予算に国宝、重要文化財買上げ費として前年度比六〇％増の十億円を計上いたしておりますが、今後とも買上げ費の増額によって、少なくとも館有品と借りものとの現在の比率を逆転し、館有品の充実を図る必要があると感じた次第であります。

第三は職員削減についてであります。

国の定員削減方針によつて本館でも第一次に四名、ついで第二次の分として四十七年から三年計画で三名の定員削減を余儀なくされているが、本館は削減以前から人手不足の状況にあっただけに苦しいとのことでした。とくに警備、機械（空気調節関係）、研究員の削減は管理運営上非常なマイナスであると訴えておりました。

ついでであります。

現在、日本における文化財関係の修理技術者の大半は、京都に在住しているが、適切な修理場がなく、本館の一部を貸して文化財の修理を行なっているが、もっと本格的なしかも近代設備を備えた、国宝、重要文化財修理のための国営の修理所を作るべきではないかとの意見が出されました。私たちがこの意見には首肯した次第であります。奈良国立文化財研究所及び平城宮跡の保存整備について申し上げます。

私たち一行は、奈良国立文化財研究所を訪ね、同研究所の附属設備としての飛鳥資料館の建設状況及び本年度新設された埋蔵文化財センターをはじめ同研究所の事業の概況説明ならびに平城宮跡の保存の実情についての説明を聴取した後、平城宮跡を視察して参りました。

同研究所は平城、飛鳥、藤原宮跡の発掘調査、遺跡の整備、管理等の事業を行っていますが、発掘調査の進行状況は思うように進んでいないとのことでした。例えば平城宮跡の場合、わずかに対象面積の二〇％しか発掘調査が進んでいないこと、また藤原宮跡の発掘調査についても同様の状況とのことでした。これは発掘技術者の不足に最大の原因があると指摘していただきました。

平城宮跡は面積二〇ヘクタールにわたって特別史跡に指定されており、国は昭和三十八年から買収を開始し、現在までにその八〇％を買収しております。

私たちは、平城宮跡の整地、芝張り等の整備状況を視察しましたが、この広大な平城宮跡を国民のものとして活用できるように、どのような形で保存するかにつきましては、今後の課題であり、目下「平城宮跡保存整備委員会」において検討中とのことでした。

この地区が、京都・大阪に近いだけに、都市化は奈良でも比較的早い時期にきたと思われるが、当時の政府が英断をもって早期に措置し、平城宮跡をおおむね完全な形で保存し得たことに對し、私達は敬意を払うとともに、今後、発掘調査

及び国民のための保存活用の仕方について文化庁は万全を期すべきであると感じた次第であります。

東大寺について申し上げます。

御承知のように世界最大のブロンズ像といわれる大仏を内蔵した東大寺金堂（以下大仏殿という）は日本最大の国宝指定の木造建造物であります。

私たちは、昭和の大事業といわれる大仏殿の修理現場を視察いたしました。丁度屋根の葺替えをするために、高さ五十五米もの須屋根の組み立て工事を実施しているところでありました。

重さ十五キログラム、厚さ三センチメートルの瓦十一万枚を葺替えし、そのうち六万枚は新しい瓦を使うとのことでありました。

この工事が困難なのは大仏殿の地下に埋蔵されている奈良時代の遺跡をこわさないように工事しなければならぬからであります。そのため、コンクリートの基礎を地上に据え、大仏殿の右端に組み立てた鉄骨を大仏殿の中央まで、コンクリートの基礎の上をすべらせながら運び、また大仏殿の両側はクレーンを使って須屋根を作るとの説明を受けました。

昭和四十五、四十六年度にわたって調査工事を終え、四十七年度以降五十五年三月までに三十八億円（国庫補助率八三％）をかけて大仏殿の修理工事を完了することとなっております。

私どもは東大寺側から次の二点についての要望を承けてまいりました。まず第一は国庫補助金の予算執行のくり延べについてであります。すなわち工事は目下順調に進んでいるにもかかわらず、四十八年度分の国庫補助額一億五千万円が、大蔵省の予算執行の繰り延べ方針に遭って現在まだ補助金を受けることができず、このままでは今後修理工事に大きな影響を与えるおそれがある中で、早急に支給されたいとのことでした。第二点は、全体の修理工事予算額の見直しに關することであり、すなわち、最近の物価高により、当初の見積りより二倍位費用がかかるので、今後、実績に見合った補助額を算定して欲しいとの要望

がありました。

高松塚の保存について申し上げます。

私たちは、高松塚の保存工事の現状を視て参りました。

高松塚の保存上の問題は、内部の温度、湿度及び震動をいかに現状のまましかもコンスタントに保つかという点であります。

目下、内部点検のために人の出入りができる程度に、コンクリートのワーク作りを行っており、また、来年は空気調節の機械を入れて試運転を行う予定であると説明を受けました。

私共の関心をよびましたのは高松塚周辺の環境保全についてであります。私共は高松塚周辺に、新築の住宅の立ち並んでいるのを視ました。関係者の話によりますと、この地区は以前、市街化区域に指定され、大阪から四〇分の通勤圏にあることもあって、地元業者によって四町歩に及ぶ宅地開発が行われ、すでに七、八〇戸建設済みとのことでした。その後、高松塚が発見され、その周辺を風致地区に指定して住宅建設をストップさせているが、風致地区指定前の宅地購入者に対し、明日香村の代替地あつせんも思うように進まず、その上木材の値上りもあって、これ以上彼等に犠牲を強いることもできず、いつまでも建設を思いとどまらせることは不可能とのことでした。

私たちは文化財の保護とそれにともなう関係者の財産権との調整の難しさを具体的に認識した次第であります。

宮内庁所管の桂離宮及び修学院離宮の保存状況について申し上げます。

両離宮共に戦後、自作農創設特別措置法によって耕作者に売却されていた土地を、昭和三十九年及び四十四年に、修学院離宮は合計八万一千平方メートル、桂離宮は計一万一千平方メートルを買戻したり、新たに買収したりして離宮借景の保全及び環境保全を図っているのであります。

私どもは離宮の目前に宅地化の波が押し寄せている現状をみて、これらの買取措置が時機に適した措置と感じた次第であります。

なお、桂御殿の老朽化の実状を視て参りました。が、三百五十年も修復していないだけに柱の傾き、床の下がりがひどく全体として老朽化が激しい状況でありました。来年度文化財保護審議会に諮って対策をたてる予定になっているとのことでしたが、私共も一日も早く解体修理の必要性を感じた次第であります。

右のほか、私たちは妙心寺、唐招提寺、薬師寺、秋篠寺、金峯山寺蔵王堂、板蓋宮跡、飛鳥資料館等を視察しましたが、その報告は割愛させていただきます。

以上、私たちは文化財保存保護の実情を調査して参りましたが、京都府及び奈良県からは、埋蔵文化財保護の強化、国及び地方公共団体の任務の明確化、及び国庫補助の強化等についての文化財保護法の改正を要望しておりました。

私達も今回の調査から、文化財保護法改正のさいには、右のほか、文化財保存技術の制度化及び広域指定の場合における当該住民対策の問題も検討する必要があると感じた次第であります。

なお、私たちは、京都大学を視察する予定となっておりましたところ、日没、ついに夕刻六時すぎに至ったこと、京都大学の学内事情等のため、大学当局が視察を受け入れられる態勢に至らなかったことは遺憾でありました。また、奈良国立博物館の視察も、時間の都合上、残念ながら、視察できなかったことを申し添えます。

但し、京都大学から、第三次定員削減の中止、非常勤職員の定員化、教職員の大増員及び物価高騰に伴う、基礎的教育研究費の充実等、教育研究条件の整備充実についての要望が文書で提出されましたので御報告申し上げます。

以上をもちまして第三回の報告を終わります。

十二月二十日本委員会に左の案件を付託された。
（予備審査のための付託は十二月十四日）

一、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一三号 昭和四十九年十二月九日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 宮城県白石市桜小路三二めぐみ幼稚園内 小関敦之輔外二千三百九十四名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一四号 昭和四十九年十二月九日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 岡山市丸の内二ノ六ノ五内山下幼稚園事務局岡山県私立幼稚園連盟内 三村卓之外四百四十九名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一五号 昭和四十九年十二月九日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 千葉県船橋市本町三ノ三六ノ三三船橋幼稚園内 伊藤恵美子外千六百九十六名

紹介議員 高橋 誉富君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一六号 昭和四十九年十二月九日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 静岡県掛川市掛川七五九ノ七智光幼稚園内 泉寛舜外千三百六十二名

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一七号 昭和四十九年十二月九日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 熊本市神水一ノ一四ノ一神水幼稚園内 松田百代外千二百六十五名

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一八号 昭和四十九年十二月九日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 高知市朝倉成四六六若草幼稚園内 岡林濯水外二百二十五名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一九号 昭和四十九年十二月九日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 神戸市垂水区五色山八ノ二ノ二九霞ヶ丘幼稚園内 土井芳子外三千三百四十一名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二〇号 昭和四十九年十二月九日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 大阪市淀川区宮原二ノ一〇ノ一七ひじり幼稚園内 安達研外六千九百名

紹介議員 楠 正俊君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二〇号 昭和四十九年十二月九日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 宮崎県南那珂郡南郷町東町立正幼稚園内 山口玄常外千九百八十八名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二四号 昭和四十九年十二月十日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 福島県いわき市常磐湯本町三画一三七まこと幼稚園内 楠正憲外千九百七十名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二五号 昭和四十九年十二月十日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 埼玉県与野市大字与野二四九与野本町幼稚園内 柏房吉外三千名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二六号 昭和四十九年十二月十日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 群馬県前橋市城東町一ノ二ノ三しより幼稚園内 横塚隆嗣外二千三百六十六名

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二七号 昭和四十九年十二月十日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 福岡市南区大字屋形原一、一五七ノ一福岡緑ヶ丘幼稚園内 大里恒嘉外八千五百六十六名

紹介議員 綱木 亨弘君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二八号 昭和四十九年十二月十日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 滋賀県大津市栄町一八ノ五清和幼稚園内 中村利成外三百二十名

紹介議員 望月 邦夫君

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 山梨県甲府市塩部四ノ五ノ九山梨幼稚園内 五味一男外八百八十名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二九号 昭和四十九年十二月十日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 岐阜市島田西町八五こばと幼稚園内 加納博司外千四百五十九名

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二三〇号 昭和四十九年十二月十日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 富山県高岡市本郷二ノ一ノ三五高岡第一学園附属第一幼稚園内 北村恒子外七百四十六名

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二三二号 昭和四十九年十二月十日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 青森市大字三内字福元五五 青森西幼稚園長中村ツエ外千三百二十九名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二三三号 昭和四十九年十二月十日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 滋賀県大津市栄町一八ノ五清和幼稚園内 中村利成外三百二十名

紹介議員 望月 邦夫君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五七七号 昭和四十九年十二月十日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 静岡市中原五二四中原幼稚園内
浅場慶夫外千七百十名

紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五七八号 昭和四十九年十二月十日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 福井市室永二ノ五ノ七聖三一幼稚園内
坂本忠市外七百九十三名

紹介議員 態谷太三郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五七九号 昭和四十九年十二月十日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 石川県金沢市寺町二ノ一ノ四金沢学園幼稚園内
堀宗哲外千二百二名

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五八〇号 昭和四十九年十二月十日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 新潟市旭町二あさひ幼稚園内
小林美代子外千二百六十一名

紹介議員 亘 四郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七二六号 昭和四十九年十二月十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 茨城県土浦市下高津一、二三八もみじ幼稚園内
妹川泰雄外千五百

四十三名
紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七九六号 昭和四十九年十二月十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 埼玉県久喜市本町一ノ二ノ六〇学校法人久喜幼稚園理事長 高橋忠雄外九千二百十五名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七九七号 昭和四十九年十二月十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 鹿児島市紫原町六ノ四〇ノ四紫原幼稚園内
真鼻敏夫外千九百四十九名

紹介議員 柴立 芳文君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第八六一号 昭和四十九年十二月十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 鳥取県八頭郡若桜町大字若桜六六五若桜幼稚園内
松本尊仁外二百三十九名

紹介議員 石破 二郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第八八三号 昭和四十九年十二月十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 長野市稲里町中水飽一、四一五南長野幼稚園内
長谷部好一外六百三十九名

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三六二号 昭和四十九年十二月十日受理
人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別措置の立法化等に関する請願
請願者 大阪府高槻市本町一三ノ六 大橋春雄外九千九百九十九名

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

一、人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別措置の立法化
1 学校建設の実施事業費(実際に必要な用地取得費及び建築費)に対して国庫補助を八割行うこと。
2 学校建設には、幼稚園、小学校、中学校を含めること。
二、過去五箇年間にわたって累積された教育施設整備に要した超過負担を本年度中に予算化して交付すること。

第三六三号 昭和四十九年十二月十日受理
人口急増地域の教育条件整備に関する請願
請願者 大阪府東大阪市永和二ノ四 西川茂外九万二千名

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

一、人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別措置の立法化
1 学校建設の実施事業費(実際に必要な用地取得費及び建築費)に対して国庫補助を三分の二に引き上げること。
2 学校建設には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校を含めること。
二、過去五箇年間にわたって累積された教育施設整備に要した超過負担を本年度中に予算化して交付すること。
三、学校給食法を根本的に改正し、国庫負担により、学校給食を無償化すること。当面、物価値上がりによる学校給食費については、公費負担とすること。また、学習に必要な学用品・ノート等は

無償供与することにより、父母負担の軽減をはかり、義務教育無償化を実現すること。
四、私立高校の授業料・入学金、私立幼稚園・保育園の保育料の値上げを中止するよう措置するとともに、私学(高校以下)に対する公費助成制度を確立すること。
五、学級編成基準を一学級三十五名に引下げ、教職員定数を大幅に増やすこと。特に、人口急増地域及び婦人教職員多数校への教職員定数を改善すること。
六、障害児教育を拡充整備するための抜本的措置を講ずること。

第三六七号 昭和四十九年十二月十日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 京都府宇治市妙楽一四八 野村徹志外九百九十九名

紹介議員 矢原 秀男君
今日の私学危機を打開し、真に私学の自主的、民主的発展をはかるため、次の事項を速やかに実現されたい。
一、来年度予想される授業料値上げをやめさせ、これに代わる財源を国庫より助成すること。また、七十二通常国会における「人権法」附帯決議に基づく私学の教職員の給与改善に必要な財源の措置を行うこと。
二、大幅公費助成と民主的な私学助成制度を確立すること。

理由
私学の学費は年々大幅に上がり、父母にとつてたえ難いものとなっており、また、教育、研究諸条件の改善も重大な困難に直面しているが、これらの重要な原因は、国の私学助成金が、私学のさしせまつた状況を打開するには余りにも少額であることと助成政策の基本が教育、研究優先の原則に立っていないことにある。なお、教育諸条件の整備拡充は、教育基本法に示されているように国家が責任を負うべきものである。

100

第一〇四八号 昭和四十九年十二月十二日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 徳島県鳴門市撫養町南浜鳴門聖母幼稚園内 山中テルミ外二百八十二名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇四九号 昭和四十九年十二月十二日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 山口県防府市華浦二ノ二ノ一学校法人敬陽学園内 香川陽外二千五百十九名

紹介議員 二本 謙吾君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇五〇号 昭和四十九年十二月十二日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 京都市中京区六角通大宮西入光明幼稚園内 田中道雄外二千四百四十一名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇七二号 昭和四十九年十二月十二日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 和歌山市東高松三ノ三ノ三〇みどり幼稚園内 石黒光幸外九百六十九名

紹介議員 世耕 政隆君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一六三号 昭和四十九年十二月十三日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 三重県津市大谷町二六一大川幼稚

園内 大川寿斐外五百九十五名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一二二号 昭和四十九年十二月十三日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 東京都千代田区外神田三ノ四ノ一〇 神田寺幼稚園内山口照子外九千二百一十一名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三六九号 昭和四十九年十二月十六日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 岡山市丸の内二ノ六ノ六内山下幼稚園事務局内岡山県私立幼稚園連盟内 辻吉之祐外三百八十四名

紹介議員 木村 睦男君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三七〇号 昭和四十九年十二月十六日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 横浜府市神奈川区六角橋二ノ二九ノ六香蘭幼稚園内 若月芳一外八千七百四十七名

紹介議員 内藤三郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四七三号 昭和四十九年十二月十七日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 長崎市岩見町二〇ノ二ひかり幼稚園内 福田玄樹外千九百九十名

紹介議員 初村滝一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四八八号 昭和四十九年十二月十六日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 香川県高松市屋島中町三〇のぞみ幼稚園内 樫村辨市外七百七十四名

紹介議員 平井 卓志君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一六九八号 昭和四十九年十二月十八日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 三重県伊勢市船江二ノ二ノ二九有絢幼稚園理事長 山崎光次外六百三十九名

紹介議員 久保田藤廣君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一八八二号 昭和四十九年十二月十九日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 長野県佐久市取出一八五ノ一カトリック幼稚園内 田嶋史朗外五百六十二名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一九四〇号 昭和四十九年十二月二十日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 東京都府中市紅葉ヶ丘二ノ一四ノ六府中つくし幼稚園内 片田悦代外二千八百六十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九七六号 昭和四十九年十二月十二日受理
公立高校建設のための用地取得に対する国の補助に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂二ノ三ノ一〇新日本婦人の会埼玉本部内 五十嵐美知子外四千六百八十八名

紹介議員 瀬谷 英行君
公立高校建設のための用地取得に対し、大幅な国の補助を実現されたい。

理由 人口の急激な増加と高校進学率の上昇によつて公立高校の不足している埼玉県は、中期計画で三十校増設計画を進行させているが、地価の暴騰と異常な資材の値上げが計画の早期実現を阻んでいる。特に大会社の土地買占めが地価をつりあげ、学校用地取得が大へん困難になつてゐる。

第一三四一号 昭和四十九年十二月十四日受理
公立高校建設のための用地取得に対する国の補助に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市本町二ノ五一 市川英外四千二十名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第九七六号と同じである。

第九九一号 昭和四十九年十二月十二日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 広島市西川口町三ノ六 永吉秀健外一万五千四百七十五名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じであら。

第一一九八号 昭和四十九年十二月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 京都府福知山市岡ノ上五七 土佐
保外千九百八十八名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一二二九号 昭和四十九年十二月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 埼玉県川越市寺山六三ノ二 落合
富士雄外八百七十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一三六三号 昭和四十九年十二月十四日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 埼玉県児玉郡上里町神保原 高橋
由美子外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一四八六号 昭和四十九年十二月十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 京都市南区八条内田町一七 高田
清外千九十九名

紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一一九九号 昭和四十九年十二月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願(三通)
請願者 京都府宇治市宇治里尻一七 朝日
一輝外三千九百九十九名

紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一二三〇号 昭和四十九年十二月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 京都府鞍部市上杉町野瀬七 篠井
輝男外三千三十三名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一三六四号 昭和四十九年十二月十四日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)
請願者 京都市北区小山上初音町四九 今
井スミ外二千名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一四八七号 昭和四十九年十二月十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)
請願者 京都市左京区岩倉忠在地町一二五
今井辰之助外二千名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一二二六号 昭和四十九年十二月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 京都府長岡京市友岡南ノロ一ノ
二 井上澄夫外千名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一二五八号 昭和四十九年十二月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)
請願者 京都府中京区西ノ京両町 松本敏
吉外千九百九十五名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一四五七号 昭和四十九年十二月十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)
請願者 大阪府茨木市鮎川四ノ六ノ三四
上野良三外二千名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一五七二号 昭和四十九年十二月十七日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 京都市東山区山科大塚中溝六ノ三
中野英弘外千名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一二二七号 昭和四十九年十二月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 京都府船井郡八木町大藪 広瀬き
ぬ外九百九十二名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一三六一号 昭和四十九年十二月十四日受理
大幅な私学助成等に関する請願(十通)
請願者 兵庫県氷上郡市島町東勤使 山本
豊子外一万百三十三名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一四五八号 昭和四十九年十二月十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願(十通)
請願者 大阪府浪速区元町五ノ四四〇 川
野則通外一万名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一五七二号 昭和四十九年十二月十七日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 東京都足立区保木間町一、二五六
吉岡武雄外二万九千四百八十七名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一二二八号 昭和四十九年十二月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 京都府宇治市五ヶ庄福角五ノ四
窪田義雄外千九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一三六二号 昭和四十九年十二月十四日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)
請願者 埼玉県秩父郡小鹿野町大字小鹿野
一、八三六 坂本裕右外二千名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一四七四号 昭和四十九年十二月十七日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 京都府福知山市奥岡一〇四 武田
修外千名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一六四五号 昭和四十九年十二月十七日受理
大幅な私学助成等に関する請願(十五通)
請願者 大阪市住之江区東賀屋三ノ一一ノ
二六 水野有外一万五千名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一七六三号 昭和四十九年十二月十八日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 東京都目黒区駒場一ノ三三ノ三二
鈴木正夫外四万名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一七六四号 昭和四十九年十二月十八日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 京都府綴喜郡田辺町河原府営団地
五ノ三〇一 野間元輝重外千八名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一七六五号 昭和四十九年十二月十八日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 大阪府城東区野江東之町三ノ五四
安村敬次郎外千名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一七六六号 昭和四十九年十二月十八日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)
請願者 京都市左京区田中西浦町七六
佐野ふさ子外二千三百九十八名
紹介議員 和田 春生君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一七八九号 昭和四十九年十二月十八日受理
大幅な私学助成等に関する請願(六通)
請願者 京都市左京区下鴨藪倉町三五 林
信夫外六千八百九十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一八九三号 昭和四十九年十二月十九日受理
大幅な私学助成等に関する請願(十六通)
請願者 熊本市西子飼四ノ二八 泉真琴外
一万五千九百九十九名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一八九四号 昭和四十九年十二月十九日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市余部下八三〇 西村
昭外三千三百六十五名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一九一五号 昭和四十九年十二月十九日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 滋賀県大津市京町二ノ五ノ二八
浅田孝外一万六千名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一九三八号 昭和四十九年十二月二十日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 大阪府高槻市東天川三ノ九ノ一一
三浦徳市外千十名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一九三九号 昭和四十九年十二月二十日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 京都市伏見区竹田桶ノ井町三九
松本国美外千二十名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一九九六号 昭和四十九年十二月二十日受理
大幅な私学助成等に関する請願(四通)
請願者 京都市東山区祇園町北側三四七
中西惇夫外四千二十五名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第二〇五八号 昭和四十九年十二月二十一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 大阪府東成区中道一ノ八ノ一九
寺岡康博外二百六名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第二〇五九号 昭和四十九年十二月二十一日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)
請願者 奈良県橿原市上品寺町九 川西登
外二千二十五名
紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第二〇六〇号 昭和四十九年十二月二十一日受理
大幅な私学助成等に関する請願(四通)
請願者 東京都墨田区横川四ノ七ノ四 尾
形貞治外五千名
紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第二〇六一号 昭和四十九年十二月二十一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 京都市左京区八瀬近衛町三四七
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

前川なを外一万九千九百九十九名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第二〇六二号 昭和四十九年十二月二十一日受理
大幅な私学助成等に関する請願(三通)
請願者 京都市北区西賀茂角社町四九 青
井とよ外三千名
紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第二〇六三号 昭和四十九年十二月二十一日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 千葉県東葛飾郡関町古布内一、五
三ノ一ノ一三 西時江外二千名
紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第一二五三三号 昭和四十九年十二月十三日受理
義務教育就学児童生徒の通学のための交通(足)の
確保等に関する請願
請願者 福島県白河市中田二五 佐藤恒次
郎外一万六千四百二十二名
紹介議員 岩間 正男君
義務教育就学児童生徒の通学における負担の増
大・不平等を解決するために、次の事項を実現さ
れたい。
一、義務教育就学児童生徒で、交通機関を必要と
するにもかかわらず、通学交通機関が不在の箇
所については、政府の責任において、通学交通
機関を整備・確保すること。
二、通学のために利用する交通機関の費用を全額
国庫負担とすること。

第一二五四号 昭和四十九年十二月十三日受理
義務教育就学児童生徒の通学のための交通(足)の確保等に関する請願

請願者 高知市鏡川町一六 松田時江外一万四千三百九十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一二五三号と同じである。

第一二五五号 昭和四十九年十二月十三日受理
義務教育就学児童生徒の通学のための交通(足)の確保等に関する請願

請願者 山口県玖珂郡玖珂町五、三九五ノ一 渡辺聖士外一万五千九百六十七名

紹介議員 小巻 繁雄君

この請願の趣旨は、第一二五三号と同じである。

第一二五六号 昭和四十九年十二月十三日受理
義務教育就学児童生徒の通学のための交通(足)の確保等に関する請願

請願者 香川県高松市飯田町八四二 富本 賀恵子外五千十一名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一二五三号と同じである。

第一二五七号 昭和四十九年十二月十三日受理
私立学校に対する国庫補助金の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都東村山市本町三ノ三 岩下 登外六百七十一名

紹介議員 中沢伊登子君

文部省の五十年年度予算概算要求の中の私学助成三か年計画に關し、次の事項の完全実施を要する。
一、五十年年度文部省概算要求は全額承認すること。
二、現在、私学助成額の算定基準が不明確である

が、国立学校の標準教育経費に準拠すること。
三、高校以下の私立学校に対する初年度計上助成額は、その総経費の三・五パーセントにすぎず、次年度において少なくとも十五パーセント、最終年度には二十五パーセントにし、地方自治体からも各年度これと同額の助成金が支出できる措置を講ずること。
四、毎年の物価上昇がその年度の助成額(特に人件費に対する)に直ちに反映するよう、物価指数または人事院勧告など一定の基準にのつとて積算補正する措置を確立すること。
五、私学に対する包括的助成方策を制度的に保証する意味で一日も早く立法化すること。

第一五七三号 昭和四十九年十二月十七日受理
私立学校に対する国庫補助金の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都秋川市菅生二〇八 平井竹一外七百九十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第一三五一号 昭和四十九年十二月十四日受理
給食費の父母負担、地方自治体負担の軽減のための補助の大幅増額に関する請願

請願者 大阪府天王寺区東高津町一二ノ一 菅原藤子

紹介議員 佐々木静子君

学校給食を安全で栄養豊かなものにするため、次の事項の実現を図りたい。
一、学校給食法の改正を行い、父母負担の軽減を図ること。
二、地方自治体の負担を軽減するため、国の負担を大幅に増額すること。
三、当面、給食用牛乳、小麦粉に対し、大幅に国庫補助を行うこと。
四、栄養士、調理士を完全に配置するため、補助

の増額を行うこと。
第一九四三号 昭和四十九年十二月二十日受理
給食費の父母負担、地方自治体負担軽減のため国の補助の大幅増額に関する請願

請願者 大阪府茨木市中津町二ノ二 松長靖夫外四百四十名

紹介議員 加藤 進君

もともと憲法では「義務教育は、これを無償とする」と定めており、学校給食が義務教育の目的を実現するために実施されている以上、本来給食費は全額公費負担にすべきものである。さしあたり今回の牛乳代の値上げ分だけでも公費負担とするなど学校給食の改善を図るための積極的な施策を講ずるよう次の事項を要望する。
一、憲法第二十六条「義務教育は無償」の建前から、現行学校給食法第六条を改正し保護者負担をなくすこと。
二、学校給食施設設備の国庫補助を現行二分の一から三分の二に引上げること。
三、給食関係職員、調理員の配置を十分に財源措置を講ずること。
四、小麦粉・牛乳等の全国的な供給体制の確立と国庫補助の大幅増額をすること。
五、学校給食運営費を地方交付税に算入すること。
六、当面、値上げ分については全額国庫で負担すること。

理由
相次ぐ物価の狂騰によつて、国民の生活は深刻な不安にさらされている。中でも学校給食は、今年二度目の学校給食用牛乳代値上げや副食材料の値上げによつて、給食代の父母負担が一層増大し、児童の健康やかな成長と学校教育の発展は重大な危機に直面している。

給食費の父母負担、地方自治体負担の軽減のための補助の大幅増額に関する請願

請願者 大阪府天王寺区東高津町一ノ二 大阪母親大会連絡会内 高橋祝子

紹介議員 小巻 敏雄君 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一三五二号 昭和四十九年十二月十四日受理
昭和五十年年度の教育予算に関する請願

請願者 京都市左京区九太町新道京都教職員組合内 水口正外四千六百六十五名

紹介議員 神谷信之助君

一、希望者の高校全員入学をめざし、地方自治体として公立高校を抜本的に増設するための財源を、国は大幅に補助すること。当面単独制高校にとどめず、すべての高校増設について用地取用費及び建設費の三分の二を国庫負担すること。
二、人口急増地域における学校・幼稚園、保育所等の増設のための用地並びに建築資材の暴騰による自治体財政の困難を配慮し、校舍等施設の建築費はすべて三分の二国庫負担とし、負担金の補助率を引き上げること。
また過疎地域における学校は、地域における文化と住民が未来に希望をつなぐセンターであり、学校統廃合を行わなくてもすむよう大幅の国庫助成を行うこと。
三、教育費の父母負担を解消するため
1 教材・教具・学用品の値上げをただちに中止するとともに、学校給食費並びに通学費の全額国庫負担制度を確立すること。
2 私立幼稚園、高校、大学の父母負担を国公立なみに軽減するために、ひもつきなしで大幅の国庫助成を行うこと。
四、ゆきとどいた教育ができるよう定数法を改正し、昭和五十年年度の教職員定数を大幅に増員す

第二〇五三号 昭和四十九年十二月二十一日受理

ること。

1 クラスの児童、生徒数を三十五名以下、へき地、同和地域などは三十名以下、高校職業課程・定時制は二十五名以下、障害児学校・学級は十名以下とすること。

2 小学校に専科教員を配置し、中学校や小規模高校で「無免許教科担当」をなくすよう定員を増やすこと。

3 すべての学校に養護教諭、事務職員を配置し、学校規模に応じて増員すること。

4 教職員が教育研究にいつそ力が入れられるよう「週一回の研究日」を制度化すること。

五、大学入試難を解消するため、国公立大学の収容定員数を増やすとともに、国公立の大学に働きつつ学ぶ青年のための夜間課程を拡充するため、それに必要な経費を大幅に国庫負担すること。

六、地方自治体が住民の切実な教育要求にこたえられるよう、超過負担解消のために各種国庫補助金の基準を改善するとともに、地方交付税率を四パーセントに引き上げること。

理由

最近、特に都市周辺では中学生が急激に増え、いまの程度に高校へ入学できるためにも、京都で今後十年間に二十校ぐらいの公立高校の増設が必要になっている。また大学進学希望者も年々増大しながら、現役では三人に一人ぐらいしか入学できず、これは全く異常なことである。更に「クラスの半数以上が授業についてゆけない」状況をなくし、すべての子どもにしっかりと学力を育てるために、教科書をわかりやすくし、ゆきとどいた教育ができるよう教職員の数をうんとふやすことが必要である。ところが最近の物価高騰によつて、給食費の値上げをはじめ父母負担はかさむいつぱう、これらの切実な要求にこたえて地方自治体が大幅の予算をくむことはとうてい難しくなっている。

第一八三四号 昭和四十九年十二月十九日受理
昭和五十年度の教育予算に関する請願

請願者 京都市北区大將軍西廬町五五
辻登外五千名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一八三五号 昭和四十九年十二月十九日受理
昭和五十年度の教育予算に関する請願

請願者 京都府熊野郡久美浜町平田四七三
長砂幸男外七千五百十六名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一八三六号 昭和四十九年十二月十九日受理
昭和五十年度の教育予算に関する請願

請願者 京都府北桑田郡京北町宇宮 松本
佳子外九千九百十五名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一九四一号 昭和四十九年十二月二十日受理
昭和五十年度の教育予算に関する請願

請願者 京都市伏見区下鳥羽門面田町一一
八 山田カッ子外四千四百八十名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一三七一号 昭和四十九年十二月十六日受理
人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別
措置の立法化等に関する請願

請願者 大阪府高槻市富田町一ノ九ノ二
江畑初彦外一万名

紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第一四五五号 昭和四十九年十二月十六日受理
人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別
措置の立法化等に関する請願

請願者 大阪府高槻市天王町一二ノ一四
入江淳

紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第一四五六号 昭和四十九年十二月十六日受理
人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別
措置の立法化等に関する請願

請願者 大阪府高槻市氷室町三ノ二ノ三
長井一也外一万名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第一六四四号 昭和四十九年十二月十七日受理
人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別
措置の立法化等に関する請願(十通)

請願者 大阪府茨木市平田二ノ四ノ二三
三宅忠彦外一万名

紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第一八三七号 昭和四十九年十二月十九日受理
人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別
措置の立法化等に関する請願

請願者 大阪府高槻市日吉台五番町一五ノ
九 宮瀬保一外九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第一八三八号 昭和四十九年十二月十九日受理
人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別
措置の立法化等に関する請願(二通)

請願者 大阪府高槻市登町一七四下田部団
地B二九ノ三〇八 衣笠順子外九
百九十九名

人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別
措置の立法化等に関する請願
請願者 大阪府高槻市登町一七四下田部団
地B二九ノ三〇八 衣笠順子外九
百九十九名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第一八三九号 昭和四十九年十二月十九日受理
人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別
措置の立法化等に関する請願

請願者 大阪府高槻市大塚町二ノ四〇ノ七
北瀬泰嗣外九百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第一八四〇号 昭和四十九年十二月十九日受理
人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別
措置の立法化等に関する請願

請願者 大阪府茨木市野々宮二ノ一六ノ五
田村裕一外九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第一八四一号 昭和四十九年十二月十九日受理
人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別
措置の立法化等に関する請願

請願者 大阪府高槻市西面中一ノ一九ノ五
江下昌男外九百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第一八四二号 昭和四十九年十二月十九日受理
人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別
措置の立法化等に関する請願(二通)

請願者 大阪府高槻市西面中一ノ一九ノ五
江下昌男外九百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

請願者 大阪府高槻市大字田能小字伊安条

二〇ノ二 北島猛外九百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第一八四三号 昭和四十九年十二月十九日受理

人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別措置の立法化等に関する請願

請願者 大阪府高槻市津之江町三ノ六〇ノ

一八 森村恒雄外九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第一八四四号 昭和四十九年十二月十九日受理

人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別措置の立法化等に関する請願

請願者 大阪府高槻市赤大路町一ノ六 船

間徳一外九百九十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第一八四五号 昭和四十九年十二月十九日受理

人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別措置の立法化等に関する請願

請願者 大阪府高槻市登美の里町五ノ八

久保魚爾外九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第一九四九号 昭和四十九年十二月二十日受理

人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別措置の立法化等に関する請願

請願者 大阪府高槻市桃園町二ノ一 川瀬

義一外三名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第一四五四号 昭和四十九年十二月十六日受理

学校災害補償法制定に関する請願

請願者 高知県南国市白木谷一、八〇六

川添保外千五百名

紹介議員 塩見 俊二君

学校災害から子供の命を守り、教育を受ける権利と生活を保障するより、国の費用と責任による学校災害補償法を一日も早く制定されたい。

理由

最近、学校の教育の中で起こる災害は八十万件をこえ、交通事故をこえる深刻な問題となつていて、学校災害の補償は極めて不十分な内容の学校安全法しかないため、一生寝たきりになる障害を受けた場合には、家を手放し一家離散し、看病疲れて母親が倒れる等の悲惨な事態さえ起きている。また、山形、岩手、高知において、裁判にもちこまれ係争中の事例もある。

第一八四九号 昭和四十九年十二月十九日受理

学校災害補償法制定に関する請願

請願者 高知県土佐市波介 森田章外七百

八十八名

紹介議員 林 直君

この請願の趣旨は、第一四五四号と同じである。

第一五七四号 昭和四十九年十二月十七日受理

大学院生に対する育英会奨学金等の大幅改善に関する請願

請願者 横浜市磯子区岡村町二一七ノ六

堀野隆外三百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

来年度予算案作成に当たり、次の事項を実現されたい。

一、大学院生が仕送り、アルバイトなしに研究、

勉学生活を送れるよう育英会奨学金を大幅に増額すること。

二、最低限、昭和五十年年度省概算要求に盛り込まれた額(MC三万六千円、DC四万六千円)を削減しないこと。

三、私立大学の学内奨学金のための資金として盛られた文部省概算要求額(一億五千六百万円)を削減しないこと。

四、奨学金が希望者全員に貸与されるよう、貸与人数を大幅に増やすこと。

五、国公立大学と、私立大学との間に存在する貸与率(院生総数で育英奨学金貸与院生数を割つたもの)の較差を是正すること。

理由

昨今の諸物価高騰は、日本の科学技術の最先端を担うべく努力している大学院生に対し、その生活を危うくし、研究活動の継続を困難ならしめる状況を生みだしている。

第一六四七号 昭和四十九年十二月十七日受理

国立滋賀医科大学に口腔外科学講座の設置に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀

県議会議員 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

国立滋賀医科大学に口腔外科学講座を設置されたい。

理由

最近における口腔内悪性腫瘍患者の増加や交通事故等による口腔外傷の多発により、歯科医療、研究、教育機関の充実を急を要するものがあるとともに、県民の歯科保健衛生水準の一層の向上を図る必要がある。

第一六八七号 昭和四十九年十二月十八日受理

私立学校振興助成法(仮称)の制定に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

高橋 耕 夏目 忠雄君

昨年来の物価の高騰と人件費の増加は、私立学校の経営を著しく困難に陥れており、教育の質的充実の確保が危ぶまれているから、私立学校教育の振興と経営の充実を図るため、私立学校振興助成法(仮称)を早急に制定されたい。

第一八一三三号 昭和四十九年十二月十九日受理

私立学校振興助成法(仮称)の制定に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議内

岩本忠雄

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一六八八号 昭和四十九年十二月十八日受理

高等学校施設整備に係る財政措置に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

高橋 耕

紹介議員 夏目 忠雄君

高等学校の施設は老朽化がはなはだしく、早急に増改築する必要に迫られているが、地方自治体の財政は厳しく、これが解決に苦慮しているから、次の事項を速やかに実現されたい。

一、用地取得事業についても国庫補助対象とすること。

二、高等学校施設整備事業債を新設し、その償還金に対する利子補給制度を設けること。

第一八一四号 昭和四十九年十二月十九日受理

高等学校施設整備に係る財政措置に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議内

岩本忠雄

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

第一八三三号 昭和四十九年十二月十九日受理
国立の大学、試験研究機関に対する予算の増額等
に関する請願

請願者 宮城県仙台市川内追廻一五四 齊
藤保夫外二百六十名

紹介議員 片岡 勝治君

当面の緊急措置として、国立の大学と試験研究機
関に対して昭和四十九年度予算の経費の増額につ
いて補正を行うこと及び公私立の大学に対して国
庫助成の追加支出を行うことを要望する。

理由

大学や試験研究機関では、一般物価の上昇に加え
実験材料や器具の予算増を上回る値上がりのため、
図書が買えなくなったり、大型機械の運転が
ストップしたり、学生実験をやめたりするような、
研究・教育上重大な支障が生じている。

第一八八四号 昭和四十九年十二月十九日受理
国立の大学、試験研究機関に対する予算の増額等
に関する請願

請願者 宮城県仙台市国見二ノ一二ノ一二
酒井博一外二百九十八名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第一八九二号 昭和四十九年十二月十九日受理
国立の大学、試験研究機関に対する予算の増額等
に関する請願

請願者 宮城県仙台市柏木三ノ九ノ一三
井上博之外二百九十五名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第二一〇一号 昭和四十九年十二月二十一日受

理
国立の大学、試験研究機関に対する予算の増額等

に関する請願

請願者 東京都文京区湯島一ノ九ノ一六日
本科学者会議内 佐藤茂外二百七
十八名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第一八八三号 昭和四十九年十二月十九日受理
学校法人立幼稚園補助金等に関する請願

請願者 静岡県清水市興津本町三六三 松
永雄道外六百五十六名

紹介議員 青木 新次君

学校法人立幼稚園(私立学校)の振興を図るため、
次の事項の実現を期された。

- 一、本年度当初予算確定以降の給与改定に伴う人
件費急増に対応するため、四十九年度地方交付
金交付税の補正予算を早急に計上すること。
- 二、昭和五十年年度予算にはじめて計上され
た「私立学校経費の助成に必要な経費(私立
高・中・小・幼分百七十億円)」を実現させ、併
せて現行の地方交付金による助成額を増額する
こと。
- 三、学校法人立幼稚園を含めた私立学校振興法を
昭和五十年年度から実施できるよう制定するこ
と。

理由

諸物価の高騰、とりわけ人件費の急増は私学の経
営を著しく圧迫している。特に本年度は人材確保
法の実施、加うるに人事院勧告による給与の大幅改
善があり、これはそのまま私学にも波及するので、
これに対応する人材費財源の確保に全く苦慮して
いる現況である。既に教育費の保護者負担の公私
格差は著しく、この上の負担増は私たち若年層の
父母として、また私立幼稚園設置者としても容易
ではない。

第一九四二号 昭和四十九年十二月二十日受理

大学院生、研究生に対する育英会奨学金等の大幅
改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市向山二ノ六ノ一一木
村方 中村隆外二千四十七名

紹介議員 岩間 正男君

一、育英会奨学金の貸与月額を大幅に増額するこ
と。

(当面、全国の院生が最低限必要額として強く要
求している五万円を要求する。)

二、貸与率を大幅に引き上げ、希望者全員に貸与
すること。

(貸与率引き上げについては、大学間の格差を解
消する方向でこれをすすめること。)

三、返還免除額の拡大など、返還時の負担を軽減
する措置をとること。

四、育英会奨学金の返還に関する「特別免除規定」
及びその運用を改善し、返還の猶予期間の延長
を図ること。

理由

私たち大学院生、研究生が、勉学に励み、広く研
究能力を身につけ、日本の教育と研究、科学技術
の担い手としての役割を果たせるよう成長して行
く上で、種々の深刻な事態を解決して行くことが
緊急の課題である。そのためには、前記事項を早
急に実現することが不可欠となつていく。

第一九四四号 昭和四十九年十二月二十日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府南河内郡美原町阿弥三四
池田品雄外十一名

紹介議員 河田 賢治君

私学の危機を打開し、私学が真に国民の期待にこ
たえられるよう、次の事項の実現を図りたい。

一、私学における学費負担の軽減を図るため、授
業料に対する大幅な補助を実現すること。
二、教職員の定員をはじめ、施設・設備を現行設
置基準に到達させるため、その充実に必要な助
成を行うこと。

三、私立大学の教育・研究条件を充実するための
大幅助成を行うこと。

四、私学教職員の人員費に対する大幅助成を行う
こと。

五、奨学金の国公私立間の差別を解消し、奨学金
の増額及び適用範囲の拡大を図り、夜間大学生
と定時制高校生徒の奨学制度を抜本的に改正す
ること。

六、一般経費助成の増額を図ること。

七、公費助成の適正と民主的配分を保障する特別
の機関を設置すること。

八、以上の私学に対する公費助成が、真にその目
的を達成し、私立学校教育の振興を図るため、
私立学校助成法を制定すること。

理由

一、私学は財政面において、年ごとに危機的な様
相を深めており、教育・研究面でも極めて憂
べき状態にあるが、この重要な原因は、国の助
成金が不十分であり、助成政策の基本が教育優
先の原則に立っていないことにある。

二、私学助成は、何よりも教育優先の原理に支え
られ、学費値上げを抑えらるるとともに、学費軽減
に対する直接有効な補助をはじめとして、私学の
教育・研究条件の充実、教職員の生活、労働条
件の改善・向上に積極的に役立つものでなければ
ならない。

三、教育の機会均等を保障し、教育・研究発展の
ための条件を整備することは、本来国家がその
責任を負うべき仕事である。

第一九四五号 昭和四十九年十二月二十日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都大田区池上三ノ一ノ一四
駒井さゆり外三百三十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。

第一九四八号 昭和四十九年十二月二十日受理
私立小・中・高等学校に対する国庫補助金等に関する請願

請願者 宮崎市昭和町三宮崎県私立中学高等学校協会内 大坪資秀

紹介議員 上條 勝久君

一、「私立学校振興法」を早期に（昭和五十年から）制定実施すること。

二、都道府県の私学助成金に加へて、同法案の趣旨にのつとる昭和五十年度の「私立高等学校以下に對しその經常費に對する国庫補助金」予算の満額以上の実現を図ること。

三、昭和四十九年度の私立学校に對する補助金の追加補正予算を計上すること。

第二二〇二号 昭和四十九年十二月二十一日受理

私立大学に對する国の助成の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市左京区北白川西町七五 塚本静外二百八十名

紹介議員 内田 善利君

大学の自治と學問の自由を堅持しつつ、國民の教育要求にこたえて、憲法ならびに教育基本法の定める教育の機会均等を實質的に確保するため、私立大学に對し、次の事項の実現を図られたい。

一、昭和四十九年度については、經常費二分の一助成を、実員・実額に基づき、完全に実施するための措置を補正予算で講ずること。

二、昭和五十年から当面三箇年について

1 国立大学の学生一人あたり経費の二分の一相当額を、国は私立大学に對し、学生一人あたり経費として負担すること。

2 育英資金の貸与を給付に改め、その受給率を国立大学なみに引き上げること。また、父母の負担する税額について学費控除を行うなど学費負担軽減の措置を講ずること。

3 私立大学の借入金について、財団融資額の

拡大と、利子の引下げおよび利子補給を行うこと。

4 国庫助成の配分にあたつては、配分基準を明確にし、公正な配分を期すること。

5 以上の国庫助成とその配分の制度的保証のため、三箇年にわたる年次計画を内容とする必要な立法措置を講ずること。

第七十三回国会閉会後文教委員会会議録第一号 中正誤

ベシ 段 行 誤

三 四 二 義務制です

セ 二 二 入ったって

二 六 二 入ります。」と。

三 六 二 入ります。」と。

三 六 二 入ります。」と。

三 六 二 入ります。」と。

三 六 二 入ります。」と。

三 六 二 入ります。」と。

三 六 二 入ります。」と。

三 六 二 入ります。」と。

正

義務制です

入りたくても

入ります。」と。

入ります。」と。

入ります。」と。

入ります。」と。

入ります。」と。

入ります。」と。

入ります。」と。

入ります。」と。

動機

勸議

昭和五十年一月十六日印刷

昭和五十年一月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W